

T-Connect 利用規約

T-Connect 利用規約（以下、「本規約」といいます）は、トヨタコネクティッド株式会社（以下、「TC」といいます）およびトヨタ自動車株式会社（以下、「TMC」といい、TC および TMC を総称して「当社」といいます）が提供する自動車向け情報通信サービス「T-Connect」およびそのオプションサービス（以下、これらを総称して「T-Connect」といいます）の利用条件を定めるものです。

第1条（本規約の適用範囲等）

1. 本規約は、T-Connect を利用する契約者等（第3条にて定義します。以下、同じです）と当社との間の T-Connect の利用に関する関係一切に適用されます。
2. 当社は、T-Connect の利用条件等に関して、別途個別の規約（以下、「個別規約」といいます）を設けることがあります。個別規約は、本規約と一体となり、その一部を構成するものとし、契約者等は、T-Connect を利用する際には、本規約に加えて個別規約の定めも遵守するものとします。ただし、本規約と個別規約の定めが矛盾または抵触する場合には、個別規約の定めが優先して適用されるものとします。

第2条（本規約等の変更）

1. 当社は、本規約および個別規約（以下、これらを総称して「本規約等」といいます）を、契約者（第3条にて定義します。以下、同じです）への通知および契約者の同意を得ることなく、変更することができるものとします。ただし、関係法令等に基づき契約者の同意を得ることが必要となる変更を行う場合は、当社の定める方法で契約者の同意を得るものとします。
2. 当社は、前項に基づき本規約等を変更する場合には、変更後の本規約等の内容およびその効力発生時期を、当該効力発生日の7日前までに、以下に掲載する方法で周知するものとします。

<https://toyota.jp/tconnectservice/tcterms/>

第3条（定義）

- (1) 契約者：当社との間で T-Connect の利用に関する契約を締結した者をいいます。
- (2) T-Connect 利用契約：当社と契約者との間で成立する T-Connect の利用に関する契約をいいます。
- (3) 基本サービス：T-Connect のうち、別紙1の別表1A～G「基本サービス」に記載の各サービスおよび当社が「T-Connect」の名称で対象車両向けに提供するその他のサービス（オプションサービスを除きます）を総称していいます。
- (4) オプションサービス：T-Connect のうち、別紙1の別表1A～G「オプションサービス」に記載の各サービスを総称していいます。
- (5) T-Connect 基本契約：T-Connect 利用契約のうち、当社と契約者との間で成立する基本サービスの利用に関する契約をいいます。
- (6) オプションサービス契約：T-Connect 利用契約のうち、当社と契約者との間で成立するオプションサービスの利用に関する契約をいいます。
- (7) オプションサービス提供事業者：TC または TMC のうち、各オプションサービスの提供主体となる者をいいます（TC および TMC が共同でオプションサービスを提供する場合には、当該オプションサービスに係るオプションサービス提供事業者とは、TC および TMC を総称していいます）。
- (8) 利用車両：契約者が所有または利用等する権限を有するトヨタブランドの対象車両のうち、T-Connect 利用契約に基づき、T-Connect を利用する車両として指定された車両をいいます。
- (9) 車両利用者：第8条第1項の定めに基づき契約者から利用車両における T-Connect の利用を許諾された者をい

います（契約者自身を含みません）。

- (10) 権限受領者：第 8 条第 2 項の定めに基づき契約者から T-Connect の利用権限を付与された者をいいます（契約者自身を含みません）。
- (11) 契約者等：契約者、車両利用者および権限受領者を総称していいます。
- (12) 「TOYOTA アカウント」：各種連携サービスをご利用いただける TMC 発行のお客様認証サービスです。
- (13) T-Connect ID：契約者に発行される契約 ID をいいます。
- (14) 車載機：利用車両搭載のカーナビゲーション端末またはディスプレイ付オーディオ端末のうち、T-Connect を利用できるものをいいます。
- (15) 情報通信端末：携帯電話、パソコン、スマートフォンその他当社所定の情報通信端末をいいます（DCM を含みません）。動作確認済の携帯電話、スマートフォンについては、こちら（<https://g-book.com/pc/etc/faq/mobile/n/top.html>）からご確認ください。
- (16) DCM：対象車両に搭載する自動車装着専用データ通信モジュールをいいます。なお、DCM におけるデータ通信は、第 4 条第 4 項に規定する場合を除き、TC により提供されます。詳細は、DCM 通信サービスに関する重要事項説明書をご確認ください。
- (17) 通信機：DCM および動作確認済の携帯電話、スマートフォンをいいます。
- (18) センター：T-Connect を運営・提供するために、TC が管理し、運用し、または保有するシステムおよび運営組織をいいます。
- (19) 位置情報：車載機および DCM よりセンターに対して情報を送信した時点における利用車両のおおよその所在場所の情報をいいます。
- (20) 契約データ：契約者（契約者が法人である場合には、契約者の担当者を含みます）の氏名・名称、住所、電話番号およびメールアドレス等の契約者に関する情報、ならびに契約者の T-Connect 利用契約の内容および利用状況等 T-Connect 利用契約に関する情報で、T-Connect の個人情報等の取得と利用について（<https://toyota.jp/tconnectservice/tc/terms/>）に定めるものをいいます。
- (21) 車両データ：利用車両の車名・車体（車台）番号等の車両に関する情報、利用車両の走行距離・位置情報等の走行状況に関する情報および利用車両の警告の表示情報等の車両状態に関する情報で、T-Connect の個人情報等の取得と利用について（<https://toyota.jp/tconnectservice/tc/terms/>）に定めるものをいいます。
- (22) My TOYOTA (WEB)：T-Connect に関する契約者向けのウェブサイト（<https://toyota.jp/member/mytoyota/>）をいいます。
- (23) My TOYOTA+：TMC が My TOYOTA+の名称で提供する T-Connect の一部サービスの利用に必要なスマートフォン用アプリケーションをいいます。
- (24) 関係機関：警察および消防等の機関をいいます。
- (25) 緊急事態：以下の場合をいいます。
 - ① 交通事故、急病その他の事由により利用車両の乗員または利用車両との交通事故の負傷者等を医療機関その他の場所へ緊急に搬送する必要が発生した場合
 - ② 利用車両の乗員等の生命・身体が重大な危険に晒されるような切迫した事態が発生した場合
 - ③ 交通事故等による利用車両の損壊があった場合、または火災が発生した場合
- (26) 自動通報：エアバッグの展開または利用車両への一定以上の衝撃等と連動して、通信機から自動的になされる通報をいいます。
- (27) 手動通報：ボタンの押下等の手動操作により、通信機からなされる通報をいいます。
- (28) 盗難発生警報装置：利用車両に搭載される機器であり、利用車両に盗難が発生した場合、または盗難発生の蓋然性を有する事象が発生した場合、音または音および灯光等により、利用車両の車外へ警報を発すると共に、車載機および DCM に対して、盗難発生または盗難発生の可能性に関する警報信号を送る装置をいいます。

- (29) 通報：緊急事態発生時に、自動通報または手動通報によりなされる、車両位置等のデータおよび音声を含む発信をいいます。
- (30) 車載機専用アプリ：Apps 上で利用できる車載機専用のアプリケーションをいいます。なお、車載機専用アプリを利用するには、TC または車載機専用アプリ提供事業者が当該車載機専用アプリの利用に関して別途定める規約を遵守する必要があります。
- (31) 車載機専用アプリ提供事業者：車載機専用アプリを提供する事業者（TC を含みません）をいいます。
- (32) 車載機専用アプリ提供事業者サービス：車載機専用アプリ提供事業者が提供する、アプリケーションおよびコンテンツ等のサービスをいいます。
- (33) 協業サービス：T-Connect の全部または一部と連携する他社の提供するサービスをいいます。
- (34) 協業事業者：協業サービスを提供する事業者をいいます。
- (35) 取次先サービス：T-Connect を通じて当社が取次ぎを行うことのできる他社の提供するサービスをいいます。
- (36) 取次先事業者：取次先サービスを提供する事業者をいいます。
- (37) 外部サービス：Apps の全部または一部と連携するアプリケーションおよびコンテンツ等で、Apps 以外のサービスをいいます。
- (38) 外部サービス提供者：外部サービスを提供する者をいいます。
- (39) 外部サービス契約：外部サービスに関する契約をいいます。
- (40) 外部サービス連携機能：外部サービスと連携するための Apps の機能をいいます。
- (41) 販売店：契約者が利用するトヨタブランドの車両を購入した販売店（車両を販売する法人を指すものとし、法人の全ての事業所（店舗）を含みます、以下同じです）、および契約者または車両利用者が指定した販売店をいいます。

第4条（T-Connect 利用契約の申し込み）

1. T-Connect 利用契約は、利用車両 1 台ごとに、契約者と当社（ただし、オプションサービス契約については、オプションサービスの提供事業者）との間で成立するものとし、これに反する申し込みを行うことはできません。
2. T-Connect 利用契約の締結を申し込もうとする者（以下、「申込者」といいます）は、本規約等の定めを理解し、これを承諾したうえで、当社所定の方法に従い、T-Connect 利用契約の締結を申し込むものとします。また、T-Connect 基本契約の契約者または申込者が、新たにオプションサービス契約の締結を申し込む場合も、同様とします。
3. T-Connect の申し込みに必要な情報の全部または一部を提供しない場合、または本規約等に同意しない場合には、T-Connect 利用契約の締結を申し込むことはできません。
4. T-Connect エントリーまたは T-Connect スタンダード利用契約の申し込みを行った場合には、KDDI 株式会社（以下、「KDDI」といいます）に対して、KDDI の「カーテレマティクス向けモジュールに関する通信特約」に定める通信サービス契約にお申し込みいただいたこととなります。DCM におけるデータ通信は、KDDI により提供されます。
5. 一部の申込方法およびサービスプランにおいては、T-Connect 利用契約の申し込み、締結および契約継続のためには、「TOYOTA アカウント」および T-Connect ID との連携が必要であり、申込者および契約者は、自己の責任と費用負担において、「TOYOTA アカウント」を取得し、保有するものとします。
6. 前項に定める場合のほか、申込者および契約者は自己の責任と費用負担において、「TOYOTA アカウント」を取得し、自らの「TOYOTA アカウント」と T-Connect ID を連携させるものとします。なお、「TOYOTA アカウント」と T-Connect ID との連携を行っていない場合、T-Connect のサービスが制限して提供されることがあり、申込者および契約者はあらかじめこれを承諾します。
7. 「TOYOTA アカウント」の利用に関しては、TOYOTA アカウント利用規約（<https://id.toyota/commonTerms/content/>）（以下、「TOYOTA アカウント規約」といいます）が適用され、申込者および契約者は、本規約と抵触しない限りにおいて、TOYOTA アカウント規約の定めるところに従うものとします。

第5条 (T-Connect 利用契約の成立)

1. T-Connect 利用契約は、前条第2項の申し込みが TC に到達した後、当社が当該申し込みを承諾したときに成立するものとします。なお、申込者が当該申し込みを行った T-Connect のサービスを利用することができる状態となった場合には、その時点で、当社が承諾をしたものとみなします。
2. TMC は、TC に対し、T-Connect 利用契約に関する、申し込みの諾否、変更、解約、解除およびその他の意思表示（本規約等において TC および TMC が意思表示することとされているものを含みます）について包括的に委任するものとし、TMC の顕名の有無を問わず、TC による当該意思表示については、TMC にその効果が帰属するものとします。

第6条 (契約書面等の交付方法)

1. TC は、警備業法および電気通信事業法に基づいて契約締結前後にお渡しする書面について、当該書面の交付に代えて、当社指定ウェブサイト (<https://toyota.jp/tconnectservice/tcterms/>) において PDF 形式 (Adobe Reader で閲覧可能な状態) で掲載することにより当該書面に記載すべき情報を提供します。
2. 前項の規定にかかわらず、契約者は、末尾記載の T-Connect サポートセンターに連絡をすることで、前項の書面の交付を求めることができるものとします。

第7条 (T-Connect のサービス内容)

1. T-Connect は、日本国内で提供される対象車両向けの情報通信サービスであり、基本サービスおよびオプションサービスにより構成されます。
2. 基本サービスおよびオプションサービスの内容は、別紙2または各オプションサービスの個別規約に定めるところによります。利用者は、これらに定める利用条件等に従って各サービスを利用するものとします。
3. オプションサービスを利用するためには、T-Connect 基本契約に加えてオプションサービス契約の締結が必要です。オプションサービスは、T-Connect 基本契約の締結を前提として提供される付加的なサービスであり、T-Connect 基本契約の締結を申し込むことなく、オプションサービス契約の締結のみを申し込むことはできません。また、T-Connect 基本契約が終了した場合には、オプションサービス契約も同時に終了します。
4. 当社は、T-Connect のサービスの一部または全部をいつでも変更または終了することができるものとします。ただし、当該変更または終了が契約者等に重大な影響を及ぼすものと認められる場合、当社は、あらかじめ当該変更または終了の内容および時期を契約者に周知するよう努めるものとします。

第8条 (T-Connect の利用範囲)

1. 契約者は、自ら T-Connect を利用することができるほか、自己の責任と費用負担において、利用車両を使用する第三者（車両利用者）に対して当該利用車両の使用に伴い T-Connect の各サービスを利用させることができます。ただし、T-Connect のサービスによっては、車両利用者が利用できないものもありますので、あらかじめご了承ください。
2. 前項に定めるほか、一部のサービスプラン (https://toyota.jp/tconnectservice/service/sp_app.html) においては、契約者は、自己の責任と費用負担において、My TOYOTA+を用いて、「TOYOTA アカウント」を保有する第三者（権限受領者）に対して T-Connect のうち当社指定のサービスの一部機能を利用する権限を付与することができます（以下、「クルマの操作の共有」といいます）。ただし、権限受領者が利用できるサービスの範囲・内容は、利用車両、車載機および通信機の有無や種類ならびに契約者の契約形態、利用権限の付与状態により異なります。なお、契約者および権限受領者は、My TOYOTA+を利用する際には、TMC が My TOYOTA+の利用条件等に関し別途設ける個別の規約がある場合には当該個別の規約の定めを遵守するものとします。
3. 契約者は、車両利用者または権限受領者が車載機または情報通信端末を通じて契約データまたは車両データを閲覧

することができることを理解し、これを承諾のうえ、車両利用者に T-Connect を利用させ、または権限受領者にクルマの操作の共有を行うものとします。また、契約者が第三者（車両利用者および権限受領者を含みます）に利用車両を使用させる場合は、契約者は、当該第三者に対して、契約者および権限受領者が車載機または情報通信端末を通じて車両データを閲覧することができること、ならびに T-Connect の個人情報等の取得と利用についておよび T-Connect の通信情報等の取得と利用について（<https://toyota.jp/tconnectservice/tcterms/>）の定めを理解させ、その同意を取得したうえで、利用車両を使用させるものとします。

4. 当社は、利用車両から取得したデータを利用車両ごとに処理および管理するものとし、第三者（車両利用者および権限受領者を含みます）が利用車両を使用する場合であっても、契約者が使用する場合と同等の方法で一括して取り扱います。また、当社は、契約者等より、T-Connect の個人情報等の取得と利用について（<https://toyota.jp/tconnectservice/tcterms/>）第9条に定める開示等請求を受けた場合、利用車両ごとに処理および対応するものとします。
5. 契約者は、車両利用者および権限受領者をして、本規約等の定めを理解させ、これを遵守させるものとします。また、車両利用者および権限受領者が行った行為については、契約者自らが行った行為とみなされ、契約者は、当該行為について一切の責任を負うものとします。
6. 契約者が第三者との間で別途締結する利用車両の貸渡契約（契約の名称を問いません。以下、本項において同じです）に基づき、当該第三者（車両利用者）に対して利用車両の使用に伴い T-Connect を利用させる場合には、契約者は、当該第三者（車両利用者）に対して、当該貸渡契約の中で、本規約等の各条項を周知するとともに、これを遵守させる義務を課すものとします。
7. 契約者と車両利用者または権限受領者との間で紛争が発生した場合、当該紛争は当事者間で解決されるものとし、当社は、一切の責任を負いません。

第9条（必要機器・ID等の管理）

1. 契約者等は、T-Connect の利用に必要な車載機、通信機その他周辺機器の通信回線を自己の責任と費用負担で用意し、また、T-Connect の利用に別途通信費および通話料を要する場合にはこれを自ら負担するものとします。
2. 契約者は、T-Connect の利用にあたり必要となる ID、パスワードその他の暗証番号（以下、総称して「ID等」といいます）を自ら責任をもって管理するものとし、当該 ID等を使用してなされた一切の行為およびその結果について、その行為を自らなしたか否かを問わず、一切の責任を負うものとします。
3. 契約者は、本規約等で許容される場合を除き、自己の ID等を、第三者に対して譲渡、貸与、公表等し、またはその他の方法で第三者に使用させてはならないものとします。

第10条（T-Connect の提供の一時的な中断）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、契約者に対し事前に通知することなく、T-Connect の一部または全部の提供を一時的に中断することがあります。

- (1) T-Connect またはそれに関連するシステムの保守を、定期的にまたは緊急に行う場合
- (2) 火災、停電等により T-Connect の提供ができなくなった場合
- (3) 地震、噴火、洪水、津波等の天災または疫病の流行等の不可抗力により T-Connect の提供ができなくなった場合
- (4) 戦争、暴動、騒乱、労働争議等により T-Connect の提供ができなくなった場合
- (5) 法令または管轄官公庁の要請に基づく場合
- (6) 通信サービスが停止した場合または車載機もしくは通信機の使用環境等の事情により通信障害が生じた場合
- (7) その他運用上もしくは技術上 T-Connect の提供の一時的な中断が必要な場合

第11条（利用料金の支払い）

1. 契約者は、T-Connect 基本契約に基づき、基本サービスの利用料金として別紙1に定める金額（それに対する消費税および地方消費税を含み、以下、「T-Connect 基本利用料」といいます）を、当社に対して支払うものとします。
2. 契約者は、各オプションサービス契約に基づき、オプションサービス利用料金として各オプションサービスの個別規約に定める金額（それに対する消費税および地方消費税を含み、以下、「オプションサービス利用料」といいます）を、オプションサービス提供事業者に対して支払うものとします。
3. T-Connect 基本利用料およびオプションサービス利用料（以下、これらを総称して「本件料金」といいます）の支払方法および支払期日は、別紙1に定めるところに従うものとします。ただし、各オプションサービスの個別規約に別段の定めがある場合には、当該個別規約の定めに従うものとします。
4. 契約者が指定口座振込による支払いを行う場合において、契約者の支払った金額が本件料金および当社と契約者との取引に基づき当社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、当社が適当と認める順序、方法によりいずれの債務にも充当することができるものとします。
5. T-Connect 利用契約の全部または一部が、解約、解除またはその他事由のいかんを問わず終了した場合であっても、当社は、既に支払われた本件料金の払い戻しを行いません。ただし、本規約または個別規約で別段の定めがある場合は、この限りではありません。
6. T-Connect 利用契約の全部または一部が、解約、解除またはその他事由のいかんを問わず終了した場合で、当該終了した時点で、契約者が当該終了した契約に基づき、またはそれに関連して、当社またはオプションサービス提供事業者に対して債務（本件料金の支払債務を含みますが、これに限られません）を有するときには、契約者は、当該債務について当然に期限の利益を喪失し、直ちに当社またはオプションサービス提供事業者に対して当該債務を支払うものとします。
7. 解約、解除、契約期間満了その他事由のいかんを問わず T-Connect 利用契約が終了した日から最大3日間は T-Connect の一部のサービスがご利用いただける状態が継続している場合があります。その場合であっても、当社は、契約が終了した日以降の T-Connect 基本利用料およびオプションサービス利用料は請求しません。

第12条（個人情報等の取扱い）

1. 当社は、T-Connect の提供にあたり取得した契約者等の個人情報を T-Connect の個人情報等の取得と利用について (<https://toyota.jp/tconnectservice/tcterms/>) に従い、適切に取り扱います。
2. 当社は、契約者等の個人情報を、T-Connect の個人情報等の取得と利用について (<https://toyota.jp/tconnectservice/tcterms/>) に定めるところにより、第三者に提供することがあり、契約者等はこれを確認のうえ、内容に同意するものとします。

第13条（知的財産権）

T-Connect を通じて契約者等に提供される情報およびコンテンツ等に関する著作権、商標権および意匠権等の知的財産権は、当社その他正当な権限者に帰属するものとし、契約者等は、当該コンテンツ等を複製、改変、頒布、譲渡、貸与または公衆送信（送信可能化を含みます）等し、またはその他の方法で当社または第三者の知的財産権を侵害してはならないものとします。

第14条（禁止行為）

1. 契約者は、T-Connect の利用に際し、白らならびに車両利用者または権限受領者をして次の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 当社または第三者の権利、財産もしくはプライバシーを侵害する行為
 - (2) 当社または第三者の名誉もしくは信用を棄損する行為
 - (3) 当社に対して虚偽または不正確な事実を提供する行為

- (4) 著しく粗野または乱暴な行為
 - (5) T-Connect の提供に従事する者の名誉、信用を棄損もしくはその性的羞恥心を害する行為
 - (6) T-Connect の提供に係る設備機器・システム等に対して過度な負担を与える行為、または当該設備機器・システム等を分解・改造等する行為
 - (7) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、または書き込む行為
 - (8) 当社による T-Connect の提供または運営を妨害する行為、またはそのおそれのある行為
 - (9) 利用車両の走行中に運転者に車載機を操作させる等、利用車両の安全運転に支障を及ぼすおそれのある態様で T-Connect を利用する行為
 - (10) 当社に対して社会通念上相当な範囲を超えて要求する行為、または要求内容が相当であっても当該要求を実現するために、自らまたは第三者を利用して、当社に対して社会通念上不相当な手段・態様（暴言、脅迫、強要、長時間の拘束等）を用いる行為
 - (11) 法令または公序良俗に違反する行為
 - (12) 本規約等の定めに違反する行為
 - (13) その他当社が不適切と判断する行為
2. 当社は、契約者が前項各号のいずれかに違反すると判断した場合、T-Connect の全部または一部の提供を中断または停止することがあります。

第15条（変更の届出）

1. 契約者は、氏名、住所、電話番号、クレジットカード番号その他当社への届出内容に変更があった場合、当社所定の方法に従い、速やかに当社に対して変更届出を行うものとします。
2. 第4条に定める「TOYOTA アカウント」と T-Connect ID との連携を行っている契約者が「TOYOTA アカウント」に登録されている情報のうち、前項の届出事項に該当する情報について、TMC 所定の方法で「TOYOTA アカウント」の登録情報の変更届出を行ったときは、前項の届出が行われたものとして取り扱います。
3. 契約者が第1項の届出を怠ったことにより契約者等に損害・損失等が発生した場合であっても、当社は、一切責任を負いません。

第16条（利用車両譲渡時等の取扱い）

1. 契約者は、第三者への譲渡または棄損・滅失等により利用車両を所有・利用等しなくなった（以下、「譲渡等の事実」といいます）場合には、直ちに当社所定の手続きにより、譲渡等の事実を当社に届け出るものとします。
2. 当社において前項の届出受付処理を行った日もしくは前項の届出が当社に到達した日から起算して5営業日目のいずれか早い日、または前項の届出の有無にかかわらず当社が譲渡等の事実を知った時点で、T-Connect 利用契約は当然に終了します。
3. 当社は、契約者のプライバシーを保護し、また、利用車両の安全を確保するため、契約者の利用車両の譲渡等の事実の有無を確認することを目的として、一般財団法人自動車検査登録情報協会の提供する自動車検査登録情報提供サービス（以下、「AIRIS」といいます）を利用できるものとします。
4. 当社が、AIRIS により契約者の利用車両について下記のいずれかに該当することを検知した場合、抹消、一時抹消あるいは変更の各登録のされた日の属する月の翌々月末日に、T-Connect 利用契約は当然に終了します。
 - (1) 利用車両について抹消登録がされたこと
 - (2) 利用車両について一時抹消登録がされたこと
 - (3) 利用車両の「使用者の氏名または名称」および「使用者の住所」の双方の内容が同月内に変更登録されたこと。
ただし、利用車両の「使用者の氏名または名称」および「使用者の住所」の双方が変更登録された日の属する月の前月から翌々月末日の前日 18 時までの間に、当社に対し、第15条に基づき住所、氏名その他当社所定の項

目のうちいずれかの変更届出があった場合を除く。

5. 前項に基づく T-Connect 利用契約の終了により契約者等に損害・損失等が発生した場合であっても、当社は、当該損害・損失等について一切の責任を負いません。
6. 契約者は、利用車両を第三者へ譲渡または貸与する等自己の直接占有から離脱させる場合、自己の責任と費用負担において、車載機または通信機に入力された契約データおよび車両データのすべてを、所定の手続きにより消去するものとします。万が一、契約者が所定の手続きを経ずに、または所定の手続きを正しく行わずに、車載機に入力された契約データおよび車両データが第三者に閲覧された場合または漏洩した場合であっても、当社は、一切の責任を負いません。
7. 契約者は、譲渡等の事実が発生した場合、利用車両の新たな所有者および占有者の同意がない限り、いかなる手段によっても、当該利用車両の車載機または通信機に蓄積されるデータにアクセスしてはならないものとします。
8. 契約者が第1項、第6項または第7項の定めに違反したことにより第三者に損害が発生し、または第三者との間で紛争が生じた場合には、契約者は、自己の責任と費用負担において、当該損害を賠償し、または紛争を解決するものとし、当社はこれらについて一切の責任を負いません。

第17条（契約期間）

本規約等に別段の定めがない限り、T-Connect 基本契約の契約期間は別紙 1A～G に定めるところにより、オプションサービス契約の契約期間は、各オプションサービスの個別規約に定めるところによるものとします。

第18条（T-Connect 利用契約の解約）

1. 契約者は、T-Connect 利用契約の全部または一部の解約（オプションサービス契約のみの解約も含みます）を希望する場合、解約を希望する契約を明らかにして、当社所定の手続きにより当社に解約を届け出るものとします。
2. 前項の解約届出の対象となった各 T-Connect 利用契約は、本規約等で別段の定めがない限り、次の各号に定める日に解約の効力が生じるものとします。
 - (1) T-Connect 基本契約を解約する場合：当社において解約処理を行った日または解約届出が当社に到達した日から起算して5営業日目のいずれか早い日。
 - (2) 各オプションサービス契約を解約する場合：解約届出が当社に到達した日の属する各オプションサービス契約期間の満了日。
3. 前項の定めにかかわらず、各オプションサービス契約の解約の効力発生日以前に T-Connect 基本契約が事由のいかんを問わず終了した場合には、T-Connect 基本契約の終了時点でオプションサービス契約は終了するものとします。
4. T-Connect 利用契約の解約、解除、その他事由のいかんを問わず T-Connect 利用契約が終了した場合、当社は、契約者に代わり、協業サービスまたは取次先サービス（以下、本項において「協業サービス等」といいます）の提供事業者に対して、当該契約者の利用する協業サービス等の解約の申し込み等を行うことができるものとし、契約者はあらかじめこれを承諾します。

第19条（解除事由等）

1. 当社は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合、T-Connect の申し込みを承諾しないことがあります。また、申し込みの承諾後であっても、契約者が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合、当該申し込みの承諾を取り消すことがあります。
 - (1) 本規約違反等により過去に T-Connect 利用契約を解除されたことがあることが判明した場合
 - (2) T-Connect の申し込みに虚偽、誤記または記入漏れがあることが判明した場合
 - (3) クレジットカードが無効である場合または収納代行会社、クレジットカード会社もしくは金融機関等により利用の停止もしくは制限の措置が取られていることが判明した場合

- (4) 過去に本件料金の支払いを怠っていたことが判明した場合
 - (5) 申込者の居住地が日本国外であることが判明した場合
 - (6) 第 23 条に違反する事実が判明した場合
 - (7) その他当社が契約者として不適当と判断する場合
2. 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合、契約者に通知または催告することなく、T-Connect 利用契約の全部または一部を解除することができるものとします。
- (1) T-Connect 利用契約に関連する事項につき虚偽の申告をした場合
 - (2) T-Connect を不正に利用した場合
 - (3) T-Connect の運営を妨害した場合
 - (4) 本件料金の支払いを遅滞した場合または拒否した場合
 - (5) T-Connect を 1 年以上利用していない場合
 - (6) 本規約の定めに違反した場合
 - (7) 第 23 条に違反する事実が判明した場合
 - (8) その他当社が契約者として不適当と判断する相当な事情があった場合

第20条（損害賠償等）

1. 契約者等が T-Connect の利用に関して第三者に対して損害を与えた場合、契約者等は、当該損害を賠償する責任を負い、また、当該第三者との間の紛争について、自己の責任と費用負担においてこれを解決するものとします。
2. 契約者等が本規約等に反する行為または不正もしくは違法な行為によって当社に損害を与えた場合、当社は、契約者に対し、損害賠償を請求することができるものとします。なお、これにより、当社の車両利用者または権限受領者に対する損害賠償請求権の行使が妨げられるものではありません。

第21条（免責）

1. 当社は、T-Connect について、目的適合性、有用性、正確性、および完全性（動作保証、品質保証、提供情報の正確性を含みますが、これに限られません）の保証その他一切の保証をするものではなく、T-Connect の利用に関し契約者等に損害・損失等が発生した場合であっても、これらについて一切の責任を負いません。
2. 本規約等の他の規定にかかわらず、当社の責めに帰すべき事由により、契約者等に損害が生じた場合は、その賠償額は、当社の帰責事由の原因となった各 T-Connect 利用契約の 1 年間の利用料金相当額（T-Connect 基本契約が直接の原因となった場合には、該当する T-Connect 基本契約のサービスプランの 1 年間の T-Connect 基本利用料相当額（T-Connect（携帯接続）または T-Connect（25）の場合には T-Connect エントリーの 1 年間の T-Connect 基本利用料相当額）、各オプションサービス契約が直接の原因となった場合には、該当するオプションサービス契約のサービスプランの 1 年間の当該オプションサービス利用料相当額）を上限とします。ただし、当社に故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。
3. 当社は、次の各号のいずれかに該当する事由により契約者等が T-Connect の全部または一部を利用できず、これにより契約者等または第三者に損害・損失等が発生した場合であっても、一切の責任を負いません。
- (1) 契約者等が本規約等の定めに違反する行為をした場合
 - (2) 第 10 条に基づき T-Connect の提供を一時的に中断する場合、または第 7 条第 4 項に基づき T-Connect を変更もしくは終了する場合
 - (3) 車載機、通信機その他周辺機器に故障、損壊、不具合等があり正常に作動しない場合
 - (4) 車載機、通信機その他周辺機器を正しく設置しない等、取扱説明書等に記載されている事項を遵守しなかった場合
 - (5) 利用車両搭載のバッテリーの電圧低下または車載機、通信機の電池切れ・電源が入っていない等電力が正常に供

給されていない場合

- (6) 利用車両に取り付けた車両メーカー純正品以外の用品によって、T-Connect の一部機能が正しく作動しない場合
- (7) 電波状況、通信回線の混雑等により、通信サービスが利用できず、または、通信速度が低下する場合
- (8) メールを利用するサービスにおいて、当社に登録しているメールアドレスに、当社所定の方法を用いて当社所定の回数のメールを送信したにもかかわらず、いずれも不達となる場合
- (9) My TOYOTA+またはデジタルキーアプリを利用するサービスにおいて、情報通信端末またはMy TOYOTA+またはデジタルキーアプリの故障、損壊、中断、不具合、変更、廃止、利用停止、終了等による場合
- (10) My TOYOTA+またはデジタルキーアプリを利用するサービスにおいて、My TOYOTA+またはデジタルキーアプリの不具合、ID 等の失念その他事由のいかんにかかわらず正常にログインができず、またはログイン状態を維持できない場合
- (11) 相当の安全策を講じたにもかかわらず第三者による不正アクセスまたはコンピューターウイルスの混入等の不正行為が行われた場合
- (12) 通信環境（通信回線、システム、サーバを含みこれらに限られません）の障害による場合
- (13) その他 T-Connect の全部または一部が利用できないことにつき、当社に帰責事由が認められない場合
- (14) 別紙 2 にて記載されている利用条件を満たさない場合および遵守事項を守らない場合

第22条（権利義務の譲渡禁止）

契約者は、T-Connect 利用契約にかかわる契約上の地位または権利義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、承継させ、または担保に供することはできません。

第23条（反社会的勢力の排除）

1. 契約者は、自己（契約者が法人である場合にはその代表者、役員、実質的に経営権を有する者、従業員を含みます）、車両利用者もしくは権限受領者または代理人もしくは媒介者（以下、「関係者」といいます）が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団またはこれらの者と密接な関わりを有する者もしくはこれらに準じる者（以下、「反社会的勢力」といいます）のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
2. 契約者は、自己、車両利用者、権限受領者または関係者が、直接的または間接的に、以下の行為を行わないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) T-Connect の利用に関する脅迫的な言動（自己、車両利用者もしくは権限受領者または関係者が反社会的勢力である旨を伝えることを含みますが、これに限りません）または暴力を用いる行為
 - (4) 風説の流布、偽計または威力による当社の信用の棄損または当社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準じる行為

第24条（専属的合意管轄裁判所）

契約者等と当社との間で紛争が生じた場合、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第25条（規約の有効性）

1. 本規約等の一部の規定が無効となった場合でも、当該規定以外の規定は有効に存続するものとします。
2. 本規約等の一部の規定が一部契約者との関係で無効となり、または取り消された場合であっても、その他の契約者との関係では有効に存続するものとします。

第26条（リース契約に付随して T-Connect 利用契約を締結する場合に関する特則）

1. 株式会社 KINTO（以下、「KINTO」といいます）との間でリース契約を締結した契約者が、当該リース契約に付随して、T-Connect 利用契約を締結する場合は、本規約の適用に関し、次の各号に定める特則が適用されます。KINTO とのリース契約に T-Connect 利用契約が付随する車両は、こちら（<https://faq.kinto-jp.com/faq/show/3583>）からご確認いただけます。
 - (1) KINTO とのリース契約に付随して T-Connect スタンダード（22）を締結する場合は、本件料金は、当該リース契約期間中、当該リース契約の利用料に含まれますので、別途本件料金をお支払いいただく必要はありません（ただし、KINTO とのリース契約に付随しない有料オプションサービスの利用料を除きます）。
 - (2) 第 18 条第 1 項の規定にかかわらず、KINTO とのリース契約期間中、当該リース契約に付随する T-Connect 利用契約のみの解約を求めることはできません。当該リース契約に付随する T-Connect 利用契約の解約を希望するときは、KINTO とのリース契約自体を解約していただく必要があります。
KINTO とのリース契約が、解約、解除、契約期間満了その他事由のいかなを問わず終了した場合、T-Connect 利用契約も KINTO とのリース契約が終了した時点で当然に終了します。
2. e-Palette のリース契約を締結した契約者が、当該リース契約に付随して、T-Connect 利用契約を締結する場合は、本規約の適用に関し、次の各号に定める特則が適用されます。
 - (1) 本件料金は、e-Palette のリース契約期間中、当該リース契約の利用料に含まれますので、別途本件料金をお支払いいただく必要はありません（ただし、e-Palette のリース契約に付随しない有料オプションサービスの利用料を除きます）。
 - (2) 第 18 条第 1 項の規定にかかわらず、e-Palette のリース契約期間中、当該リース契約に付随する T-Connect 利用契約のみの解約を求めることはできません。当該リース契約に付随する T-Connect 利用契約の解約を希望するときは、e-Palette のリース契約自体を解約していただく必要があります。e-Palette のリース契約が、解約、解除、契約期間満了その他事由のいかなを問わず終了した場合、T-Connect 利用契約も e-Palette のリース契約が終了した時点で当然に終了します。

第 27 条（法人管理契約者に関する特則）

法人管理契約（本条第 1 号の細分③に定義します）を締結する契約者については、本規約の適用に関し、次の各号に規定する特則が適用されます。

- (1) 本条および対応する別紙において、次の各号の細分に定める用語は、それぞれ当該各号の細分に定める意味で使用されるものとします。
 - ① リース店：TMC がトヨタブランドの車両リースを許諾したリース契約店をいいます（KINTO、e-Palette のリース会社を除きます）。
 - ② リース車両：リース店が提供し、契約者とリース店の間で法人リース契約が成立しているトヨタブランドの車両をいいます（KINTO、e-Palette のリース契約車両を除きます）。
 - ③ 法人管理契約：リース車両に対する T-Connect 利用契約の申し込みを簡略化することを目的に、必要事項を定めた T-Connect 法人管理契約約款（リース契約用）に基づき、TC および契約者との間で成立する契約をいいます（2023 年 10 月 31 日以前に締結された法人管理契約を除きます）。
 - ④ 法人サイト：法人管理契約の契約者向けの専用ウェブサイトをいいます。
- (2) 法人管理契約の契約者の場合、本件料金は、利用車両として登録するリース車両の法人リース契約期間中、当該法人リース契約の利用料に含まれますので、別途本件料金をお支払いいただく必要はありません。
- (3) 法人管理契約の契約者の「TOYOTA アカウント」と T-Connect ID は、第 4 条第 5 項の規定にかかわらず、T-Connect 利用契約が成立した時点で自動連携されます。

- (4) 法人リース契約が、解約、解除、契約期間満了その他事由のいかんを問わず終了した場合、T-Connect 利用契約も法人リース契約が終了した時点で当然に終了します。

(付則) 2025 年 12 月 17 日改定

【お問い合わせ先】

- (1) T-Connect に関するお問い合わせ

【T-Connect サポートセンター】

TEL: 0800-500-6200 受付時間: 9:00~18:00 年中無休

- (2) マップオンデマンドに関するお問い合わせ

【マップオンデマンド・サポートデスク】

TEL : 0561-57-6814 受付時間: 9:00~18:00 年中無休

<別紙1> T-Connect 基本サービスの種類/契約期間/契約更新/対価/対価の支払時期および方法

(1) T-Connect のサービス

T-Connect に含まれる主なサービスはこちらです。利用可能なサービスは、利用車両、車載機の種類等により異なります。利用車両別の利用可能なサービスについては、こちら (https://toyota.jp/pages/contents/tconnectservice/contents/pdf/available_car_list.pdf) からご確認ください。各サービスの詳細な内容は、こちら (https://toyota.jp/tconnectservice/service/) からご確認ください。

サービス提供主体	基本サービス		オプションサービス
TC が提供するサービス (TC 提供サービス)	・ ヘルプネット ・ リモートメンテナンスメール ・ オペレーターサービス (*2) ・ Apps ・ FC システム遠隔見守りサービス ・ マイカー始動ロック	・ マイカーサーチ (*1) ・ e ケア ・ エージェント (*3) ・ CD タイトル情報取得 ・ マイカーサーチ Plus (*4)	・ オペレーターサービス ・ オペレーターサービス Plus ・ 車内 Wi-Fi ・ マイカーサーチ Plus
TMC が提供するサービス (TMC 提供サービス)	・ マップオンデマンド ・ ハイブリッドナビ ・ エージェント	・ ルート検索(プローブ情報付) ・ ソフトウェアアップデート	・ 運転支援アップデート トヨタセーフティセンス最新化 2 (*5)
TC および TMC が共同で提供するサービス (TC/TMC 提供サービス)	・ 充電・給電情報 (*6) ・ マイカーログ ・ リモートエアコン (*7) (*8)	・ マイセッティング ・ ドライブ診断 ・ デジタルキー (*9)	・ コネクティッドナビ ・ デジタルキー ・ リモートスタート (アプリ) ・ 運転支援アップデート トヨタセーフティセンス最新化 1 ・ 運転支援アップデート トヨタセーフティセンス最新化 2 ・ スマホ de ドラレコ ・ リモートエアコン

- *1 一部車両においては、マイカーSecurity のサービス名称で提供されます。
- *2 一部車両においては、オペレーターサービスの名称でオプションサービスとして提供されます。
- *3 T-Connect (25) 対応車両においては、TMC 提供サービスとして提供されます。
- *4 一部車両においては、マイカーサーチ Plus の名称でオプションサービスとして提供されます。
- *5 KINTO が提供する KINTO Unlimited サービス対象車両 (https://kinto-jp.com/unlimited/) においては、TMC 提供サービスとして提供されます。
- *6 BEV (電動自動車)、PHEV (プラグインハイブリッド自動車) に限って利用できます。
- *7 一部車両においては、リモートスタート (アプリ) 利用規約にて規定されるサービスの一部が、基本サービスとしてリモートエアコンのサービス名称で提供されます。
- *8 一部車両においては、リモートエアコンのサービス名称でオプションサービスとして提供されます。
- *9 一部車両においては、デジタルキーのサービス名称でオプションサービスとして提供されます。

(2) T-Connect 基本サービスのプラン

T-Connect 基本サービスのプランに応じ、適用される別表をご確認ください。
T-Connect 基本サービスのプラン内容は、利用車両、車載機の種類等により異なります。利用車両別の T-Connect 基本サービスのプラン内容については、こちら (https://toyota.jp/pages/contents/tconnectservice/contents/pdf/available_car_list.pdf) からご確認ください。

プラン名称	適用される別表
T-Connect (携帯接続)	別表 1A
T-Connect DCM パッケージ	別表 1B
T-Connect DCM 単体 / T-Connect DCM 単体 / 携帯接続	別表 1C
T-Connect for CROWN	別表 1D
T-Connect エントリー / T-Connect スタンダード	別表 1E
T-Connect エントリー (22) / T-Connect スタンダード (22) / T-Connect スタンダード (22) コネクティッドナビ付 / T-Connect スタンダード (22) コネクティッドナビ (車載ナビ有) 付	別表 1F
T-Connect (25)	別表 1G

(3) T-Connect 基本サービスの契約期間

T-Connect 基本サービスのプランに応じ、適用される別表をご確認ください。

(4) T-Connect 基本サービスの利用料

T-Connect 基本サービスのプランに応じ、適用される別表をご確認ください。
なお、T-Connect 基本サービスの利用料には、車載機専用アプリ、協業サービスおよび取次先サービス (個別のアプリ、トヨタコネクティッドカー保険、ロードアシスト 24 等。以下、あわせて「車載機専用アプリ等」といいます) の利用料は含まれておらず、別途利用料や保険料の支払いが必要となります (無料期間内であっても同様です)。利用料はサービスやコンテンツごとに異なりますので各サービスやコンテンツのサイトにてご確認ください。
車載機専用アプリ等の利用料は、車載機専用アプリ提供事業者に代わり、当社が契約者に請求する場合があります。

(5) 支払方法

T-Connect 基本サービスの利用料およびオプションサービスの利用料の支払方法は、下記のうち、契約者が選択し TC が承認したいいずれかの方法によるものとします。

- ・ 選択可能な支払方法はサービスプラン・お申し込み方法により異なります。
- ・ T-Connect 基本サービスの利用料およびオプションサービスの利用料の支払方法は同一である必要があります。
- ・ クレジットカード以外の支払方法を選択された場合、車載機専用アプリ、協業サービス、取次先サービスおよび月払いのオプションサービスを購入できない場合があります。
また、車載機専用アプリ、協業サービスおよび取次先サービスにおいてクレジットカードによる支払いを選択された場合、T-Connect 基本サービスの利用料およびオプションサービスの利用料の支払方法はクレジットカードでの支払いに変更されます。
- ・ 選択した支払方法にかかわらず、クレジットカードによる支払いができない等の事情により、当社が契約者に対し指定口座振込による支払いを求めた場合、契約者は、当社の発行する振込依頼書に記載された内容および支払期日に従い、指定口座への現金振込により支払うものとします。
- ・ 一部のサービスプランにおいては、選択した支払方法を当社所定の手続きにより変更することが可能です。

- TOYOTA Wallet (TS CUBIC) または TOYOTA Wallet (Wallet QR) による支払いを選択され、TOYOTA Wallet アプリ内での所定の決済手続きをしていない場合は、T-Connect (有料オプションサービスを含みます) の利用申し込み (あるいは支払方法の変更の申し出) の手続きは完了しません。
- 支払方法を変更できるプランで、月払いから年払いまたは年払いから月払いへ変更した場合、効力発生日は所定の変更手続きを行った日の属する月の翌月 1 日です。

契約者とクレジットカード会社、収納代行会社等との間で紛争が発生した場合、当該紛争は各々該当する当事者間で解決されるものとし、当社は一切の責任を負いません。

クレジットカード	当社が承認したクレジットカード会社の指定するクレジットカードにより、当該クレジットカード会社が定める条件に基づき支払うものとします。 当該クレジットカードの会員番号もしくは有効期限が更新もしくは変更された場合または契約者が当該クレジットカード資格を失った場合、当社は当該クレジットカード会社から当該連絡を受けることがあり、前者の場合、契約者は、当該更新または変更がなされたクレジットカードにより継続して T-Connect 基本サービスの利用料およびオプションサービスの利用料を支払うことをあらかじめ同意するものとします。
預金口座振替 (口座引落し) (以下、「預金口座振替」といいます)	一部の T-Connect 基本サービスおよびオプションサービスにおいて、当社所定の申し込みを行うことにより、口座振替依頼書または自動払込利用申込書に記載された内容に従い、預金口座振替による支払いができるものとします。 当社は契約者に事前の案内 (請求書または利用明細の送付等) を行わないものとし、契約者はこれを承諾します。また、当月の引き落としにかかる T-Connect 基本利用料およびオプション利用料の合計が 2,000 円未満の場合は、別途 110 円 (消費税込み) の手数料を請求します。
指定口座振込	一部の T-Connect 基本サービスおよびオプションサービスにおいて、契約者が法人であり、かつ、当社所定の申し込みを行い当社がこれを認めた場合、当社が発行する請求書に記載された内容に従い、指定口座への現金振り込みによる支払いができるものとします。
TOYOTA Wallet(TS CUBIC)	トヨタファイナンシャルサービス株式会社が提供するスマートフォンアプリ決済サービスにより、トヨタファイナンシャルサービス株式会社が定める条件に基づき支払うものとします。TOYOTA Wallet (TS CUBIC) に登録されているクレジットカード会社からのご請求は、お客様とクレジットカード会社との約定に基づきますので、クレジットカード会社へお問い合わせください。
TOYOTA Wallet(Wallet QR)	トヨタファイナンシャルサービス株式会社が提供するスマートフォンアプリ決済サービスにより、トヨタファイナンシャルサービス株式会社が定める条件に基づき支払うものとします。

(6) 支払期日

T-Connect 基本利用料およびオプションサービス利用料の締め日 (TOYOTA Wallet (Wallet QR) を除く) は、当月末日です。支払期日は、支払方法により異なります。

クレジットカード	クレジットカード会社からのご請求は、各クレジットカード会社との約定に基づきます。ご利用のクレジットカード会社へお問い合わせください。
預金口座振替	利用開始操作日 (継続の場合は無料期間満了日の翌日) の属する月の翌々月 23 日となります。ただし、当該金融機関が休業日の場合は翌営業日となります。
指定口座振込	請求書記載の期日までにお振込みください。
TOYOTA Wallet(TS CUBIC)	トヨタファイナンシャルサービス株式会社が定める条件に基づきます。トヨタファイナンシャルサービス株式会社へお問い合わせください。
TOYOTA Wallet(Wallet QR)	サービス利用契約の申込手続きが完了した時点において、即時、サービス利用料の決済が完了します。

【別表 1A】

■T-Connect（携帯接続）

(1) 動作確認済の携帯電話に接続した T-Connect 対応ナビで、携帯電話の通信を利用して T-Connect を利用する場合

利用できる主なサービス	基本サービス	- ヘルプネット - リモートメンテナンスメール - オペレーターサービス - Apps	- エージェント - CD タイトル情報取得 - マップオンデマンド - T ルート検索（プローブ情報付）
	オプションサービス	なし	
契約期間	定めなし		
利用料（消費税込み）	無料		
選択可能な支払方法	選択不要		

【別表 1B】

■T-Connect DCM パッケージ

(1) T-Connect 対応ナビを装着し、DCM の通信を利用して T-Connect を利用する場合のうち、初年度無料の T-Connect DCM パッケージの場合

利用できる主なサービス	基本サービス	- ヘルプネット - リモートメンテナンスメール - オペレーターサービス - Apps - マップオンデマンド - ハイブリッドナビ - マイカーSecurity - eケア - エージェント - CDタイトル情報取得 - Tルート検索（プローブ情報付）
	オプションサービス	なし
契約期間	【車両初度登録日以降初回の12ヵ月点検月の末日までにT-Connect基本契約を締結する場合】 標準装備・メーカーオプションナビとDCMが設置された車両における契約期間は、契約成立日から車両初度登録日以降初回の12ヵ月点検月の末日まで（以下、「無料期間」といいます）です。 販売店装着オプションナビとDCMが設置された車両における契約期間は、契約成立日からDCM初回装着日の属する月の翌月より12ヵ月間（以下、「無料期間」といいます）です。無料期間のどの時点で利用開始手続きをしても、無料期間の満了日は変わりません。 無料期間内に解約、解除等により契約が終了した（以下、「解約等」といいます）場合には、解約等の時点で当該無料期間は終了し、次からは初年度中の再契約（有料）となります。 契約者により所定の継続手続きが行われ、無料期間の満了日までに基本サービスの継続の効力が発生しない限り、無料期間の満了日をもって契約終了となります。	
	【初年度中にT-Connect基本契約を再契約する場合】 初年度中の再契約とは、無料期間内にT-Connect基本契約を解約等した後、同期間内に改めて契約する場合をいいます。初年度中の再契約における契約期間は、契約成立日から当該契約成立日の属する月を初月とした12ヵ月目の末日までです。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。 初年度中の再契約によるT-Connect基本契約は、自動更新契約です。契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにT-Connect基本契約の解約の効力が発生しない限り、またはTCが契約期間満了日までにT-Connect基本契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から1年間自動的に更新され、以降も同様となります。	
	【無料期間満了日の翌日以降にT-Connect基本契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降もT-Connect基本契約を継続する場合】 ①無料期間満了日の翌日以降にT-Connect基本契約を新規契約する場合 契約期間は、契約成立日からT-Connect基本契約の契約成立日の属する月を初月とした12ヵ月目の末日までです。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。 ②無料期間満了日以降もT-Connect基本契約を継続する場合 契約期間は、当該無料期間の満了日の翌日から1年間です。 ①②いずれの場合も、T-Connect基本契約は自動更新契約です。契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにT-Connect基本契約の解約の効力が発生しない限り、またはTCが契約期間満了日までにT-Connect基本契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から1年間自動的に更新され、以降も同様となります。	
利用料（消費税込み）	車両初度登録日以降初回の12ヵ月点検月の末日までにT-Connect基本契約を締結する場合	無料
	初年度中にT-Connect基本契約を再契約する場合	13,200円／年
	無料期間満了日の翌日以降にT-Connect基本契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降もT-Connect基本契約を継続する場合	13,200円／年
選択可能な支払方法	クレジットカード／預金口座振替／指定口座振込	

(2) MIRAI（2014 年 11 月～2020 年 12 月モデル）、プリウス PHV（2017 年 2 月～2019 年 5 月モデル 標準装備ナビ、2019 年 5 月～2021 年 6 月モデル）、アルファード・ヴェルファイア（2017 年 12 月～2019 年 12 月モデル）、センチュリー（2018 年 6 月～2021 年 5 月モデル）、カローラスポーツ（2018 年 6 月～2019 年 9 月モデル）、プリウス（2018 年 12 月～2021 年 6 月モデル）、RAV4（2019 年 4 月～2020 年 8 月モデル）で T-Connect 対応ナビを装着した状態で、DCM の通信を利用して T-Connect を利用する場合

利用できる主なサービス	基本サービス	- ヘルプネット - リモートメンテナンスメール - オペレーターサービス - Apps - FC システム遠隔見守りサービス（＊1） - ハイブリッドナビ	- マイカーSecurity - e ケア - エージェント - CD タイトル情報取得 - マップオンデマンド - T ルート検索（プローブ情報付）
	オプションサービス	なし	
契約期間	【車両初度登録日以降初回の 36 ヶ月点検月の末日までに T-Connect 基本契約を締結する場合】 契約期間は、契約成立日から車両初度登録日以降初回の 36 ヶ月点検月の末日まで（以下、「無料期間」といいます）です。ただし、MIRAI の場合は、DCM 装着日の翌月より 36 ヶ月間までです。無料期間内のどの時点で利用開始手続きをしても、また、無料期間内に解約がなされた後、改めて契約がなされた場合でも、無料期間の満了日は変わりません。 契約者により所定の継続手続きが行われ、無料期間の満了日までに T-Connect 基本契約の継続の効力が発生しない限り、無料期間の満了日をもって契約終了となります。		

	【無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合】 ①無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合 契約期間は、契約成立日から T-Connect 基本契約の契約成立日の属する月を初月とした 12 ヶ月目の末日までです。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。 ②無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合 契約期間は、当該無料期間の満了日の翌日から 1 年間です。 ①②いずれの場合も、T-Connect 基本契約は自動更新契約です。契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までに T-Connect 基本契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までに T-Connect 基本契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 年間自動的に更新され、以降も同様となります。	
利用料（消費税込み）	車両初度登録日以降初回の 36 ヶ月点検月の末日までに T-Connect 基本契約を締結する場合	無料
	無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合	13,200 円／年
選択可能な支払方法	クレジットカード／預金口座振替／指定口座振込	

＊1 MIRAI（2014 年 11 月～2020 年 12 月モデル）で T-Connect を利用する場合に限って利用できます。

【別表 1C】

■T-Connect DCM 単体

- (1) アルファード・ヴェルファイア（2017 年 12 月～2019 年 12 月モデル）、カローラスポーツ（2018 年 6 月～2019 年 9 月モデル）、プリウス（2018 年 12 月～2021 年 6 月モデル）、RAV4（2019 年 4 月～2020 年 8 月モデル）、プリウス PHV（2019 年 5 月～2021 年 6 月モデル）で 2018 年モデル T-Connect 対応ナビを非装着の状態で、DCM の通信を利用して T-Connect を利用する場合

利用できる主なサービス	基本サービス	- ヘルプネット - リモートメンテナンスメール	- マイカーSecurity - e ケア
	オプションサービス	なし	
契約期間	【車両初度登録日以降初回の 36 ヶ月点検月の末日までに T-Connect 基本契約を締結する場合】 契約期間は、契約成立日から車両初度登録日以降初回の 36 ヶ月点検月の末日まで（以下、「無料期間」といいます）です。無料期間内のどの時点で利用開始手続きをしても、また、無料期間内に解約がなされた後、改めて契約がなされた場合でも、無料期間の満了日は変わりません。 契約者により所定の継続手続きが行われ、無料期間の満了日までに T-Connect 基本契約の継続の効力が発生しない限り、無料期間の満了日をもって契約終了となります。		
	【無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合】 ①無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合 契約期間は、契約成立日から T-Connect 基本契約の契約成立日の属する月を初月とした 12 ヶ月目の末日までです。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。 ②無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合 契約期間は、当該無料期間の満了日の翌日から 1 年間です。 ①②いずれの場合も、T-Connect 基本契約は自動更新契約です。契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までに T-Connect 基本契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までに T-Connect 基本契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 年間自動的に更新され、以降も同様となります。		
利用料（消費税込み）	車両初度登録日以降初回の 36 ヶ月点検月の末日までに T-Connect 基本契約を締結する場合	無料	
	無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合	6,600 円／年	
選択可能な支払方法	クレジットカード／預金口座振替／指定口座振込		

■T-Connect DCM 単体／携帯接続

- (1) アルファード・ヴェルファイア（2017 年 12 月～2019 年 12 月モデル）、カローラスポーツ（2018 年 6 月～2019 年 9 月モデル）、プリウス（2018 年 12 月～2021 年 6 月モデル）、RAV4（2019 年 4 月～2020 年 8 月モデル）、プリウス PHV（2019 年 5 月～2021 年 6 月モデル）で、2017 年秋地図版が当初から装着されている 2016 年モデルナビ（ただし、春地図版から秋地図版に更新した場合は除外）を装着の状態で、DCM もしくは携帯電話の通信を利用して T-Connect を利用する場合

利用できる主なサービス	基本サービス	- ヘルプネット - リモートメンテナンスメール - オペレーターサービス（＊1） - Apps（＊1） - マップオンデマンド（＊1）	- マイカーSecurity - e ケア - エージェント（＊1） - CD タイトル情報取得（＊1） - T ルート検索（プローブ情報付）（＊1）
	オプションサービス	なし	
契約期間	【車両初度登録日以降初回の 36 ヶ月点検月の末日までに T-Connect 基本契約を締結する場合】 契約期間は、契約成立日から車両初度登録日以降初回の 36 ヶ月点検月の末日まで（以下、「無料期間」といいます）です。無料期間内のどの時点で利用開始手続きをしても、また、無料期間内に解約がなされた後、改めて契約がなされた場合でも、無料期間の満了日は変わりません。 無料期間満了後も引き続き T-Connect を利用するためには、契約者により所定の継続手続きが行われ、無料期間の満了日までに T-Connect 基本契約の継続の効力が発生しない限り、無料期間の満了日をもって契約終了となります。		
	【無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合】 ①無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合 契約期間は、契約成立日から T-Connect 基本契約の契約成立日の属する月を初月とした 12 ヶ月目の末日までです。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。 ②無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合 契約期間は、当該無料期間の満了日の翌日から 1 年間です。 ①②いずれの場合も、T-Connect 基本契約は自動更新契約です。契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までに T-Connect 基本契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までに T-Connect 基本契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 年間自動的に更新され、以降も同様となります。		
利用料（消費税込み）	車両初度登録日以降初回の 36 ヶ月点検月の末日までに T-Connect 基本契約を締結する場合	無料	

	無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合	6,600 円／年
選択可能な支払方法	クレジットカード／預金口座振替／指定口座振込	

※1 携帯接続（動作確認済の携帯電話に接続した T-Connect 対応ナビで、携帯電話の通信を利用して T-Connect を利用する場合）に限って利用できます。

【別表 1D】

■T-Connect for CROWN

(1) クラウン（2018 年 6 月～2022 年 7 月モデル）で、DCM の通信を利用して T-Connect を利用する場合

利用できる主なサービス	基本サービス	- ヘルプネット - リモートメンテナンスメール - オペレーターサービス - Apps - マップオンデマンド - マイカーSecurity（＊1） - マイカーサーチ Plus（＊2） - ドライブ診断	- e ケア - エージェント - CD タイトル情報取得 - ハイブリッドナビ - T ルート検索（プローブ情報付） - マイカーサーチ（＊2） - マイカーログ
	オプションサービス	リモートスタート（アプリ）（＊2）	
契約期間	【車両初度登録日以降初回の 36 ヶ月点検月の末日までに T-Connect 基本契約を締結する場合】 契約期間は、契約成立日から車両初度登録日以降初回の 36 ヶ月点検月の末日まで（以下、「無料期間」といいます）です。無料期間内のどの時点で利用開始手続きをしても、また、無料期間内に解約がなされた後、改めて契約がなされた場合でも、無料期間の満了日は変わりません。 契約者により所定の継続手続きが行われ、無料期間の満了日までに T-Connect 基本契約の継続の効力が発生しない限り、無料期間の満了日をもって契約終了となります。		
	【無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合】 ①無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合 契約期間は、契約成立日から T-Connect 基本契約の契約成立日の属する月を初月とした 12 ヶ月目の末日までです。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。 ②無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合 契約期間は、当該無料期間の満了日の翌日から 1 年間です。 ①②いずれの場合も、T-Connect 基本契約は自動更新契約です。契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までに T-Connect 基本契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までに T-Connect 基本契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 年間自動的に更新され、以降も同様となります。		
利用料（消費税込み）	車両初度登録日以降初回の 36 ヶ月点検月の末日までに T-Connect 基本契約を締結する場合	無料	
	無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合	17,315 円／年	
選択可能な支払方法	クレジットカード／預金口座振替／指定口座振込／TOYOTA Wallet（TS CUBIC）		

※1 クラウン（2018 年 6 月～2020 年 3 月モデル）に限って利用できます。

※2 クラウン（2020 年 4 月～2022 年 7 月モデル）に限って利用できます。

【別表 1E】

■T-Connect エントリー

※法人管理契約を締結した場合は、T-Connect 利用規約第 27 条および(2)が適用されます。

(1) DCM とディスプレイオーディオが標準装備された 2019 年 9 月以降発売の車両で、エントリーナビキットを装着またはナビキット非装着の状態で、DCM の通信を利用して T-Connect を利用する場合

利用できる主なサービス	基本サービス	- ヘルプネット - リモートメンテナンスメール - リモートエアコン（※1） - マイカーログ - 充電・給電情報	- マイカーサーチ - e ケア - ソフトウェアアップデート - ドライブ診断
	オプションサービス	マイカーサーチ Plus	リモートスタート（アプリ）
契約期間	【車両初度登録日以降初回の 60 ヶ月点検月の末日までに T-Connect 基本契約を締結する場合】 契約期間は、契約成立日から車両初度登録日以降初回の 60 ヶ月点検月の末日まで（以下、「無料期間」といいます）です。無料期間内のどの時点で利用開始手続きをしても、また、無料期間内に解約がなされた後、改めて契約がなされた場合でも、無料期間の満了日は変わりません。 契約者により所定の継続手続きが行われ、無料期間の満了日までに T-Connect 基本契約の継続の効力が発生しない限り、無料期間の満了日をもって契約終了となります。		
	【無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合】 ①無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合 契約期間は、契約成立日から当該契約成立日の属する月を初月とした 12 ヶ月目の末日まで（年払いの場合）、または、当該契約成立日の属する月の末日まで（月払いの場合）です。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。 ②無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合 契約期間は、当該無料期間の満了日の翌日から 1 年間（年払いの場合）または 1 ヶ月間（月払いの場合）です。 ①②いずれの場合も、T-Connect 基本契約は、自動更新契約です。契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までに T-Connect 基本契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までに T-Connect 基本契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 年間（年払いの場合）または 1 ヶ月間（月払いの場合）自動的に更新され、以降も同様となります。		
利用料（消費税込み）	車両初度登録日以降初回の 60 ヶ月点検月の末日までに T-Connect 基本契約を締結する場合	無料	
	無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合	年払い 月払い	3,630 円／年 330 円／月
選択可能な支払方法	クレジットカード／預金口座振替／指定口座振込／TOYOTA Wallet（TS CUBIC）		

※1 一部車両においては、リモートスタート（アプリ）利用規約にて規定されるサービスの一部が、基本サービスとしてリモートエアコンのサービス名称で提供されます。

(2) 第 27 条に定める法人管理契約を締結し、DCM とディスプレイオーディオが標準装備された 2019 年 9 月以降発売の車両を利用車両として、エントリーナビキットを装着またはナビキット非装着の状態で、DCM の通信を利用して T-Connect を利用する場合

利用できる主なサービス	基本サービス	- ヘルプネット - リモートメンテナンスメール - リモートエアコン（※1） - マイカーログ - 充電・給電情報	- マイカーサーチ - e ケア - ソフトウェアアップデート - ドライブ診断
	オプションサービス	マイカーサーチ plus	リモートスタート（アプリ）
契約期間	契約期間は、契約者とリース店との間で締結される法人リース契約の契約期間をいいます。 法人リース契約の契約期間のどの時点で T-Connect 利用契約をしても、または、法人リース契約の契約期間に一旦解約がなされた後改めて T-Connect 利用契約がなされた場合でも、当該法人リース契約が終了した日をもって当然に終了します。		
利用料（消費税込み）	法人リース契約の利用料に含まれます。別途のお支払いは不要です。		
選択可能な支払方法	選択不要		

■T-Connect スタANDARD

※法人管理契約を締結した場合は、T-Connect 利用規約第 27 条および(2)が適用されます。

(1) DCM とディスプレイオーディオが標準装備された 2019 年 9 月以降発売の車両に、T-Connect ナビキットを装着した状態で、DCM の通信を利用して T-Connect を利用する場合

利用できる主なサービス	基本サービス	- ヘルプネット - リモートメンテナンスメール - エージェント - Apps - FC システム遠隔見守りサービス - ハイブリッドナビ - ソフトウェアアップデート - ドライブ診断	- マイカーサーチ - e ケア - リモートエアコン（※1） - CD タイトル情報取得 - マップオンデマンド - T ルート検索（プローブ情報付） - マイカーログ - 充電・給電情報
	オプションサービス	- マイカーサーチ Plus - オペレーターサービス Plus	- オペレーターサービス - リモートスタート（アプリ）（※1）
契約期間	【車両初度登録日以降初回の 60 カ月点検月の末日までに T-Connect 基本契約を締結する場合】 契約期間は、契約成立日から車両初度登録日以降初回の 60 カ月点検月の末日まで（以下、「無料期間」といいます）です。無料期間内のどの時点で利用開始手続きをしても、また、無料期間内に解約がなされた後、改めて契約がなされた場合でも、無料期間の満了日は変わりません。 契約者により所定の継続手続きが行われ、無料期間の満了日までに T-Connect 基本契約の継続の効力が発生しない限り、無料期間の満了日をもって契約終了となります。 【無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合】 ①無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合 契約期間は、契約成立日から当該契約成立日の属する月を初月とした 12 カ月目の末日まで（年払いの場合）、または、当該契約成立日の属する月の末日まで（月払いの場合）です。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。 ②無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合 契約期間は、当該無料期間の満了日の翌日から 1 年間（年払いの場合）または 1 カ月間（月払いの場合）です。 ①②いずれの場合も、T-Connect 基本契約は、自動更新契約です。契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までに T-Connect 基本契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までに T-Connect 基本契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 年間（年払いの場合）または 1 カ月間（月払いの場合）自動的に更新され、以降も同様となります。		
利用料（消費税込み）	車両初度登録日以降初回の 60 カ月点検月の末日までに T-Connect 基本契約を締結する場合 無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合	無料	
		年払い	3,630 円／年
		月払い	330 円／月
選択可能な支払方法	クレジットカード／預金口座振替／指定口座振込／TOYOTA Wallet（TS CUBIC）		

※1 一部車両においては、リモートスタート（アプリ）利用規約にて規定されるサービスの一部が、基本サービスとしてリモートエアコンのサービス名称で提供されます。

(2) 第 27 条に定める法人管理契約を締結し、DCM とディスプレイオーディオが標準装備された 2019 年 9 月以降発売の車両を利用車両として、T-Connect ナビキットを装着した状態で、DCM の通信を利用して T-Connect を利用する場合

利用できる主なサービス	基本サービス	- ヘルプネット - リモートメンテナンスメール - エージェント - Apps - FC システム遠隔見守りサービス - ハイブリッドナビ - ソフトウェアアップデート - ドライブ診断	- マイカーサーチ - e ケア - リモートエアコン（※1） - CD タイトル情報取得 - マップオンデマンド - T ルート検索（プローブ情報付） - マイカーログ - 充電・給電情報
	オプションサービス	- マイカーサーチ plus - オペレーターサービス Plus	- オペレーターサービス - リモートスタート（アプリ）（※1）
契約期間	契約期間は、契約者とリース店との間で締結される法人リース契約の契約期間をいいます。 法人リース契約の契約期間のどの時点で T-Connect 利用契約をしても、または、法人リース契約の契約期間に一旦解約がなされた後改めて T-Connect 利用契約がなされた場合でも、当該法人リース契約が終了した日をもって当然に終了します。		
利用料（消費税込み）	法人リース契約の利用料に含まれます。別途のお支払いは不要です。		
選択可能な支払方法	選択不要		

【別表 1F】

■T-Connect エントリー (22)

※法人管理契約を締結した場合は、T-Connect 利用規約第 27 条および(2)が適用されます。

(1) 2022 年 1 月以降発売の車両で、ディスプレイオーディオ（コネクティッドナビ対応）またはディスプレイオーディオ（コネクティッドナビ対応）Plus を非装着の状態で、DCM の通信を利用して T-Connect を利用する場合

利用できる主なサービス	基本サービス	- ヘルプネット - リモートメンテナンスメール - ソフトウェアアップデート - マイカーログ - 充電・給電情報	- マイカーサーチ - e ケア - リモートエアコン（＊1） - ドライブ診断
	オプションサービス	- リモートスタート（アプリ） - 運転支援アップデート - トヨタセーフティセンス最新化 1	- デジタルキー - 運転支援アップデート - トヨタセーフティセンス最新化 2
契約期間	【車両初度登録日以降初回の 60 ヶ月点検月の末日までに T-Connect 基本契約を締結する場合】 契約期間は、契約成立日から車両初度登録日以降初回の 60 ヶ月点検月の末日まで（以下、「無料期間」といいます）です。無料期間内のどの時点で利用開始手続きをしても、また、無料期間内に解約がなされた後、改めて契約がなされた場合でも、無料期間の満了日は変わりません。 契約者により所定の継続手続きが行われ、無料期間の満了日までに T-Connect 基本契約の継続の効力が発生しない限り、無料期間の満了日をもって契約終了となります。 【無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合】 ①無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合 契約期間は、契約成立日から当該契約成立日の属する月を初月とした 12 ヶ月目の末日まで（年払いの場合）、または、当該契約成立日の属する月の末日まで（月払いの場合）です。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。 ②無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合 契約期間は、当該無料期間の満了日の翌日から 1 年間（年払いの場合）または 1 ヶ月間（月払いの場合）です。 ①②いずれの場合も、T-Connect 基本契約は自動更新契約です。契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までに T-Connect 基本契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までに T-Connect 基本契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 年間（年払いの場合）または 1 ヶ月間（月払いの場合）自動的に更新され、以降も同様となります。		
利用料（消費税込み）	車両初度登録日以降初回の 60 ヶ月点検月の末日までに T-Connect 基本契約を締結する場合 無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合	無料	
		年払い	3,630 円／年
		月払い	330 円／月
選択可能な支払方法	クレジットカード／預金口座振替／指定口座振込／TOYOTA Wallet（TS CUBIC）		

＊1 一部車両においては、リモートスタート（アプリ）利用規約にて規定されるサービスの一部が、基本サービスとしてリモートエアコンのサービス名称で提供されます。

(2) 第 27 条に定める法人管理契約を締結し、2022 年 1 月以降発売の車両を利用車両として、ディスプレイオーディオ（コネクティッドナビ対応）またはディスプレイオーディオ（コネクティッドナビ対応）Plus を非装着の状態で DCM の通信を利用して T-Connect を利用する場合

利用できる主なサービス	基本サービス	- ヘルプネット - リモートメンテナンスメール - ソフトウェアアップデート - マイカーログ - 充電・給電情報	- マイカーサーチ - e ケア - リモートエアコン（＊1） - ドライブ診断
	オプションサービス	- リモートスタート（アプリ） - 運転支援アップデート - トヨタセーフティセンス最新化 1	- デジタルキー - 運転支援アップデート - トヨタセーフティセンス最新化 2
契約期間	契約期間は、契約者とリース店との間で締結される法人リース契約の契約期間をいいます。 法人リース契約の契約期間のどの時点で T-Connect 利用契約をしても、または、法人リース契約の契約期間に一旦解約がなされた後改めて T-Connect 利用契約がなされた場合でも、当該法人リース契約が終了した日をもって当然に終了します。		
利用料（消費税込み）	法人リース契約の利用料に含まれます。別途のお支払いは不要です。		
選択可能な支払方法	選択不要		

＊1 一部車両においては、リモートスタート（アプリ）利用規約にて規定されるサービスの一部が、基本サービスとしてリモートエアコンのサービス名称で提供されます。

■T-Connect スタンダード (22)

※KINTO との間でリース契約を締結した場合は、T-Connect 利用規約第 26 条第 1 項および(3)が適用されます。

※e-Palette のリース契約を締結した場合は、T-Connect 利用規約 26 条第 2 項および(4)が適用されます。

※法人管理契約を締結した場合は、T-Connect 利用規約第 27 条および(5)が適用されます。

(1) 2022 年 1 月以降発売のコネクティッドナビ対応車両で、ディスプレイオーディオ（コネクティッドナビ対応）またはディスプレイオーディオ（コネクティッドナビ対応）Plus を装着した状態で DCM の通信を利用して T-Connect を利用する場合

※bZ4X（2022 年 5 月～2025 年 9 月モデル）を利用車両とする場合を除きます

利用できる主なサービス	基本サービス	- ヘルプネット - リモートメンテナンスメール - エージェント - ソフトウェアアップデート - マイカーログ - 充電・給電情報	- マイカーサーチ - e ケア - リモートエアコン（＊1） - マイカー始動ロック（＊2） - ドライブ診断 - マイセッティング
	オプションサービス	- オペレーターサービス - 車内 Wi-Fi - デジタルキー	- リモートスタート（アプリ） - コネクティッドナビ

		・ 運転支援アップデート トヨタセーフティセンス最新化 1	・ 運転支援アップデート トヨタセーフティセンス最新化 2
契約期間	【車両初度登録日以降初回の 60 ヶ月点検月の末日までに T-Connect 基本契約を締結する場合】 契約期間は、契約成立日から車両初度登録日以降初回の 60 ヶ月点検月の末日まで（以下、「無料期間」といいます）です。無料期間内のどの時点で利用開始手続きをしても、また、無料期間内に解約がなされた後、改めて契約がなされた場合でも、無料期間の満了日は変わりません。 契約者により所定の継続手続きが行われ、無料期間の満了日までに T-Connect 基本契約の継続の効力が発生しない限り、無料期間の満了日をもって契約終了となります。 【無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合】 ①無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合 契約期間は、契約成立日から当該契約成立日の属する月を初月とした 12 ヶ月目の末日まで（年払いの場合）、または、当該契約成立日の属する月の末日まで（月払いの場合）です。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。 ②無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合 契約期間は、当該無料期間の満了日の翌日から 1 年間（年払いの場合）または 1 ヶ月間（月払いの場合）です。 ①②いずれの場合も、T-Connect 基本契約は自動更新契約です。契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までに T-Connect 基本契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までに T-Connect 基本契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 年間（年払いの場合）または 1 ヶ月間（月払いの場合）自動的に更新され、以降も同様となります。		
利用料（消費税込み）	車両初度登録日以降初回の 60 ヶ月点検月の末日までに T-Connect 基本契約を締結する場合	無料	
	無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合	年払い	3,630 円／年
		月払い	330 円／月
選択可能な支払方法	クレジットカード／預金口座振替／指定口座振込／TOYOTA Wallet（TS CUBIC）		

*1 一部車両においては、リモートスタート（アプリ）利用規約にて規定されるサービスの一部が、基本サービスとしてリモートエアコンのサービス名称で提供されます。

*2 対象車種に限られます（対象車種はこちら（https://toyota.jp/pages/contents/tconnectservice/contents/pdf/available_car_list.pdf）からご確認ください）。

(2) bZ4X（2022 年 5 月～2025 年 9 月モデル）を利用車両として、DCM の通信を利用して T-Connect を利用する場合

利用できる主なサービス	基本サービス	- ヘルプネット - リモートメンテナンスメール - エージェント - ソフトウェアアップデート - ドライブ診断 - マイセッティング	- マイカーサーチ - e ケア - リモートエアコン（*1） - マイカーログ - 充電・給電情報
	オプションサービス	- オペレーターサービス - 車内 Wi-Fi	- コネクティッドナビ - デジタルキー
契約期間	【車両初度登録日より当該登録日の属する月を初月とした 120 ヶ月目の末日までに T-Connect 基本契約を締結する場合】 契約期間は、契約成立日から車両初度登録日の属する月を初月とした 120 ヶ月目の末日まで（以下、「無料期間」といいます）です。無料期間内のどの時点で利用開始手続を実施しても、また、無料期間内に解約がなされた後、改めて契約がなされた場合でも、無料期間の満了日は変わりません。 契約者により所定の継続手続きが行われ、無料期間の満了日までに T-Connect 基本契約の継続の効力が発生しない限り、無料期間の満了日をもって契約終了となります。 【無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合】 ①無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合 契約期間は、契約成立日から当該契約成立日の属する月を初月とした 12 ヶ月目の末日まで（年払いの場合）、または、当該契約成立日の属する月の末日まで（月払いの場合）です。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。 ②無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合 契約期間は、当該無料期間の満了日の翌日から 1 年間（年払いの場合）または 1 ヶ月間（月払いの場合）です。 ①②いずれの場合も、T-Connect 基本契約は自動更新契約です。契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までに T-Connect 基本契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までに T-Connect 基本契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 年間（年払いの場合）または 1 ヶ月間（月払いの場合）自動的に更新され、以降も同様となります。		
利用料（消費税込み）	車両初度登録日より当該登録日の属する月を初月とした 120 ヶ月目の末日までに T-Connect 基本契約を締結する場合	無料	
	無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合	年払い	3,630 円／年
		月払い	330 円／月
選択可能な支払方法	クレジットカード／預金口座振替／指定口座振込／TOYOTA Wallet（TS CUBIC）		

*1 リモートスタート（アプリ）利用規約にて規定されるサービスの一部が、基本サービスとしてリモートエアコンのサービス名称で提供されます。

(3) T-Connect 利用規約第 26 条第 1 項に定める KINTO との間でリース契約を締結した契約者が、当該リース契約に付随して T-Connect スタндарт（22）を締結し、DCM の通信を利用して T-Connect を利用する場合

利用できる主なサービス	基本サービス	- ヘルプネット - リモートメンテナンスメール - エージェント - ソフトウェアアップデート - マイカーログ - 充電・給電情報	- マイカーサーチ - e ケア - リモートエアコン（*1） - マイカー始動ロック（*2） - ドライブ診断 - マイセッティング
	オプションサービス	オペレーターサービス	リモートスタート（アプリ）

		・ 車内 Wi-Fi ・ デジタルキー ・ 運転支援アップデート	・ コネクティッドナビ ・ 運転支援アップデート
契約期間	契約期間は、契約者と KINTO との間で締結されるリース契約の契約期間をいいます。 リース契約が終了した場合、T-Connect 利用契約も当該リース契約が終了した時点で当然に終了します。		
利用料（消費税込み）	リース契約の利用料に含まれます。別途のお支払いは不要です。		
選択可能な支払方法	選択不要		

- *1 一部車両においては、リモートスタート（アプリ）利用規約にて規定されるサービスの一部が、基本サービスとしてリモートエアコンのサービス名称で提供されます。
- *2 対象車種に限られます（対象車種はこちら（https://toyota.jp/pages/contents/tconnectservice/contents/pdf/available_car_list.pdf）からご確認ください）。
- *3 KINTO が提供する KINTO Unlimited サービス対象車両（<https://kinto-jp.com/unlimited/>）においては、TMC 提供サービスとして提供されます。

(4) T-Connect 利用規約第 26 条第 2 項に定める e-Palette のリース契約を締結した契約者が、当該リース契約に付随して T-Connect スタANDARD（22）を締結し、DCM の通信を利用して T-Connect を利用する場合

利用できる主なサービス	基本サービス	・ ヘルプネット ・ リモートメンテナンスメール	・ e ケア（*1） ・ エージェント
	オプションサービス	・ 車内 Wi-Fi	・ コネクティッドナビ
契約期間	契約期間は、e-Palette のリース契約の契約期間をいいます。 リース契約が終了した場合、T-Connect 利用契約も当該リース契約が終了した時点で当然に終了します。		
利用料（消費税込み）	リース契約の利用料に含まれます。別途のお支払いは不要です。		
選択可能な支払方法	選択不要		

- *1 e ケアのうち、走行アドバイスのみ提供されます。

(5) 第 27 条に定める法人管理契約を締結し、2022 年 1 月以降発売の車両を利用車両として、ディスプレイオーディオ（コネクティッドナビ対応）またはディスプレイオーディオ（コネクティッドナビ対応）Plus を装着し DCM の通信を利用して T-Connect を利用する場合

利用できる主なサービス	基本サービス	・ ヘルプネット ・ リモートメンテナンスメール ・ エージェント ・ ソフトウェアアップデート ・ マイカーログ ・ 充電・給電情報	・ マイカーサーチ ・ e ケア ・ リモートエアコン（*1） ・ マイカー始動ロック（*2） ・ ドライブ診断 ・ マイセッティング
	オプションサービス	・ オペレーターサービス ・ デジタルキー ・ リモートスタート（アプリ） ・ コネクティッドナビ	・ 運転支援アップデート ・ トヨタセーフティセンス最新化 1 ・ 運転支援アップデート ・ トヨタセーフティセンス最新化 2
契約期間	契約期間は、契約者とリース店との間で締結される法人リース契約の契約期間をいいます。 法人リース契約の契約期間のどの時点で T-Connect 利用契約をしても、または、法人リース契約の契約期間に一旦解約がなされた後改めて T-Connect 利用契約がなされた場合でも、当該法人リース契約が終了した日をもって当然に終了します。		
利用料（消費税込み）	法人リース契約の利用料に含まれます。別途のお支払いは不要です。		
選択可能な支払方法	選択不要		

- *1 一部車両においては、リモートスタート（アプリ）利用規約にて規定されるサービスの一部が、基本サービスとしてリモートエアコンのサービス名称で提供されます。
- *2 対象車種に限られます（対象車種はこちら（https://toyota.jp/pages/contents/tconnectservice/contents/pdf/available_car_list.pdf）からご確認ください）。

■T-Connect スタANDARD（22）コネクティッドナビ付

(1) T-Connect スタANDARD（22）の無料期間満了日の翌日以降に、オプションサービスであるコネクティッドナビの利用料も含まれる T-Connect 基本契約を締結し、DCM 通信を利用して T-Connect を利用する場合

利用できる主なサービス	基本サービス	・ ヘルプネット ・ リモートメンテナンスメール ・ エージェント ・ ソフトウェアアップデート ・ マイカーログ ・ 充電・給電情報	・ マイカーサーチ ・ e ケア ・ リモートエアコン（*1） ・ マイカー始動ロック（*2） ・ ドライブ診断 ・ マイセッティング
	オプションサービス	・ オペレーターサービス ・ 車内 Wi-Fi ・ デジタルキー ・ 運転支援アップデート	・ リモートスタート（アプリ） ・ コネクティッドナビ（*3） ・ 運転支援アップデート ・ トヨタセーフティセンス最新化 2
契約期間	契約期間は、契約成立日から当該契約成立日の属する月を初月とした 12 ヶ月目の末日までです。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。 T-Connect 基本契約は自動更新契約です。契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までに T-Connect 基本契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までに T-Connect 基本契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 年間自動的に更新され、以降も同様となります。		
利用料（消費税込み）	14,190 円／年（*4）		
選択可能な支払方法	クレジットカード／預金口座振替／指定口座振込／TOYOTA Wallet（TS CUBIC）		

- *1 一部車両においては、リモートスタート（アプリ）利用規約にて規定されるサービスの一部が、基本サービスとしてリモートエアコンのサービス名称で提供されます。

- *2 対象車種に限られます（対象車種はこちら（https://toyota.jp/pages/contents/tconnectservice/contents/pdf/available_car_list.pdf）からご確認ください）。
- *3 T-Connect スタンダード（22）コネクティッドナビ付においては、T-Connect 基本契約の成立とともにコネクティッドナビ利用契約が成立します。T-Connect スタンダード（22）コネクティッドナビ付をお申込みいただくことで、別途のお申し込みの必要なくコネクティッドナビを利用することが可能です。
- *4 T-Connect スタンダード（22）コネクティッドナビ付の利用料には、コネクティッドナビ利用契約の利用料が含まれています。別途のお支払いの必要なくコネクティッドナビを利用することが可能です。詳細につきましては、コネクティッドナビ利用規約を併せてご確認ください。

■T-Connect スタンダード（22）コネクティッドナビ（車載ナビ有）付

- (1) T-Connect スタンダード（22）の無料期間満了日の翌日以降に、オプションサービスであるコネクティッドナビ（車載ナビ有）の利用料も含まれる T-Connect 基本契約を締結し、DCM 通信を利用して T-Connect を利用する場合

利用できる主なサービス	基本サービス	- ヘルプネット - リモートメンテナンスメール - エージェント - ソフトウェアアップデート - マイカーログ - 充電・給電情報	- マイカーサーチ - e ケア - リモートエアコン（*1） - マイカー始動ロック（*2） - ドライブ診断 - マイセッティング
	オプションサービス	- オペレーターサービス - 車内 Wi-Fi - デジタルキー - 運転支援アップデート - トヨタセーフティセンス最新化 1	- リモートスタート（アプリ） - コネクティッドナビ（*3） - 運転支援アップデート - トヨタセーフティセンス最新化 2
契約期間	契約期間は、契約成立日から当該契約成立日の属する月を初月とした 12 ヶ月目の末日までです。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。 T-Connect 基本契約は自動更新契約です。契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までに T-Connect 基本契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までに T-Connect 基本契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 年間自動的に更新され、以降も同様となります。		
利用料（消費税込み）	14,190 円／年（*4）		
選択可能な支払方法	クレジットカード／預金口座振替／指定口座振込／TOYOTA Wallet（TS CUBIC）		

- *1 一部車両においては、リモートスタート（アプリ）利用規約にて規定されるサービスの一部が、基本サービスとしてリモートエアコンのサービス名称で提供されます。
- *2 対象車種に限られます（対象車種はこちら（https://toyota.jp/pages/contents/tconnectservice/contents/pdf/available_car_list.pdf）からご確認ください）。
- *3 T-Connect スタンダード（22）コネクティッドナビ（車載ナビ有）付においては、T-Connect 基本契約の成立とともにコネクティッドナビ利用契約が成立します。T-Connect スタンダード（22）コネクティッドナビ（車載ナビ有）付をお申込みいただくことで、別途のお申し込みの必要なくコネクティッドナビ（車載ナビ有）を利用することが可能です。
- *4 T-Connect スタンダード（22）コネクティッドナビ（車載ナビ有）付の利用料には、コネクティッドナビ利用契約の利用料が含まれています。別途のお支払いの必要なくコネクティッドナビ（車載ナビ有）を利用することが可能です。詳細につきましては、コネクティッドナビ利用規約を併せてご確認ください。

【別表 1G】

■T-Connect（25）

- (1) 2025 年 12 月以降発売のコネクティッドナビ対応車両で、ディスプレイオーディオを装着した状態で DCM の通信を利用して T-Connect を利用する場合。T-Connect（25）対応車両は、こちら（<https://toyota.jp/tconnectservice/charge/>）からご確認ください。

利用できる主なサービス	基本サービス	- ヘルプネット - リモートメンテナンスメール - エージェント - ソフトウェアアップデート - マイカーログ - 充電・給電情報	- マイカーサーチ - e ケア - デジタルキー（*1） - マイカー始動ロック - ドライブ診断 - マイセッティング
	オプションサービス	- オペレーターサービス - 車内 Wi-Fi - スマホ de ドラレコ（*2）	- リモートエアコン - コネクティッドナビ
契約期間	契約成立日から T-Connect（25）のサービス提供終了まで		
利用料（消費税込み）	無料		
選択可能な支払方法	選択不要		

- *1 デジタルキー（基本サービス）を利用することができる車種として指定した車両に対してデジタルキー（標準装備）を装着した場合に限り利用することができます。
- *2 ドライブレコーダー（標準装備またはメーカーオプション）を装着した車両に限って利用できます。

- (2) T-Connect 利用規約第 26 条第 1 項に定める KINTO との間でリース契約を締結した契約者が、当該リース契約に付随して T-Connect（25）を締結し、DCM の通信を利用して T-Connect を利用する場合

利用できる主なサービス	基本サービス	- ヘルプネット - リモートメンテナンスメール - エージェント - ソフトウェアアップデート - マイカーログ - 充電・給電情報	- マイカーサーチ - e ケア - デジタルキー（*1） - マイカー始動ロック - ドライブ診断 - マイセッティング
	オプションサービス	- オペレーターサービス - 車内 Wi-Fi - スマホ de ドラレコ（*2）	- リモートエアコン - コネクティッドナビ
契約期間	契約期間は、契約者と KINTO との間で締結されるリース契約の契約期間をいいます。 リース契約が終了した場合、T-Connect 利用契約も当該リース契約が終了した時点で当然に終了します。		

利用料（消費税込み）	無料
選択可能な支払方法	選択不要

*1 デジタルキー（基本サービス）を利用することができる車種として指定した車両に対してデジタルキー（標準装備）を装着した場合に限り利用することができます。

*2 ドライブレコーダー（標準装備またはメーカーオプション）を装着した車両に限って利用できます。

(3) 第 27 条に定める法人管理契約を締結し、2025 年 12 月以降発売の車両を利用車両として、ディスプレイオーディオを装着し DCM の通信を利用して T-Connect を利用する場合。T-Connect（25）対応車両は、こちら（<https://toyota.jp/tconnectservice/charge/>）からご確認ください。

利用できる主なサービス	基本サービス	- ヘルプネット - リモートメンテナンスメール - エージェント - ソフトウェアアップデート - マイカーログ - 充電・給電情報	- マイカーサーチ - e ケア - デジタルキー（*1） - マイカー始動ロック - ドライブ診断 - マイセッティング
	オプションサービス	- オペレーターサービス - コネクティッドナビ	- リモートエアコン - スマホ de ドラレコ（*2）
契約期間	契約期間は、契約者とリース店との間で締結される法人リース契約の契約期間をいいます。 法人リース契約の契約期間のどの時点で T-Connect 利用契約をしても、または、法人リース契約の契約期間に一旦解約がなされた後改めて T-Connect 利用契約がなされた場合でも、当該法人リース契約が終了した日をもって当然に終了します。		
利用料（消費税込み）	無料		
選択可能な支払方法	選択不要		

*1 デジタルキー（基本サービス）を利用することができる車種として指定した車両に対してデジタルキー（標準装備）を装着した場合に限り利用することができます。

*2 ドライブレコーダー（標準装備またはメーカーオプション）を装着した車両に限って利用できます。

<別紙 2> T-Connect 基本サービスの種類およびサービス内容

■ヘルプネット

- (1) サービスの内容
ヘルプネットは、緊急事態発生時、専門のオペレーターが関係機関等への通報を行うサービスです。詳細はこちら（<https://toyota.jp/tconnectservice/service/helpnet.html>）からご確認いただけます。
ヘルプネットは、契約者および車両利用者が利用できます。
- (2) 利用条件および遵守事項
ヘルプネットに関するご説明書が適用されます。必ずご確認ください。
<https://toyota.jp/tconnectservice/tcterms/>

■e ケア

- (1) サービスの内容
警告灯点灯時、利用車両から発信される情報をもとに適切なアドバイスをを行う「走行アドバイス」と、利用車両の状態やメンテナンス情報を確認できる「ヘルスチェックレポート」等のサービスです。また、特定の利用条件を満たした車両では、当該条件を満たす期間中に適切なエンジンオイル交換時期をお知らせする「コネクティッドカーケア」が利用できる場合があります。
- (2) 利用条件および遵守事項
- ① 指定のエンジンオイルをご利用頂くとともに、トヨタ販売店での交換が必要となります（詳しくは販売店にご相談ください）。
 - ② T-Connect 利用規約第 26 条に定める KINTO との間でリース契約を締結した契約者が、当該リース契約に付随して T-Connect 利用契約を締結した車両でのみご利用いただけます。
 - ③ 契約者とリース店の間で法人リース契約が成立している契約者においては、第 27 条に定める法人管理契約を締結し、コネクティッドカーケア付きあんしんプラスを契約した車両でのみご利用いただけます。
 - ④ 以下記載の場合、正しいお知らせが届かないもしくはお知らせ自体が届かない場合がございます。これらの場合はお知らせにかかわらず、メンテナンスノートにおける期間及び距離で定められたオイル交換時期に従って交換を実施下さい。
 - (i) 車両使用開始より本契約の開始が遅れた場合
 - (ii) 車両の取扱説明書に従ったタイヤ等を使用されなかった場合
 - (iii) その他別途ご案内する利用条件を満たさなかった場合

■マイカーSecurity

マイカーSecurity は、一部のサービスプランおよび利用車両における基本サービスとして、マイカーサーチ plus 利用規約に規定されるサービスと同等の内容が、マイカーSecurity の名称にて提供されるサービスです。マイカーSecurity の利用にあたっては、マイカーサーチ plus 利用規約が適用されます。サービスの内容、利用条件および遵守事項については、必ず、マイカーサーチ plus 利用規約をご確認ください。

■オペレーターサービス

オペレーターサービスは、一部のサービスプランおよび利用車両における基本サービスとして、下記の利用規約に規定されるサービスと同等の内容が、オペレーターサービスの名称にて提供されるサービスです。オペレーターサービスの利用にあたっては、下記の利用規約が適用されます。サービスの内容、利用条件および遵守事項については、必ず、下記の利用規約をご確認ください。

サービスプラン	適用される利用規約
T-Connect（携帯接続） T-Connect DCM 単体／携帯接続 T-Connect DCM パッケージ	オペレーターサービス利用規約
T-Connect for CROWN	オペレーターサービス Plus 利用規約

■リモートエアコン

リモートエアコンは、一部のサービスプランおよび利用車両における基本サービスとして、リモートスタート（アプリ）利用規約に規定されるサービスと同等の内容が、リモートエアコンの名称にて提供されるサービスです。リモートエアコンの利用にあたっては、リモートスタート（アプリ）利用規約が適用されます。サービスの内容、利用条件および遵守事項については、必ず、リモートスタート（アプリ）利用規約をご確認ください。

■マイカーサーチ

マイカーサーチは、一部のサービスプランおよび利用車両における基本サービスとして、マイカーサーチ Plus 利用規約に規定されるサービスのうち一部サービスが、マイカーサーチの名称にて提供されるサービスです。詳細はこちら（<https://toyota.jp/tconnectservice/service/mycarsearch22.html>）をご確認ください。マイカーサーチの利用にあたっては、マイカーサーチ plus 利用規約が適用されます。サービスの内容、利用条件および遵守事項については、必ず、マイカーサーチ plus 利用規約をご確認ください。

■マイカーサーチ Plus

マイカーサーチ Plus は、一部の利用車両における基本サービスとして、マイカーサーチ Plus 利用規約に規定されるサービスのうち一部サービスが、マイカーサーチ Plus の名称にて提供されるサービスです。詳細はこちら（<https://toyota.jp/tconnectservice/service/mycarsearchplus.html>）をご確認ください。マイカーサーチ Plus の利用にあたっては、マイカーサーチ Plus 利用規約が適用されます。サービスの内容、利用条件および遵守事項については、必ず、マイカーサーチ Plus 利用規約をご確認ください。

■Apps

- (1) サービスの内容
Apps は車載機専用アプリを提供するサービスです。詳細はこちら（<https://tconnect.jp/appcatalog/app/index.html>）からご確認いただけます。
Apps は契約者が利用できます。
- (2) 利用条件および遵守事項
Apps は日本国内でのみ利用できます。
<車載機専用アプリ>
- ① Apps 上において、TC 以外の車載機専用アプリ提供事業者も車載機専用アプリ提供事業者サービス（車載機専用アプリ提供事業者が提供するアプリケーションおよびコンテンツ等のサービス）を提供します。車載機専用アプリ提供事業者サービスは、T-Connect 利用規約にいう「車載機専用アプリ」に含まれます。車載機専用アプリ提供事業者サービスは、車載機専用アプリ提供事業者契約（車載機専用アプリ提供事業者と契約者との間の車載機専用アプリの利用に関する契約）に従い提供されます。詳細は下記に定めるとおりとします。

- ② 車載機専用アプリ提供事業者サービスについて、TC は、取引を行うための場の提供および取引の機会のみを提供するものとし、これに関する車載機専用アプリ提供事業者契約は、契約者と車載機専用アプリ提供事業者との間で直接成立します。TC は、車載機専用アプリ提供事業者サービスについて車載機専用アプリ提供事業者契約の当事者とはならず、当該サービスについて一切の責任を負いません。
- ③ 車載機専用アプリ提供事業者サービスについて、TC は動作保証・品質保証その他一切の責任を負うものではなく、車載機専用アプリ提供事業者サービスまたはその利用に関して契約者に損害等が発生した場合であっても、TC は一切の責任を負いません。
- ④ 車載機専用アプリ提供事業者サービスの取引に関する条件は、当該車載機専用アプリに関する車載機専用アプリ提供事業者契約に従うものとします。ただし、T-Connect 利用規約において定めがある場合、契約者は、車載機専用アプリ提供事業者契約とは別に、当該定めにも従って車載機専用アプリ提供事業者サービスを利用するものとします。
- ⑤ 車載機専用アプリ提供事業者サービスは、契約者への通知なく、変更、追加または廃止されることがあります。当該変更、追加または廃止により契約者に生じた損失、損害等について、TC は一切の責任を負いません。

<外部サービス>

- ① TC または第三者により、外部サービス（Apps の全部または一部と連携するアプリケーションおよびコンテンツ等で、Apps 以外のサービス）が提供される場合があります。外部サービスの内容および利用条件等は、外部サービス提供者（外部サービスを提供する者）が別に定めるところによります。
- ② 契約者が TC 以外の第三者の提供する外部サービスを利用する場合は、当該外部サービス契約（外部サービスに関する契約）は、契約者と当該外部サービス提供者との間で直接成立するものであり、TC は、当該外部サービス契約の当事者とはならず、外部サービスについて一切の責任を負いません。
- ③ 外部サービスについて、TC は動作保証・品質保証その他一切の責任を負うものではなく、外部サービスまたはその利用に関して契約者に損失、損害等が発生した場合であっても、TC は一切の責任を負いません。
- ④ 外部サービス連携機能を TC が提供する場合、当該外部サービス連携機能（外部サービスは含みません）は Apps の一部を構成し、T-Connect 利用規約が適用されます。外部サービス連携機能を車載機専用アプリ提供事業者が提供する場合、当該外部サービス連携機能（外部サービスは含みません）は車載機専用アプリ提供事業者サービスの一部を構成し、前条に従うものとします。
- ⑤ 外部サービス提供者の判断により、契約者への通知なく、外部サービス連携機能が制限され、または利用できなくなることがあります。当該制限または利用不能により契約者に生じた損失、損害等について、TC は一切の責任を負いません。

<有償サービス>

- ① Apps に関する利用料金は T-Connect 基本利用料（本規約第 11 条）に含まれます。ただし、車載機専用アプリ提供事業者サービスと外部サービスの一部利用にあたって別途料金が必要となるサービス（以下、「有償サービス」といいます）があります。
- ② 有償サービスの利用を希望する契約者は、TC が別途定めた場合を除き、TC または車載機専用アプリ提供事業者が定める有償サービスの対価（以下、「有償サービス利用料」といいます）を支払う必要があります。有償サービス利用料の額については各有償サービスの購入ページ（リンク先を含みます）上に表示されます。
- ③ 有償サービス利用料の支払方法は、クレジットカードによる支払いのみとなります。支払いに関する利用条件等は、本規約第 11 条に定めるところによります。

契約者と TC 以外の車載機専用アプリ提供事業者または外部サービス提供者等の第三者との間で紛争が生じた場合は、契約者と当該第三者との間で解決するものとし、契約者は TC に請求または苦情を申し立てないものとします。

契約者は、Apps を通じて入手した情報を、自己の車載機に利用する契約者の私的利用の範囲内において利用することができます。

■FC システム遠隔見守りサービス

(1) サービスの内容

FC システム遠隔見守りサービスは、カーライフに役立つ所定の情報を提供するサービスです。

FC システム遠隔見守りサービスは、契約者が利用できます。

(2) 利用条件および遵守事項

FC システム遠隔見守りサービスにおいては、車両データをセンターが取得し、当該車両データを契約者と担当する販売店へ通知し、車両のメンテナンス等の案内を行います。なお、提供内容や設定項目等は対象車両の種類やグレード、装着オプションによって異なります。

■マイカー始動ロック

(1) サービスの内容

マイカー始動ロックは、My TOYOTA+ の操作で、離れた場所から利用車両に対し車両始動の禁止設定や設定解除ができるサービスです。

マイカー始動ロックは、契約者のみが利用できます。

(2) 利用条件および遵守事項

- ① TC は、プライバシー保護およびセキュリティ管理のため、マイカー始動ロックの利用にあたって、T-Connect の申し込み時に付与された ID およびパスワード、または契約者本人を特定できる情報をもって、マイカー始動ロックを利用しようとする者が契約者であることを確認できない場合には、マイカー始動ロックを提供できません。
- ② マイカー始動ロックを利用するためには、My TOYOTA+ のダウンロードが必要です。お持ちのスマートフォンに My TOYOTA+ をダウンロードしてください。なお、My TOYOTA+ に対応するスマートフォンは、Google Play または App Store の対応機種情報をご確認ください。
- ③ マイカー始動ロックには、それぞれ所定の作動条件があります。詳しくは本規約の定めに加え、My TOYOTA+ のヘルプをご確認ください。
- ④ 契約者は、マイカー始動ロックの利用にあたって、My TOYOTA+ 上に記載される利用方法その他の留意事項を遵守するものとします。
- ⑤ マイカー始動ロックを利用するには、TC 所定の方法により、My TOYOTA+ 上で暗証番号（以下、「暗証番号」といいます）を設定することが必要です。契約者は、自ら責任をもって暗証番号を管理するものとし、暗証番号を使用してなされた一切の行為およびその結果について、その行為を自らなしたか否かを問わず、一切の責任を負うものとします。
- ⑥ マイカー始動ロックには、以下のサービスが含まれます。
 - (i) マイカー始動ロックのロック設定
 - (ア) 契約者は、TC 所定の方法により My TOYOTA+ 上でマイカー始動ロックの設定操作を行うことにより、即時にまたは設定した予約スケジュール開始時間に、利用車両の始動を行えない状態に設定することができます（起動に数秒から数分程度の誤差が生じる場合があります）。
 - (イ) T-Connect (25) の契約者は、TC 所定の方法により My TOYOTA+ 上でマイカー始動ロックの設定操作を行うことにより、IG-OFF に連動して利用車両の始動を行えない状態に設定することができます（起動に数秒から数分程度の誤差が生じる場合があります）。
 - (ii) マイカー始動ロックのロック設定解除
契約者は、TC 所定の方法により My TOYOTA+ 上でマイカー始動ロックの設定操作を行うことにより、即時にまたは設定した予約スケジュール終了時間に、利用車両のマイカー始動ロックのロック設定を解除することができます。ただし、通信環境（通信回線、システム、サーバを含みこれらに限られません）の障害等 TC 所定の状況に該当する場合には、マイカー始動ロックのロック設定解除ができないことがあります。

その場合には、TC 所定の方法により、利用車両の車載機に、前号に定める暗証番号を入力し、マイカー始動ロックのロック設定解除操作を行うことにより、マイカー始動ロックのロック設定を解除できます。ただし、誤った暗証番号を TC 所定の回数入力した場合には、車載機による解除ができません。また、T-Connect 基本契約終了時点でマイカー始動ロックのロック設定が作動していた場合、契約終了による自動でのマイカー始動ロックのロック設定の解除は行われません。T-Connect 基本契約終了前に、マイカー始動ロックのロック設定（予約スケジュール設定を含みます）を解除してください。

- ⑦ マイカー始動ロックのロック設定が作動するには、利用車両が、以下に定める条件を満たすことが必要です。本条件を満たしていない場合は設定待機状態となり、条件が成立した後に作動します。
- (i) T-Connect (25) 以外をご契約の場合（以下に定める条件のうち、いずれか1つを満たすことが必要です）
 - (ア) マイカー始動ロックのロック設定が作動しておらず、かつ、盗難発生警報装置が作動していること
 - (イ) マイカー始動ロックのロック設定が作動しておらず、かつ、最後に停車（ACC-OFF）されてから 60 分以上が経過していること
 - (ii) T-Connect (25) をご契約の場合（以下に定める条件のうち、いずれか1つを満たすことが必要です）
 - (ア) マイカー始動ロックのロック設定が作動しておらず、かつ、すべてのドアが施錠されていること
 - (イ) マイカー始動ロックのロック設定が作動しておらず、かつ、最後に停車（ACC-OFF）されてから 60 分以上が経過していること
- ⑧ 通信環境（通信回線、システム、サーバを含みこれらに限られません）の障害等 TC 所定の状況に該当する場合には、前号に規定する条件を満たしていても、マイカー始動ロックのロック設定もしくはロック設定の解除が正しく作動せず、またはマイカー始動ロックのロック設定もしくはロック設定の解除の作動に時間がかかることがあります。
- ⑨ 前号に該当しマイカー始動ロックのロック設定またはロック設定の解除が作動しなかった場合には、第 6 号(i)または(ii)の各設定要求（設定待機状態を含みます）は破棄され、設定待機状態にはなりません。
- ⑩ 契約者が行ったマイカー始動ロックのロック設定操作の結果、利用車両のマイカー始動ロックのロック設定が作動したか否かについて、契約者のメールまたは My TOYOTA+に通知されます。なお、利用車両や情報通信端末の使用環境等の事情により通信状態が不良である場合には、当該結果通知に遅延が生じる場合があります。
- ⑪ マイカー始動ロックのロック設定は、車両始動を禁止することで車両盗難を抑制するものであり、車両盗難を完全に防止するものではありません。マイカー始動ロックのロック設定の作動に関わらず、利用車両に生じた盗難、破損、損害等について、TC は、契約者に対して一切の責任を負いません。
- ⑫ マイカー始動ロックのロック設定またはロック設定の解除が、本規約に定める作動条件に該当せず、正しく作動しなかったことまたは作動に時間を要したことにより、利用車両に盗難、破損、損害等が発生した場合であっても、TC は、契約者に対して一切の責任を負いません。
- ⑬ マイカー始動ロックの暗証番号を失念し、あるいは誤った暗証番号を所定回数入力したことによりマイカー始動ロックが作動しなかった場合であっても、TC は契約者に対して一切の責任を負いません。
- ⑭ マイカー始動ロックの暗証番号を紛失しあるいは第三者に知られたことによる、車両の盗難や、作動に時間を要することを含む、いかなる損害に対しても TC は一切の責任を負いません。
- ⑮ 個人情報等の取扱い
マイカー始動ロックの利用については、T-Connect の個人情報等の取得と利用について第 16 条の特則が適用されます。
<https://toyota.jp/tconnectservice/tc/terms/>

■その他のサービス

- (1) エージェント
音声対話システムに接続し、話しかけるだけで目的地の検索・設定、ニュースや天気等の情報検索ができるほか、パワーウィンドウ等車両機能の音声認識操作ができるサービス。また、おすすめスポットやニュースの提案サービスもご利用いただけます。オプションサービスの契約状況によって音声認識を利用した操作が可能となります。
- (2) リモートメンテナンスメール
利用車両の走行距離・利用期間等に応じて、定期点検やエンジンオイル交換等のご案内、イベントの情報を販売店からお知らせするサービス。
- (3) CD タイトル情報取得
車載機に収録されていない CD のタイトル等の情報を、通信で取得するサービス。
- (4) マップオンデマンド
エンジン始動時や目的地検索時に自動で通信を行い、新しい道路の情報をダウンロードし車載機の地図情報を更新するサービス。
- (5) ハイブリッドナビ
走行状況に関するデータおよび外部情報を組み合わせた膨大なデータを用いて、TMC が保有する地図データの中から最適なルートを探索し、車載機に配信するサービス。
- (6) T ルート検索（プローブ情報付）
独自の交通情報により目的地までの道路状況を予測し、最適なルートを探索するサービス。
- (7) ソフトウェアアップデート
DCM による無線通信で、車載機および車両のソフトウェアアップデートを実施するサービス。アップデート内容は利用車両によって異なります。
- (8) マイカーログ
行った場所や走行距離/燃費などのトリップ情報をリストやグラフ表示で確認できるサービス。コネクティッドナビを契約していない場合は、出発地および到着地点のみの表示となり、運転軌跡の情報は表示されません。
- (9) ドライブ診断
車両から取得したデータを使用し、運転を診断するサービス。
- (10) 充電・給電情報
My TOYOTA+を使って充電状況を確認したり、充電の開始操作ができるサービス。
- (11) マイセッティング
車載機の音量、運転席シート位置など、ドライバーの好みに合った設定を車両に記憶できるサービス。

トヨタコネクティッド株式会社（以下、「TC」といいます）およびトヨタ自動車株式会社（以下、「TMC」といい、以下 TC および TMC を総称して「当社」といいます）は、T-Connect のご提供にあたって、以下のとおり個人情報を取扱いま

第1条（定義）

本書において使用する次の各号に定める用語は、当該各号に定める意味を有するものとします。その他本書で使用する用語は、本書で定義されない限り、T-Connect 利用規約で定義する意味を有するものとします。

- (1) 契約データ：契約者に関するデータおよび契約内容に関するデータを総称していいます。
- (2) 契約者に関するデータ：契約者（契約者が法人である場合には契約者の担当者を含みます。以下、本書において同じです）の氏名、住所、生年月日、電話番号、メールアドレスおよび性別等、契約者に関するデータをいいます。
- (3) 契約内容に関するデータ：T-Connect の ID、パスワード、利用できるサービスの範囲、サービスの利用状況および契約期間等、T-Connect の契約内容に関するデータをいいます。
- (4) 車両データ：利用車両に関するデータ、走行状況に関するデータおよび車両状態に関するデータを総称していいます。
- (5) 利用車両に関するデータ：車名、車体（車台）番号、自動車登録番号、登録年月日および車載機の種類等、利用車両に関するデータをいいます。
- (6) 走行状況に関するデータ：エンジン回転数、アクセル/ブレーキの操作状況、車速、シフトポジション、走行距離情報および位置情報等、利用車両の走行状況に関するデータをいいます。
- (7) 車両状態に関するデータ：警告の表示情報等、利用車両の車両状態に関するデータをいいます。
- (8) ヘルプネット利用時に送信されるデータ：ヘルプネット利用者の氏名等の個人に関するデータならびに緊急事態の内容、通報発信時の位置情報、自動通報/手動通報の別および通報発信時刻等に関するデータをいいます。
- (9) エージェント利用時に送信されるデータ：エージェント利用時に送信される、走行状況に関するデータ、車両状態に関するデータ、およびエージェントとの会話内容等に関するデータをいいます。ドライバーモニターのシステムを搭載している一部の車種の場合、運転者の状態（顔の向き、注視点の情報等）を解析したデータを含みます（運転者の顔画像・動画は含みません）。ドライバーモニターのシステムの搭載有無は、取扱説明書からご確認ください。
- (10) コネクティッドナビ利用時に送信されるデータ：コネクティッドナビ利用時に送信される内容等に関するデータをいいます。
- (11) 販売店：契約者が利用するトヨタブランドの車両を購入した販売店（車両を販売する法人を指すものとし、法人の全ての事業所（店舗）を含みます、以下同じです）、および契約者または車両利用者が指定した販売店をいいます。

第2条（データの取得）

1. TC は、次条第1項に定める目的のために、TMC は次条第2項に定める目的のために、適法かつ公正な手段によって、次の各号に定めるデータを取得します。
 - (1) T-Connect の申し込みにあたり、申込者が登録した契約データ
 - (2) T-Connect の申し込みにあたり、申込者が利用車両として指定した車両データ
 - (3) T-Connect の利用にあたり、契約者が提供した契約データおよび車両データ（①TC が取得するデータについてはヘルプネット利用時に送信されるデータ、エージェント利用時に送信されるデータ（利用車両が T-Connect (25)

対応車両以外の場合）およびコネクティッドナビ利用時に送信されるデータを、②TMC が取得するデータについてはエージェント利用時に送信されるデータ（利用車両が T-Connect（25）対応車両の場合）を含みます）

- (4) T-Connect の利用にあたり、車載機または通信機を通じて送信される契約データおよび車両データ（①TC が取得するデータについてはヘルプネット利用時に送信されるデータ、エージェント利用時に送信されるデータ（利用車両が T-Connect（25）対応車両以外の場合）およびコネクティッドナビ利用時に送信されるデータを、②TMC が取得するデータについてはエージェント利用時に送信されるデータ（利用車両が T-Connect（25）対応車両の場合）を含みます）
 - (5) T-Connect の利用にあたり、契約者が利用した個別のサービスならびにその利用日時および利用回数その他利用履歴
 - (6) 前各号のデータに変更があった場合における変更後のデータ
2. TC は、契約データおよび車両データを、申込者、契約者および利用車両から直接取得するほかに、TMC または販売店から取得することがあります。

第3条（契約データおよび車両データ等の利用目的）

1. TC は、前条に基づき取得した契約データ、車両データ、ヘルプネット利用時に送信されるデータ、エージェント利用時に送信されるデータ（利用車両が T-Connect（25）対応車両以外の場合）および、コネクティッドナビ利用時に送信されるデータ等を安全に管理し、次の各号に定める目的のために利用します。
 - (1) 契約者、車両利用者および権限受領者への T-Connect の提供
 - (2) 契約者への T-Connect の提供にかかる対価・料金（以下、「本件料金」といいます）の請求
 - (3) 契約者および利用車両へのサービス等のご案内（利用車両の整備・修理に関するご案内を含みます）
 - (4) 車両・商品・サービス等の企画・開発および品質向上ならびにマーケティング分析
 - (5) お客様満足度向上策等の検討のためのアンケート調査
 - (6) 契約者、車両利用者、権限受領者または第三者への車両データの統計処理・分析を通じた情報提供サービス（交通情報等）
 - (7) 契約者、車両利用者または権限受領者からのお問い合わせへの対応・迅速なサービスの提供等のために必要な業務
 - (8) 次条に定める第三者提供の目的に基づく処理・分析
2. TMC は、前条に基づき取得した契約データ、車両データ、およびエージェント利用時に送信されるデータ（利用車両が T-Connect（25）対応車両の場合）等を安全に管理し、次の各号に定める目的のために利用します。
 - (1) 契約者、車両利用者および権限受領者への T-Connect の提供
 - (2) 契約者および利用車両へのサービス等のご案内（利用車両の整備・修理に関するご案内を含みます）
 - (3) 車両・商品・サービス等の企画・開発および品質向上ならびにマーケティング分析
 - (4) お客様満足度向上策等の検討のためのアンケート調査
 - (5) 第5条に定める第三者提供の目的に基づく処理・分析
 - (6) 契約者、車両利用者または権限受領者からのお問い合わせへの対応・迅速なサービスの提供等のために必要な業務
 - (7) TMC による、T-Connect に紐づくサービスの提供（当該 T-Connect に紐づくサービスの利用を申し込んだ場合に限ります）
3. 前二項に掲げるほか、当社は、オペレーターサービスまたはその他の T-Connect に関するサービスにおいて契約者、車両利用者または権限受領者から提供される音声データおよびお問い合わせ先へのご連絡内容について、次の目的で通話のモニタリングや録音を行うとともに、その音声データならびにご利用の日時およびその他の関連する情報（以下、「音声データ等」といいます）を、次の目的に利用することがあります。

- (1) ご連絡内容の確認およびご連絡への対応
- (2) ご連絡への対応の品質およびお客様満足度の向上
- (3) 新商品、新サービス等の企画・開発およびマーケティング分析

第4条（TCによる契約データおよび車両データ等の第三者提供）

TCは、次の各号に定める提供先に対し、提供先利用目的を達成するのに必要な範囲で、各項目に含まれるデータ等を提供方法に従い提供することがあります。

(1) 提供先：TMC

① 提供先利用目的

- (i) 車両・商品・サービス等についてのご案内
- (ii) 車両・商品・サービス等の企画・開発または品質向上の為の活用
- (iii) お客様満足度向上策等の参考にする目的で行うアンケート調査
- (iv) 車両データのうち位置情報を活用した匿名化措置の施された統計情報の販売・提供
- (v) TMCによるサービスの提供
- (vi) お問い合わせへの対応
- (vii) 第3条および第5条に掲げる目的

② 項目

契約データ、車両データ、ヘルプネット利用時に送信されるデータ、エージェント利用時に送信されるデータ（利用車両が T-Connect（25）対応車両以外であり、特定の個人を識別できないように加工した場合に限ります）、コネクティッドナビ利用時に送信されるデータ（利用車両が T-Connect（25）対応車両以外である場合は、特定の個人を識別できないように加工した場合に限ります）および音声データ等

③ 提供方法

データの送信、記録媒体での送付、書類での送付、口頭（電話）、またはアクセス権を与える方法により提供（特定の個人を識別できないように加工した情報についても同様です）

(2) 提供先：販売店

① 提供先利用目的

- (i) 車両・商品・サービス等のご案内
- (ii) 商品・サービス等の企画・開発または品質向上およびマーケティング分析
- (iii) お客様満足度向上策等の検討のためのアンケート調査
- (iv) 利用車両のメンテナンスの案内およびメンテナンスへの活用
- (v) お問い合わせへの対応

② 項目

契約データ、車両データ、音声データ等

③ 提供方法

データの送信、記録媒体での送付、書類での送付または口頭（電話）

(3) 提供先：車載機専用アプリ提供事業者または協業事業者（契約者が車載機専用アプリ提供事業者から車載機専用アプリの利用を申し込んだ場合、または協業事業者から協業サービスの利用を申し込んだ場合に限ります）

① 提供先利用目的

- (i) 車載機専用アプリまたは協業サービスの提供
- (ii) 車載機専用アプリまたは協業サービスの利用料金の請求
- (iii) 車載機専用アプリまたは協業サービスにおける新サービスまたは新メニューのご案内
- (iv) 車載機専用アプリまたは協業サービスに関するアンケート調査

- (v) 車載機専用アプリまたは協業サービスの利用促進等を目的としたキャンペーンの実施
- (vi) 車載機専用アプリまたは協業サービスに関する新サービスの企画・開発およびサービス品質の評価・改善

② 項目

契約データ、車両データ、音声データ等

③ 提供方法

データの送信、記録媒体での送付または書類での送付

(4) 提供先：取次先事業者（契約者、車両利用者または権限受領者が取次ぎを希望する場合に限ります）

① 提供先利用目的

- (i) 取次先事業者によるサービスの提供
- (ii) 取次先事業者によるサービス利用料金の請求

② 項目

契約者に関するデータ、車両データ、ヘルプネット利用時に送信されるデータ

③ 提供方法

データの送信、記録媒体での送付または書類での送付

(5) 提供先：提携機関および企業（社会・交通・生活インフラの提供・整備を行う企業等）

① 提供先利用目的

よりよい社会・交通・生活環境の創出を目的とした、車両データの分析・活用

② 項目

走行状況に関するデータ、車両状態に関するデータ（統計化または特定の個人を識別できないように加工した場合に限ります）

③ 提供方法

データの送信、記録媒体での送付または書類での送付

(6) 提供先：医療機関および関係機関

① 提供先利用目的

ヘルプネットにより受けた通報への対応

② 項目

契約者に関するデータ、利用車両に関するデータ、ヘルプネットにより送信されるデータ

③ 提供方法

データの送信または口頭（電話）

(7) 提供先：国土交通省（2016年12月1日以降にT-Connectの利用を開始した場合に限ります）

① 提供先利用目的

- (i) 新たな車両安全対策の検討
- (ii) 事故自動通報システムおよび先進事故自動通報システム導入にかかわる検討
- (iii) その他交通安全対策に資する研究

② 項目

利用車両に関するデータ、走行状況に関するデータ、ヘルプネットにより送信されるデータ

③ 提供方法

データの送信、記録媒体での送付または書類での送付

(8) 提供先：KDDI

① 提供先利用目的

- (i) T-Connect等で利用する自動車装着専用データ通信モジュールへの通信回線の提供
- (ii) T-Connect利用者向け au スマホ利用料割引の適用可否の確認

(iii) T-Connect 利用者向け au スマホ利用料割引料金の請求

(iv) お問い合わせへの対応

ただし、(ii)、(iii)はT-Connect エントリーまたはT-Connect スタンダード利用契約に限ります。

② 項目

契約データ、利用車両に関するデータ、音声データ等

③ 提供方法

データの送信、記録媒体での送付、書類での送付または電話（口頭）

(9) 提供先：クレジットカード発行会社（2025 年 4 月 6 日以降に EMV 3D セキュアによる本人認証を利用した場合に限ります）

① 提供先利用目的

不正利用検知・防止のため

② 項目

契約データ（EMV 3D セキュアによる本人認証に必要な契約者の氏名、電話番号および利用金額等）

③ 提供方法

データの送信

なお、契約者が利用されているクレジットカード発行会社が外国にある場合、提供した個人情報は当該会社が所属する国に移転される場合があります。TC では、契約者から取得した情報からは、ご利用のクレジットカード発行会社および当該会社が所在する国を特定することができないため、以下の個人情報保護措置に関する情報を把握したうえで、ご提供することはできません。

（ア）提供先が所在する外国の名称

（イ）当該国の個人情報保護制度に関する情報

（ウ）クレジットカード発行会社の個人情報保護の措置

また個人情報保護委員会のホームページ（<https://www.ppc.go.jp/>）では、各国における個人情報保護制度に関する情報について掲載されています。

第 5 条（TMC による契約データおよび車両データの第三者提供）

TMC は、次の各号に定める提供先に対し、提供先利用目的を達成するのに必要な範囲で、各項目に含まれるデータ等を提供方法に従い提供することがあります。

(1) 提供先：販売店

① 提供先利用目的

(i) 車両・商品・サービス等のご案内

(ii) 商品・サービス等の企画・開発および品質向上ならびにマーケティング分析

(iii) お客様満足度向上策等の検討のためのアンケート調査

(iv) 利用車両のメンテナンスのご案内およびメンテナンスへの活用

(v) お問い合わせへの対応

② 項目

契約データ、車両データ、音声データ等

③ 提供方法

データの送信、記録媒体での送付または書類での送付

(2) 提供先：協業事業者（協業事業者が協業サービスの利用を申し込んだ場合に限ります）

① 提供先利用目的

(i) 協業サービスの提供

- (ii) 協業サービスの利用料金の請求
- (iii) 協業サービスにおける新サービスまたは新メニューのご案内
- (iv) 協業サービスに関するアンケート調査
- (v) 協業サービスの利用促進等を目的としたキャンペーンの実施
- (vi) 協業サービスに関する新サービスの企画・開発およびサービス品質の評価・改善
- ② 項目
契約データ、車両データ、音声データ等
- ③ 提供方法
データの送信、記録媒体での送付または書類での送付
- (3) 提供先：共同開発・研究先（車両・商品・サービス等の企画・開発・研究・改良等を行う企業・機関等）
 - ① 提供先利用目的
TMC の車両・商品・サービス等の企画・開発・研究・改良等を目的とした、利用車両の利用状況の確認、市場不具合解析等
 - ② 項目
車両データ（統計化または特定の個人を識別できないように加工した場合に限ります）、エージェント利用時に送信されるデータ（利用車両が T-Connect（25）対応車両であり、統計化または特定の個人を識別できないように加工した場合に限ります）
 - ③ 提供方法
データの送信、記録媒体での送付または書類での送付（特定の個人を識別できないように加工した情報についても同様です）
- (4) 提供先：取引先（車両・商品・サービス等に含まれる部品・製品の企画・開発・製造・改良等を行う企業等）
 - ① 提供先利用目的
TMC の車両・商品・サービス等に含まれる部品・製品の企画・開発・製造・改良等を目的とした、利用車両の利用状況の確認、市場不具合解析等
 - ② 項目
車両データ（統計化または特定の個人を識別できないように加工した場合に限ります）、エージェント利用時に送信されるデータ（利用車両が T-Connect（25）対応車両であり、統計化または特定の個人を識別できないように加工した場合に限ります）
 - ③ 提供方法
データの送信、記録媒体での送付または書類での送付（特定の個人を識別できないように加工した情報についても同様です）
- (5) 提供先：提携機関および企業（社会・交通・生活インフラの提供・整備を行う企業等）
 - ① 提供先利用目的
よりよい社会・交通・生活環境の創出を目的とした、車両データの分析・活用
 - ② 項目
走行状況に関するデータ、車両状態に関するデータ（統計化または特定の個人を識別できないように加工した場合に限ります）
 - ③ 提供方法
データの送信、記録媒体での送付または書類での送付

第6条（個人情報の取扱い）

当社は、個人情報について、本書に定めるほか、自社のプライバシーポリシー（TMC の「個人情報に関する基本方針」

(<https://global.toyota/jp/privacy-notice/>) または TC の「個人情報保護方針」(<https://toyotaconnected.co.jp/privacy/>)) ならびに個人情報保護法その他関連法令等に従って適切に取り扱います。

第 7 条（業務委託先への開示）

1. TC は、T-Connect の運営または提供に関する業務を第三者に委託することがあります。TC は、契約者、車両利用者または権限受領者が T-Connect を利用するにあたり必要な契約データ、車両データ、ヘルプネット利用時に送信されるデータ、エージェント利用時に送信されるデータ（利用車両が T-Connect（25）対応車両以外の場合）、コネクティッドナビ利用時に送信されるデータおよび音声データ等を当該委託先に開示する場合、当該委託先におけるこれらデータの安全管理について責任をもって監督し、漏洩・滅失等の防止に努めるものとします。
2. TMC は、T-Connect の運営または提供に関する業務を、TC または第三者に委託することがあります。TMC は、契約者、車両利用者および権限受領者が T-Connect を利用するにあたり必要な契約データ、車両データ、エージェント利用時に送信されるデータ（利用車両が T-Connect（25）対応車両の場合）および音声データ等を TC または第三者に開示する場合、TC または第三者におけるこれらデータの安全管理について責任をもって監督し、漏洩・滅失等の防止に努めるものとします。

第 8 条（車両データの送信および利用の停止）

1. 契約者の利用車両が当社所定の車種に該当し、当社への車両データの送信を希望しない場合、My TOYOTA（WEB）での操作により、車両データの送信を止めることができます場合があります（「TOYOTA アカウント」と T-Connect ID の連携を行っている契約の利用車両に限ります）。詳しくは、My TOYOTA（WEB）をご確認ください。また、車載機での操作により、車両データの送信を止めることができます場合があります。なお、車両データ送信設定は、即時に反映されるものではなく、利用車両の次回始動（ACC-ON）時に反映されます。詳しくは、車載機の取扱説明書をご確認ください。
2. 契約者の利用車両が当社所定の車種に該当する場合は、T-Connect を経由して当社が取得する車両データのうち、一部については、My TOYOTA（WEB）での操作により、当社による車両データの利用の停止を求めることができます場合があります。詳しくは My TOYOTA（WEB）をご確認ください。
3. 第 1 項および第 2 項に従い車両データの送信および当社による利用を停止した場合、契約者、車両利用者または権限受領者は、T-Connect の全部または一部および T-Connect に紐づくサービスの全部または一部を利用できなくなる場合があります、また、車両データの送信および当社による利用を再開した後においても、T-Connect および T-Connect に紐づくサービスの一部を正しく受けることができない場合があることを、あらかじめ承諾するものとします。

第 9 条（開示等請求）

申込者および契約者は、個人情報保護法の定めるところにより、当社が取得した契約データおよび車両データ等について、当社に対し、開示等を請求することができます。また、万が一、当社の保有する契約データおよび車両データの内容が事実でないことが判明した場合、当社は、当該契約データおよび当該車両データを、速やかに訂正または削除します。

第 10 条（お問い合わせ先）

前条に定める開示等の請求その他契約データ等に関するお問い合わせ先は以下のとおりです。

(1) 【事業者】

トヨタコネクティッド株式会社

【TC が取得する個人情報の取扱いに関するご相談窓口】

T-Connect サポートセンター

TEL : 0800-500-6200 受付時間 : 9:00~18:00 年中無休

【個人情報保護管理者】

T-Connect 事業担当部門長

〒460-0003

愛知県名古屋市中区錦一丁目11番11号 名古屋インターシティ 14 階

Mail: info@mail.toyotaconnected.co.jp

URL : <https://toyotaconnected.co.jp/>

(2) 【事業者】

トヨタ自動車株式会社

【TMC が取得する個人情報の取扱いに関するご相談窓口】

お客様相談センター

〒450-8711

愛知県名古屋市中村区名駅4丁目7-1

TEL : 0800-700-7700

URL : <https://global.toyota/>

第11条（本書の変更）

1. 当社は、個別に契約者と合意することなく、本書を変更することができるものとします。この場合、契約者に対し、本書を変更する旨および変更後の本書の内容ならびにその効力発生時期を、事前に周知するものとします。ただし、法令等に基づき契約者の同意を得ることが必要となる変更を行う場合は、当社の定める方法で契約者の同意を得るものとします。
2. 前項の周知は、当該効力発生日の7日前までに、以下に掲載する方法で周知するものとします。
<https://toyota.jp/tconnectservice/tcterms/>

第12条（KINTO とのリース契約に付随して T-Connect 利用契約を締結する場合に関する特則）

T-Connect 利用規約第26条に定める株式会社 KINTO（以下、「KINTO」といいます）との間でリース契約を締結した契約者が、当該リース契約に付随して T-Connect 利用契約を締結する場合、TMC は、第5条に定める TMC による契約データ、車両データおよび音声データ等の第三者提供先に加え、本条に定める提供先に、提供先利用目的を達成するのに必要な範囲で、項目に含まれるデータを提供方法に従い提供することがあります。

(1) 提供先 : KINTO

① 提供先利用目的

- (i) 利用車両の適切な管理のため
- (ii) 利用車両のメンテナンスのご案内およびメンテナンスへの活用
- (iii) 契約者が指定した販売店と利用車両のメンテナンスについて連携すること
- (iv) お問い合わせへの対応

② 項目

契約データ、車両データ、音声データ等

③ 提供方法

データの送信、記録媒体での送付または書類での送付、口頭（電話）、アクセス権を与える方法により提供

第13条（法人管理契約者に関する特則）

1. 法人管理契約を締結する契約者については、第2条第2項に規定する契約データおよび車両データの取得について、

TC は、申込者、契約者および利用車両から直接取得するほか、TMC または販売店に加え、リース店から取得することがあります。

2. T-Connect 利用規約第 27 条に定める法人管理契約を締結する契約者については、TMC は、第 5 条に定める TMC による契約データ、車両データおよび音声データ等の第三者提供先に加え、本項に定める提供先に、提供先利用目的を達成するのに必要な範囲で、項目に含まれるデータを提供方法に従い提供することがあります。

- (1) 提供先：法人管理契約の契約者が利用車両の法人リース契約を締結したリース店または契約者が指定したリース店

- ① 提供先利用目的

- (i) 利用車両の適切な管理のため
- (ii) 利用車両のメンテナンスのご案内およびメンテナンスへの活用
- (iii) 契約者が利用車両を購入した販売店または契約者が指定した販売店と利用車両のメンテナンスについて連携すること
- (iv) お問い合わせへの対応

- ② 項目

契約データ、車両データ、音声データ等

- ③ 提供方法

データの送信、記録媒体での送付、書類での送付、口頭（電話）、またはアクセス権を与える方法により提供

第 14 条（デジタルキーの利用に関する特則）

1. デジタルキーの利用については、TMC は、デジタルキーの提供に関連して取得したデジタルキー利用者等（デジタルキー利用規約第 2 条に定義）の個人情報（氏名、住所、電話番号、メールアドレス、車両情報およびデジタルキーの利用履歴）を、第 3 条に定める利用目的に加え、次の各号に定める利用目的の範囲内で利用します。

- (1) デジタルキーのサービス提供（デジタルキー利用契約の申し込み・締結手続、デジタルキー利用車両とデジタルキー利用契約または T-Connect 基本契約内容の連携、デジタルキーの発行・授受・管理・削除等）のため
- (2) デジタルキーアプリおよびウォレットアプリに対するサービス情報の通知のため
- (3) デジタルキーの問い合わせへの対応のため
- (4) デジタルキーの企画開発・品質向上のため
- (5) デジタルキーの利用状況等に関する統計情報の作成・提供のため
- (6) デジタルキー利用者等の契約同意履歴を管理するため

2. TMC は、TC および販売店に対して、第 1 項各号に定める利用目的の達成に必要な範囲内で、デジタルキー利用者等の個人情報を、第 5 条に定める提供方法で提供することがあり、デジタルキー利用者等はあらかじめこれに同意するものとします。

第 15 条（コネクティッドナビの利用に関する特則）

コネクティッドナビの利用については、当社は、コネクティッドナビの提供に関連して取得した契約者、車両利用者（いずれも、コネクティッドナビ利用規約第 2 条に定義）またはコネクティッドナビに問い合わせをした者の個人情報（生存する個人に関する情報であつて、コネクティッドナビを提供するにあたって個別に取得する情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含みます））を、第 4 条および第 5 条に定める TC または TMC による契約データおよび車両データ等の第三者提供先に加え、次の各号に定める提供先に、提供先利用目的を達成するのに必要な範囲で、項目に含まれるデータを提供方法に従い提供することがあります。

- (1) 提供先：Cerence Japan 株式会社

- ① 提供先利用目的
音声認識機能、自然言語理解機能や他要素の開発、トレーニング、チューニング、強化、改善（コネクティッドナビに関するサービスに限定されません）
 - ② 項目
コネクティッドナビ利用時に送信されるデータのうち対話機能を通じて送信されるデータ
（氏名等、お客様個人を特定できる種類の情報と併せて送信することはありません。）
 - ③ 提供方法
データの送信
- (2) 提供先：株式会社ゼンリン（利用車両が T-Connect（25）対応車両の場合に限ります）
- ① 提供先利用目的
地図情報（道路情報、施設情報、住所情報等）の改善（コネクティッドナビに関するサービスに限定されません）
 - ② 項目
コネクティッドナビ利用時に送信されるデータのうちナビゲーション機能を通じて送信されるデータ
 - ③ 提供方法
データの送信
- (3) 提供先：株式会社トヨタマップマスター
- ① 提供先利用目的
地図情報（道路情報、施設情報、住所情報等）の改善（コネクティッドナビに関するサービスに限定されません）
 - ② 項目
コネクティッドナビ利用時に送信されるデータのうちナビゲーション機能を通じて送信されるデータ
 - ③ 提供方法
データの送信
- (4) 提供先：株式会社アイシン
- ① 提供先利用目的
ナビゲーションの改善（コネクティッドナビに関するサービスに限定されません）
 - ② 項目
コネクティッドナビ利用時に送信されるデータのうちナビゲーション機能を通じて送信されるデータ
 - ③ 提供方法
データの送信

第 16 条（マイカー始動ロックの利用に関する特則）

マイカー始動ロックの利用については、当社は、マイカー始動ロックの提供に関連して取得した契約者（T-Connect 利用規約第 3 条に定義）（2025 年 3 月 18 日以降にマイカー始動ロックの利用を開始した場合に限ります）の契約内容に関するデータ（マイカー始動ロックの解除用暗証番号）を、第 4 条および第 5 条に定める TC または TMC による契約データおよび車両データ等の第三者提供先に加え、次の各号に定める提供先に、提供先利用目的を達成するのに必要な範囲で、項目に含まれるデータを提供方法に従い提供することがあります。ただし、契約者の利用車両が第三者に譲渡され、かつ、当該契約者によるマイカー始動ロックのロック設定により、当該利用車両の車両始動を行えない状態になった場合に限ります。

- (1) 提供先：マイカー始動ロックのロック設定解除要請があった時点での当該利用車両の所有者（自動車販売業者、中古での車両購入者等）

- ① 提供先利用目的
マイカー始動ロックにおけるロック設定解除
- ② 項目
契約内容に関するデータ（マイカー始動ロックの解除用暗証番号）
- ③ 提供方法
口頭（電話）

第17条（スマホ de ドラレコの利用に関する特則）

1. スマホ de ドラレコの利用については、TMC は、スマホ de ドラレコの提供に関連して取得したスマホ de ドラレコ契約者等（スマホ de ドラレコ利用規約第2条に定義）の個人情報（氏名、住所、電話番号、メールアドレス、車両情報、走行状況に関するデータ、ドライブレコーダー映像等）を、第3条に定める利用目的に加え、次の各号に定める利用目的の範囲内で利用します。
 - (1) スマホ de ドラレコのサービス提供のため
 - (2) スマホ de ドラレコに対するサービス情報の通知のため
 - (3) スマホ de ドラレコの問い合わせへの対応のため
 - (4) ドラレコに関する企画開発・品質向上のため
 - (5) スマホ de ドラレコの利用状況等に関する統計情報の作成・提供のため
 - (6) スマホ de ドラレコ契約者およびスマホ de ドラレコ権限受領者の契約同意履歴を管理するため
2. TMC は、TC および販売店に対して第1項各号に定める利用目的の達成に必要な範囲内で、スマホ de ドラレコ契約者等の個人情報を、第5条に定める提供方法で提供することがあり、スマホ de ドラレコ契約者等はあらかじめこれに同意するものとします。

（付則）2025 年 12 月 17 日改定

DCM 通信サービスに関する重要事項説明書

本説明書は、以下のサービスプランのいずれかを申し込む契約者のみご確認ください。

「T-Connect DCM パッケージ」「T-Connect DCM 単体」

「T-Connect DCM 単体/携帯接続」「T-Connect for CROWN」（2018 年 6 月～2020 年 3 月モデル）

「T-Connect エントリー（22）」「T-Connect スタンダード（22）」

「T-Connect スタンダード（22）コネクティッドナビ付」

「T-Connect スタンダード（22）コネクティッドナビ（車載ナビ有）付」「T-Connect（25）」

T-Connect は、KDDI 株式会社（以下、「KDDI」といいます）の通信回線による専用通信モジュール（DCM）を利用したデータ通信および音声通話のサービスです。

（車載機での設定により、スマートフォン等でのテザリングによる通信も可能です）

T-Connect のオプションサービスである車内 Wi-Fi をご契約の場合、上記サービスに加え、Wi-Fi によるインターネット接続のサービスが提供されます。

本説明書は、DCM による通信サービスに関する重要なお知らせです。十分にご確認ください。

なお、本説明書で使用する用語は、本説明書で特段定義がされない限り、T-Connect 利用規約で定義された意味を有するものとします。

電気通信事業者の名称		トヨタコネクティッド株式会社（以下、「TC」といいます） 届出番号（電気通信事業者）：第 C-12-00850 号
電気通信事業者の連絡先		【T-Connect サポートセンター】 TEL：0800-500-6200 受付時間：9:00～18:00 年中無休
業務受託者の名称・連絡先		T-Connect ご利用申込書、お申込時に送付する電子メール、またはお申込時にお渡しする販売員名刺に記載していますのでそちらをご確認ください。
主 要 な 電 気 通 信 役 務 の 内 容 等	サービス名称	T-Connect
	種類	仮想移動電気通信サービス（MVNO サービス）
	品質	- DCM の通信方式は、KDDI の LTE 対応の au 携帯電話の通信方式と同一です。 - 回線の状況や契約者のご利用場所等により、通信速度が大幅に低下する場合や、通信自体がご利用いただけなくなる場合があります（DCM による通信はベストエフォート方式を採用しています）。 - T-Connect はデータ取得に通信を利用するため、通信環境の整わない状況では通信を利用するサービスはすべて利用できません。
	提供を受けることができる場所	- サービスエリアについては、KDDI のホームページでご確認ください。 - トンネル内・地下・屋内・ビルの陰・山間部等の電波の届かないところや、サービスエリア外ではご使用になれません。また、高地・高層ビル等の高層階等の電波状態の悪いところおよび気象条件によっては、ご利用になれないことがあります。
	緊急通報に係る制限	緊急通報を利用することはできません（警察、海上保安機関、消防機関へ直接的に通報することはできません）。
	青少年有害情報フィルタリング	DCM でのデータ通信は接続先限定通信であり、青少年有害情報には接続されません。ただし、車内 Wi-Fi をご契約される場合にはこの限りではありません。後述の車内 Wi-Fi に関する記載をご確認ください。
その他の利用制限		・直近 3 日間（当日は含みません）で合計 6GB 以上の通信をした場合、終日速度制限

	がかかることがあります。ただし、DCM 通信における速度制限の対象となるデータ通信量は、KDDI により変更される場合があります。 ・ヘルプネットでの緊急通報中および保守点検中は、ヘルプネットの通信が優先されるため、その他の T-Connect サービスをご利用できない可能性があります。 ・将来において、KDDI にて、停波や通信に使用する電波の割当て等が変更になった場合、T-Connect が使用できなくなる場合があります（その場合は事前にご連絡いたします）。 ・GPS 信号を長い間（数ヵ月間）受信していないとき、または 12V バッテリーとの接続が断たれたときは、データ通信ができなくなることがあります。この場合は、GPS 信号が受信できる場所に車を移動した後、データ通信が可能となっていることを確認してください。
通信料金、その他の料金、期間限定の割引の適用期間等の条件等	・通信料金 DCM でのデータ通信および音声通話に関する通信料金は、T-Connect 利用規約に定める T-Connect 基本利用料に含まれています。T-Connect の無料期間中は通信料金も無料です。 ・車載機専用アプリの利用料等 T-Connect 基本利用料には、車載機専用アプリ、協業サービスおよび取次先サービス（個別のアプリ、トヨタコネクティッドカー保険、ロードアシスト 24 において JAF が提供するサービス等）の利用料や保険料等は含まれておらず、別途お支払いが必要となります。 ・期間限定の割引の適用期間等の条件 下記期間は、T-Connect 基本利用料が無料になります。 T-Connect DCM パッケージ（※1）：初度登録日（新車として登録された日、以下同じです）から 12 ヶ月間。ただし無料期間内に解約等した後、同期間内に改めて契約した場合を除きます。 T-Connect DCM パッケージ（※2）、T-Connect DCM 単体、T-Connect DCM 単体/携帯接続、T-Connect for CROWN（2018 年 6 月～2020 年 3 月モデル）：初度登録日から 36 ヶ月間 T-Connect エントリー（22）、T-Connect スタンダード（22）：初度登録日から 60 ヶ月間 T-Connect スタンダード（22）（※3）：初度登録日から 120 ヶ月間 ※1 T-Connect 対応ナビを装着し、DCM の通信を利用して T-Connect を利用する場合のうち、初年度無料の T-Connect DCM パッケージの場合 ※2 T-Connect 対応ナビを装着し、DCM の通信を利用して、MIRAI（2014 年 11 月～2020 年 12 月モデル）、プリウス PHV（2017 年 2 月～2019 年 5 月モデル 標準装備ナビ、2019 年 5 月～2021 年 6 月モデル）、アルファード・ヴェルファイア（2017 年 12 月～2019 年 12 月モデル）、センチュリー（2018 年 6 月～2021 年 5 月モデル）、カローラスポーツ（2018 年 6 月～2019 年 9 月モデル）、プリウス（2018 年 12 月～2021 年 6 月モデル）、RAV4（2019 年 4 月～2020 年 8 月モデル）で T-Connect を利用する場合。 ※3 T-Connect 対応ナビを装着し、bZ4X（2022 年 5 月～2025 年 9 月モデル）を利用車両として、DCM の通信を利用して T-Connect を利用する場合。 ・T-Connect 利用規約第 26 条第 1 項に定める株式会社 KINTO（以下、「KINTO」といいます）との間でリース契約を締結した契約者が、当該リース契約に付随して T-Connect 利用契約を締結する場合、T-Connect 基本利用料（通信料金を含みます）は、当該リース契約期間中、リース契約の利用料に含まれます。別途お支払いいただく必要はありません。

		・その他、T-Connect 基本利用料、支払方法および無料期間の詳細については、T-Connect 利用規約の別紙をご確認ください。 【T-Connect 利用規約】 https://toyota.jp/tconnectservice/tcterms/
契約解除・契約変更の連絡先および方法		・DCM による通信サービスは T-Connect 利用契約を解約することにより解約することができます。DCM による通信サービス単体で解約することはできません。T-Connect 利用契約の解約を希望するときは、My TOYOTA (WEB) もしくは車載機にて手続きを行うか、または T-Connect サポートセンターにご連絡ください (T-Connect DCM 単体、T-Connect エントリー、T-Connect エントリー (22)、T-Connect (25) の契約者は車載機からの解約手続きをご利用いただけません)。なお、My TOYOTA (WEB) での解約手続きには、「TOYOTA アカウント」と T-Connect ID を連携し、「TOYOTA アカウント」に登録しているメールアドレスおよびパスワードによるログインが必要です。車載機での解約手続きには T-Connect 暗証番号、または「TOYOTA アカウント」と T-Connect ID を連携し、「TOYOTA アカウント」に登録しているメールアドレスおよびパスワードによるログインが必要です。 ・万が一、解約手続きを実施しないまま、お車を処分する等した場合は、My TOYOTA (WEB) にて解約手続きを行うか、電気通信事業者の連絡先 (T-Connect サポートセンター) にご連絡ください。 ・T-Connect 利用規約第 26 条第 1 項に定める KINTO との間でリース契約を締結した契約者が当該リース契約に付随して T-Connect 利用契約を締結する場合、当該リース契約期間中、当該リース契約に付随する T-Connect 利用契約のみの解約を求めることはできません。T-Connect 利用契約の解約を希望するときは、当該リース契約自体を解約していただく必要があります。
契約解除・契約変更の条件等		・T-Connect 利用契約期間中の解約であっても、支払済みの T-Connect 基本利用料は返金されません。 ・T-Connect 利用契約の契約者の希望により、DCM による通信サービスについての契約内容の変更をすることはできません。 ・無料期間が適用されない T-Connect 利用契約は、自動更新契約です。契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までに T-Connect 利用契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までに T-Connect 利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 年間 (年払いの場合) あるいは 1 ヶ月間 (月払いの場合) 自動的に更新され、以降も同様となります。なお、DCM による通信サービスも、自動的に契約が更新されることとなります。 ・T-Connect 利用契約に無料期間が適用されている場合は、自動更新されません。無料期間終了後も T-Connect および DCM による通信サービスのご利用を希望される場合は、My TOYOTA (WEB)、車載機、T-Connect 継続手続き専用サイトまたは「T-Connect 継続のご案内」に同封の継続申込書にて、所定の期日までに継続手続きを行ってください。継続手続き後は、自動更新となります。なお、T-Connect (25) をご契約の場合は、継続手続きは不要です。
オプション	オプションサービス名称	車内 Wi-Fi
	電気通信役務の種類	仮想移動電気通信サービス (MVNO サービス) (無線インターネット専用サービス)

シ ョ ン サ ー ビ ス の 内 容 等	品質	車内 Wi-Fi は DCM による通信サービスを利用しており、DCM の通信方式は、KDDI の LTE 対応である au 携帯電話の通信方式と同一です。
	提供を受けることができる場所、緊急通報に係る制限	車内 Wi-Fi における品質、提供を受けることができる場所および緊急通報に係る制限は、T-Connect の場合と同様です。
	青少年有害情報フィルタリング	車内 Wi-Fi を利用することで、青少年がインターネット上の青少年有害情報を閲覧する可能性があるほか、場合によっては、青少年が違法または有害な行為に関与する可能性があります。車内 Wi-Fi 利用契約の契約者または使用者に 18 歳未満の青少年が含まれる場合には、青少年有害情報フィルタリングサービスのご利用を条件として、車内 Wi-Fi を提供します。 青少年有害情報フィルタリングサービスのご利用が必要な場合には、別途、自らの責任と負担にて、当該サービスをご契約ください。 【青少年有害情報フィルタリングサービス】 i-フィルター for マルチデバイス（デジタルアーツ株式会社提供） https://www.daj.jp/cs/products/multidevice/ （なお、上記は青少年有害情報フィルタリングサービスの一例であり、上記サービスのご利用に限定するものではありません） 車内 Wi-Fi 利用契約の契約者または使用者が青少年であるにもかかわらず、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を希望しない場合には、青少年が青少年有害情報を閲覧することがないように、保護者において適切に監督いただく必要があります。この場合、TC の求めに応じ、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない正当な理由等が記載された書面を提出しなければなりません。
	通信料金、その他の料金、期間限定の割引の適用期間等の条件等	・ 車内 Wi-Fi をご利用の場合、T-Connect 基本利用料等に加え、車内 Wi-Fi 利用料（1,650 円／月、消費税込み）のお支払いが必要です。 ・ 車内 Wi-Fi 利用料額およびお支払方法の詳細については、T-Connect 利用規約および車内 Wi-Fi 利用規約に記載していますのでご確認ください。 【T-Connect 利用規約および車内 Wi-Fi 利用規約】 https://toyota.jp/tconnectservice/tcterms/ ・ キャンペーンにより車内 Wi-Fi 利用料が割引となる場合があります。割引が適用されるキャンペーンの条件、適用対象等の詳細については、車内 Wi-Fi のキャンペーンサイトをご確認ください。 【車内 Wi-Fi キャンペーンサイト】 https://toyota.jp/info/tconnect_cp/wifi_incar.html
	その他の利用制限	・ 車内 Wi-Fi は、T-Connect 利用契約を締結のうえ、T-Connect のオプションサービスとして車内 Wi-Fi 利用契約を締結した場合にご利用いただけます。ただし、T-Connect スタンダード（22）、T-Connect スタンダード（22）コネクティッドナビ付、T-Connect スタンダード（22）コネクティッドナビ（車載ナビ有）付および T-Connect（25）対応車両以外の車両においては、車内 Wi-Fi をご利用いただけません。 ・ 直近 3 日間（当日は含みません）で合計 6GB 以上の通信をした場合、終日速度制限がかかることがあります。ただし、DCM 通信における速度制限の対象となるデータ通信量は、KDDI により変更される場合があります。

契約解除・契約変更の連絡先および方法	・車内 Wi-Fi は、車内 Wi-Fi 利用契約を解約する旨の届出が TC に到達した日の属する契約期間の満了日をもって解約することができます。My TOYOTA (WEB)、車載機、その他 TC 所定の手続きにて、車内 Wi-Fi サービスの解約手続きを実施してください (T-Connect (25) の契約者は車載機からの解約手続きをご利用いただけません)。 ・My TOYOTA (WEB) または車載機での解約手続きには、「TOYOTA アカウント」と T-Connect ID を連携し、「TOYOTA アカウント」に登録しているメールアドレスおよびパスワードによるログインが必要です。
契約解除・契約変更の条件等	・T-Connect 利用契約が解約その他理由のいかんを問わず終了した場合、車内 Wi-Fi 利用契約も T-Connect 利用契約が終了した時点で自動的に終了します。 ・車内 Wi-Fi 利用契約期間中の解約であっても、原則として支払済みの車内 Wi-Fi 利用料は返金されません。 ・車内 Wi-Fi 利用契約は、自動更新契約です。車内 Wi-Fi 利用契約の契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までに車内 Wi-Fi 利用契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までに車内 Wi-Fi 利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 ヶ月間自動的に更新され、以降も同様となります。 ただし、車載機より支払方法を TOYOTA Wallet (Wallet QR) にて申し込んだ場合は、当該契約は自動更新されません。この場合、当該契約期間の満了日をもって契約終了となります。 ・車内 Wi-Fi 利用契約の契約者の希望により、車内 Wi-Fi サービスについての契約内容の変更をすることはできません。
初期契約解除に関する事項	・DCM による通信サービスおよび車内 Wi-Fi サービスは、初期契約解除制度の対象です。T-Connect または車内 Wi-Fi サービスについては、契約成立後にお手元に届く DCM 通信サービスに関するご説明書または車内 Wi-Fi の通信サービスに関するご説明書 (以下、あわせて「契約書面」といいます) を受領した日から起算して 8 日を経過するまでの間、書面により DCM による通信サービスおよび車内 Wi-Fi サービスの利用契約の解除を行うことができます。詳細は、契約書面をご確認ください。 ・なお、DCM によるデータ通信サービスのみを解約することはできません。DCM によるデータ通信サービスの全てを解約する場合、T-Connect 利用契約の全てを解除することになります (この場合、車内 Wi-Fi 利用契約も解除となり、T-Connect サービスおよび車内 Wi-Fi サービスの一切が利用できなくなります)。
利用規約に関する情報提供	DCM による通信サービスを含めた T-Connect 利用契約および車内 Wi-Fi 利用契約は、T-Connect 利用規約および車内 Wi-Fi 利用規約を契約の内容とします。TC は、T-Connect 利用規約および車内 Wi-Fi 利用規約の定めに従って、契約内容を変更することがあります。 【T-Connect 利用規約および車内 Wi-Fi 利用規約】 https://toyota.jp/tconnectservice/tcterms/
電磁的方法による契約書面の交付	・電気通信事業法に基づいて契約締結後にお渡しする契約書面については、当該書面の交付に代えて、以下に PDF 形式 (Adobe Reader で閲覧可能な状態) で掲載することにより、当該書面に記載すべき情報を提供します。 https://toyota.jp/tconnectservice/tcterms/

	・当該書面の交付をご希望の方は、T-Connect サポートセンターにご連絡ください。
--	---

(付則) 2025 年 12 月 17 日改定

DCM 通信サービスに関するご説明書

本説明書は、以下のサービスプランのいずれかをご契約された契約者のみご確認ください。

「T-Connect DCM パッケージ」「T-Connect DCM 単体」

「T-Connect DCM 単体/携帯接続」「T-Connect for CROWN（2018 年 6 月～2020 年 3 月モデル）」

「T-Connect エントリー（22）」「T-Connect スタンダード（22）」

「T-Connect スタンダード（22）コネクティッドナビ付」

「T-Connect スタンダード（22）コネクティッドナビ（車載ナビ有）付」「T-Connect（25）」

本説明書は、KDDI 株式会社（以下、「KDDI」といいます）の通信回線による専用通信モジュール（DCM）を利用したデータ通信および音声通話のサービスの契約内容に関する重要なお知らせです。十分にご確認ください。

なお、本説明書で使用する用語は、本説明書で特段定義がされない限り、T-Connect 利用規約で定義された意味を有するものとします。

電気通信事業者の名称		トヨタコネクティッド株式会社（以下、「TC」といいます）
電気通信事業者の連絡先		【T-Connect サポートセンター】 TEL：0800-500-6200 受付時間：9:00～18:00 年中無休
契約者情報		車載機の「T-Connect」または「T-Connect 設定」内に契約者氏名、住所、電話番号が掲載されています。
主 要 な 電 気 通 信 役 務 の 内 容	サービス名称	T-Connect
	種類	仮想移動電気通信サービス（MVNO サービス）
	品質	- DCM の通信方式は、KDDI の LTE 対応の au 携帯電話の通信方式と同一です。 - 回線の状況や契約者のご利用場所等により、通信速度が大幅に低下する場合や、通信自体がご利用いただけなくなる場合があります（DCM による通信はベストエフォート方式を採用しています）。 - T-Connect はデータ取得に通信を利用するため、通信環境の整わない状況では通信を利用するサービスはすべて利用できません。
	提供を受けることができる場所	- サービスエリアについては、KDDI のホームページでご確認ください。 - トンネル内・地下・屋内・ビルの陰・山間部等の電波の届かないところや、サービスエリア外ではご使用になれません。また、高地・高層ビル等の高層階等の電波状態の悪いところおよび気象条件によっては、ご利用になれないことがあります。
	緊急通報に係る制限	緊急通報を利用することはできません（警察、海上保安機関、消防機関へ直接的に通報することはできません）。
	青少年有害情報フィルタリング	DCM でのデータ通信は接続先限定通信であり、青少年有害情報には接続されません。ただし、車内 Wi-Fi をご契約された場合には、車内 Wi-Fi の通信サービスに関するご説明書をご確認ください。
	付随有償役務	付随有償継続役務の内容は、My TOYOTA（WEB）の契約者情報に掲載されています。
その他の利用制限		- 直近 3 日間（当日は含みません）で合計 6GB 以上の通信をした場合、終日速度制限がかかることがあります。ただし、DCM 通信における速度制限の対象となるデータ通信量は、KDDI により変更される場合があります。 - ヘルプネットでの緊急通報中および保守点検中は、ヘルプネットの通信が優先されるため、その他の T-Connect サービスをご利用できない可能性があります。

		・将来において、KDDI にて、停波や通信に使用する電波の割当て等が変更になった場合、T-Connect が使用できなくなる場合があります（その場合は事前にご連絡いたします）。 ・GPS 信号を長い間（数ヵ月間）受信していないとき、または 12V バッテリーとの接続が断たれたときは、データ通信ができなくなることがあります。この場合は、GPS 信号が受信できる場所に車を移動した後、データ通信が可能となっていることを確認してください。
DCM による通信サービスの提供開始時期		T-Connect 利用契約の成立日から提供します（車載機にて利用開始のための手続き・設定を完了した日です）。
通信料金、その他の料金、期間限定の割引の適用期間等の条件等		・通信料金 DCM でのデータ通信および音声通話に関する通信料金は、T-Connect 利用規約に定める T-Connect 基本利用料に含まれています。T-Connect の無料期間中は通信料金も無料です。 ・車載機専用アプリの利用料等 T-Connect 基本利用料には、車載機専用アプリ、協業サービスおよび取次先サービス（個別のアプリ、トヨタコネクティッドカー保険、ロードアシスト 24 において JAF が提供するサービス等）の利用料や保険料等は含まれておらず、別途お支払いが必要となります。 ・期間限定の割引の適用期間等の条件 下記期間は、T-Connect 基本利用料が無料になります。 T-Connect DCM パッケージ（※1）：初度登録日（新車として登録された日、以下同じです）から 12 ヶ月間。ただし無料期間内に解約等した後、同期間内に改めて契約した場合を除きます。 T-Connect DCM パッケージ（※2）、T-Connect DCM 単体、T-Connect DCM 単体/携帯接続、T-Connect for CROWN（2018 年 6 月～2020 年 3 月発売モデル）：初度登録日から 36 ヶ月間 T-Connect エントリー（22）、T-Connect スタンダード（22）：初度登録日から 60 ヶ月間 T-Connect スタンダード（22）（※3）：初度登録日から 120 ヶ月間 ※1 T-Connect 対応ナビを装着し、DCM の通信を利用して T-Connect を利用する場合のうち、初年度無料の T-Connect DCM パッケージの場合 ※2 T-Connect 対応ナビを装着し、DCM の通信を利用して、MIRAI（2014 年 11 月～2020 年 12 月モデル）、プリウス PHV（2017 年 2 月～2019 年 5 月モデル 標準装備ナビ、2019 年 5 月～2021 年 6 月モデル）、アルファード・ヴェルファイア（2017 年 12 月～2019 年 12 月モデル）、センチュリー（2018 年 6 月～2021 年 5 月モデル）、カローラスポーツ（2018 年 6 月～2019 年 9 月モデル）、プリウス（2018 年 12 月～2021 年 6 月モデル）、RAV4（2019 年 4 月～2020 年 8 月モデル）で T-Connect を利用する場合。 ※3 T-Connect 対応ナビを装着し、bZ4X（2022 年 5 月～2025 年 9 月モデル）を利用車両として、DCM の通信を利用して T-Connect を利用する場合。 ・T-Connect 利用規約第 26 条第 1 項に定める株式会社 KINTO（以下、「KINTO」といいます）との間でリース契約を締結した契約者が、当該リース契約に付随して T-Connect 利用契約を締結する場合、T-Connect 基本利用料（通信料金を含みます）は、当該リース契約期間中、リース契約の利用料に含まれます。別途お支払いいただく必要はありません。 ・その他、T-Connect 基本利用料、支払方法および無料期間の詳細については、T-Connect 利用規約の別紙をご確認ください。

	【T-Connect 利用規約】 https://toyota.jp/tconnectservice/tcterms/
料金の支払方法・時期	契約者が選択した支払方法が適用されますので、支払方法は My TOYOTA (WEB) の「ご利用明細」でご確認ください（無料期間中は表示されません）。 なお、T-Connect 基本利用料の締め日は当月末日、決済日は翌月 1 日です。 ・クレジットカードによる支払い：支払時期は、契約者と各カード会社との約定に基づきますので、カード会社へお問い合わせください。 ・預金口座振替による支払い：利用開始操作日が属する月の翌々月の 23 日に引き落としとなります。ただし、当該金融機関が休業日の場合は翌営業日に引き落としとなります。 ・指定口座振込による支払い：TC の発行する請求書に記載された内容に従い、TC 指定口座への振込みをすることになります。支払期限は、利用開始操作日が属する月の翌々月の末日となります。 ・TOYOTA Wallet (TS CUBIC) による支払い：支払時期は、契約者と各カード会社との約定に基づきますので、カード会社へお問い合わせください。
契約解除・契約変更の連絡先および方法	・DCM による通信サービスは T-Connect 利用契約を解約することにより解約することができます。DCM による通信サービス単体で解約することはできません。T-Connect 利用契約の解約を希望するときは、My TOYOTA (WEB) もしくは車載機にて手続きを行うか、または T-Connect サポートセンターにご連絡ください（T-Connect DCM 単体、T-Connect エントリー、T-Connect エントリー (22)、T-Connect (25) の契約者は車載機からの解約手続きをご利用いただけません）。なお、My TOYOTA (WEB) での解約手続きには、「TOYOTA アカウント」と T-Connect ID を連携し、「TOYOTA アカウント」に登録しているメールアドレスおよびパスワードによるログインが必要です。車載機での解約手続きには T-Connect 暗証番号、または「TOYOTA アカウント」と T-Connect ID を連携し、「TOYOTA アカウント」に登録しているメールアドレスおよびパスワードによるログインが必要です。 ・万が一、解約手続きを実施しないまま、お車を処分する等した場合は、My TOYOTA (WEB) にて解約手続きを行うか、または電気通信事業者の連絡先（T-Connect サポートセンター）にご連絡ください。 ・T-Connect 利用規約第 26 条に定める KINTO との間でリース契約を締結した契約者が当該リース契約に付随して T-Connect 利用契約を締結する場合、当該リース契約期間中、当該リース契約に付随する T-Connect 利用契約のみの解約を求めることはできません。T-Connect 利用契約の解約を希望するときは、当該リース契約自体を解約していただく必要があります。
契約解除・契約変更の条件等	・T-Connect 利用契約期間中の解約であっても、支払済みの T-Connect 基本利用料は返金されません。 ・T-Connect 利用契約のご契約者の希望により、DCM による通信サービスについての契約内容の変更をすることはできません。 ・無料期間が適用されない T-Connect 利用契約は、自動更新契約です。契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までに T-Connect 利用契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までに T-Connect 利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 年間（年払いの

	場合)あるいは1ヵ月間(月払いの場合)自動的に更新され、以降も同様となります。なお、DCMによる通信サービスも自動的に契約が更新されることになります。 ・T-Connect 利用契約に無料期間が適用されている場合は、自動更新されません。無料期間終了後もT-Connect およびDCMによる通信サービスのご利用を希望される場合は、My TOYOTA (WEB)、車載機、T-Connect 継続手続き専用サイトまたは「T-Connect 継続のご案内」に同封の継続申込書にて、所定の期日までに継続手続きを行ってください。継続手続き後は、自動更新となります。なお、T-Connect (25) をご契約の場合は、継続手続きは不要です。		
初期契約解除制度の案内	DCMによる通信サービスは、初期契約解除制度の対象です。 1. 本書面を契約者が受領した日から起算して8日を経過するまでの間、書面によりT-Connect 利用契約の解除を行うことができます。この効力は書面を発した時に生じます。 2. この場合、契約者は損害賠償もしくは違約金その他の金銭等を請求されることはありません。また、契約に関連してTCが金銭等を受領している際には当該金銭等を契約者に返還いたします(ただし、電気通信事業法その他の法令に基づきTCが契約者に請求することができる金銭を除きます)。 3. TCまたは販売店が初期契約解除制度について不実のことを告げたことにより契約者が告げられた内容が事実であるとの誤認をし、これによって8日を経過するまでに契約を解除しなかった場合、改めてT-Connect 利用契約の解除を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して8日を経過するまでの間であればT-Connect 利用契約を解除することができます。 4. 【お問い合わせ先・書面の送付先】 〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦一丁目11番11号 名古屋インターシティ14階 トヨタコネクティッド株式会社(T-Connect サポートセンター) TEL: 0800-500-6200 <書面による解除の記載例> <table><tr><td> 〒 460-0003 愛知県名古屋市中区錦一丁目11番11号 名古屋インターシティ14階 トヨタコネクティッド株式会社 T-Connect サポートセンター 行 </td><td> 契約書面受領日(契約成立日) 〇年〇月〇日 ①ご住所 ②ご契約者名 ③お電話番号 ④契約ID(T-Connect ID) #***** ⑤契約サービス T-Connect 上記契約を解除します。 </td></tr></table>	〒 460-0003 愛知県名古屋市中区錦一丁目11番11号 名古屋インターシティ14階 トヨタコネクティッド株式会社 T-Connect サポートセンター 行	契約書面受領日(契約成立日) 〇年〇月〇日 ①ご住所 ②ご契約者名 ③お電話番号 ④契約ID(T-Connect ID) #***** ⑤契約サービス T-Connect 上記契約を解除します。
〒 460-0003 愛知県名古屋市中区錦一丁目11番11号 名古屋インターシティ14階 トヨタコネクティッド株式会社 T-Connect サポートセンター 行	契約書面受領日(契約成立日) 〇年〇月〇日 ①ご住所 ②ご契約者名 ③お電話番号 ④契約ID(T-Connect ID) #***** ⑤契約サービス T-Connect 上記契約を解除します。		

ヘルプネットについてのご説明書

本説明書は、警備業法に基づきヘルプネットについての契約概要をご説明する書面です。

また、ヘルプネットのご利用に適用される決まりを定めるものであり、T-Connect 利用規約の一部を構成するものです。内容を十分にご確認ください。

なお、本説明書で使用する用語は、本説明書で特段定義がされない限り、T-Connect 利用規約で定義された意味を有するものとします。

1 ヘルプネット事業者	トヨタコネクティッド株式会社（以下、「TC」といいます） 愛知県名古屋市中区錦一丁目 11 番 11 号 名古屋インターシティ 14 階 代表取締役社長 山本 圭司 電話番号：052-219-6700
2 ヘルプネットを行う日・時間帯	T-Connect 利用契約が有効な利用車両に乗車している間（一時的な降車も含む）において、365 日、24 時間、当該車両からの緊急通報を受理した際に、ヘルプネットを提供します。
3 ヘルプネット対象者	T-Connect 利用契約が有効な利用車両の乗員（契約者または車両利用者）をヘルプネットの対象とします。
4 ヘルプネット対象者に危害が発生したとき等の措置	T-Connect 利用契約が有効な利用車両から発信された緊急通報を受理した場合に、迅速かつ正確に所轄の関係機関に接続します。エアバッグの展開や音声その他の情報等から緊急事態が発生していると判断される場合には、医療機関にも接続する場合があります。 なお、ヘルプネットは、乗員の身体に対する危害の発生をその周辺において警戒し、防止するものではありません。TC から緊急通報の接続を受けた後、どのような対応をするかは当該関係機関または医療機関の判断によるものであり、TC が救急車等の出動やヘルプネット対象者の生命身体安全等を保証するものではありません。
5 警備員の人数・担当業務	1 件の通報に対して 1 名の警備員が、ヘルプネットオペレーションセンターにて、専用の回線装置を使用して緊急通報を受理し、関係機関または医療機関に接続するオペレーション業務に従事します。
6 警備員の知識・技能	ヘルプネットに従事する警備員は、オペレーション業務を迅速適切に行うため、警備業法令に基づく必要な知識および技能の教育を受けています。
7 警備員の服装	制服を着用します。
8 使用する機器または各種資機材	TC はヘルプネットを実施するために、利用車両から発信される緊急通報、お客様の契約者データおよび利用車両からの音声会話を受信するために必要なシステムならびに緊急通報を関係機関および医療機関へ、音声、FAX、データにより接続するために必要なシステムを設置します。
9 報告	契約者への報告は行いません。
10 対価、支払いの時期および方法	ヘルプネットの対価は、T-Connect 利用規約別紙 1 記載の T-Connect 基本利用料に含まれます。ただし、ヘルプネットを利用する際に通信料および通話料が発生する場合、当該料金は当該ヘルプネット利用者の負担とします。
11 ヘルプネットを行う期間	T-Connect の利用開始操作およびヘルプネットのサービス開始操作を完了してヘルプネットの利用が可能な状態になった時から、解約、解除または契約期間満了により T-Connect 利用契約が終了する時までとします。 なお、契約者は、T-Connect の利用開始後、速やかに所定のヘルプネット開始操作を行い、ヘルプネットの利用が可能な状態になったことを確認することとします。
12 免責	1. TC は、T-Connect 利用規約第 7 条第 4 項または第 10 条に基づき、T-Connect の全部または一部を変更、終了または T-Connect の提供を一時的に中断する場合があります。これらの場合に、TC は、T-Connect 利用規約第 21 条第 3 項に基づき、一切の責任を負わず、また、17 項記載の委託先も一切の責任を負いません。 2. TC および 17 項記載の委託先は、契約者または車両利用者からの緊急通報を関係機関または医療機関に接続した後の事象（救急車等の要請・出動、車内での医療行為等）について、一切の責任を負いません。 3. TC および 17 項記載の委託先は、以下の場合等、契約者または車両利用者がヘルプネットの全部または一部を利用できず、それにより契約者、車両利用者または第三者に損害・損失等が発生した場合であっても、一切の責任を負いません。 (1) 交通事故等による強い衝撃や振動、または異常な高温や低温、高湿度等に起因して、利用車両（車両積載のバッテリーを含みます）、車載機、通信機またはその他周辺機器等（アンテナ、エアバッグ、エアバッグセンサー、ハンドセット、ハンズフリーユニット

	ト、その他これらに準ずる機器を含みます) に不具合、配線等の切断、もしくは電源の遮断等が発生し、正常に作動しなかった場合 (2) 利用車両が、利用電話サービス（通信機において、契約・利用されている携帯電話等の電話サービスをいいます。以下、同じです）および GPS が実際に利用可能な日本国内のエリアの外（屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル、山間部等、電波が伝わりにくいところを含みます）にある場合 (3) 利用電話サービスにおいて通話が著しく輻輳する等、ヘルプネット利用に関する正常な通信ができない場合 (4) 関係機関、医療機関または TC への通報が一時的に集中した場合 (5) 利用車両の車両データ、契約データ、緊急事態の内容、通報発信時の位置情報、通報発信の種別および通報発信時刻等の情報の全部または一部を TC が取得できなかった場合、または取得した情報の内容に誤りもしくは誤差が含まれる場合 (6) 道路や建物等の地理的な条件や、関係機関または医療機関の所轄に関する情報が新設、変更または廃止され、その情報を TC が認知していない場合 (7) フェリーからの降船直後や長期間車両を使用していなかった直後等の事情により、車載機または DCM に搭載されている GPS 等を利用して得られた位置情報に誤りまたは誤差がある場合 (8) システム保守、火災、停電、戦争、暴動、騒乱、労働争議、通信サービスの停止、通信障害等のためにヘルプネットの提供が中断または休止している場合 (9) 契約者または車両利用者の登録情報の内容に誤りのある場合、または登録情報の変更の届出を怠っている場合 (10) 利用車両、車載機、通信機またはその他周辺機器等が正しく設置もしくは接続されていない場合、不具合等により正常に作動しない場合、これらの組み合わせが不適合である場合、またはヘルプネットの利用に障害となるような機能設定をしている場合 (11) 車載機や通信機またはその他周辺機器の取扱説明書等に記載されている事項を遵守しなかった場合 (12) 利用車両搭載のバッテリーの電圧低下、車載機または通信機の電池切れ、車載機、通信機またはその他周辺機器等に電力が正常に供給されていない場合または電源が入っていない場合 (13) ドライブモード、ダイヤルロック、発信禁止、留守番電話等、ヘルプネットの利用に障害となるような、利用電話サービスにおけるネットワークサービスの利用や通信機の機能設定をしている場合 (14) 利用電話サービスにおいて、その料金の滞納等により利用電話サービスの利用が停止または解除されている場合 (15) 利用電話サービスにおいて、その通信方式等の変更または終了により、車載機、通信機、またはその他周辺機器等が利用できなくなった場合
13 損害賠償	本説明書の他の規定にかかわらず、TC の責めに帰すべき事由により、契約者等に損害が生じた場合の、TC による賠償額は、契約するサービスプランの 1 年分相当の T-Connect 基本利用料の額（T-Connect（携帯接続）または T-Connect（25）の場合には T-Connect エントリーの 1 年間の T-Connect 基本利用料相当額）を上限とするものとします。ただし、TC に故意または重大な過失がある場合を除きます。
14 契約の変更	T-Connect 利用規約に基づくヘルプネットの内容変更または T-Connect 利用規約の変更にしたがって、ヘルプネットに関する契約内容が変更される可能性があります。この場合、TC は、契約者に対し、T-Connect 利用規約または本説明書を変更する旨および変更後の内容ならびにその効力発生時期を、事前に周知します。なお、周知は、効力発生日の 7 日前までに、以下に掲載する方法で周知するものとします。 https://toyota.jp/tconnectservice/tcterms/
15 契約の更新	1. T-Connect のサービスプランのうち、T-Connect（携帯接続）または T-Connect（25）をご契約の場合、更新手続きはありません。 2. その他の T-Connect のサービスプランをご契約の場合、T-Connect 利用契約は自動更新されますので更新手続きはありません。ただし、T-Connect 利用契約に無料期間が適用される場合は、無料期間終了によって T-Connect 利用契約は終了となります。無料期間経過後もヘルプネットを利用するためには、T-Connect 継続手続き（更新手続き）が必要です。
16 契約の解除	ヘルプネットの提供は、T-Connect 利用契約が有効に存続していることが前提となります。T-Connect 利用契約の解約については T-Connect 利用規約第 18 条に、解除については同第 19

	条に記載のとおりです。ただし、一部のサービスプランについては特則が定められています、T-Connect 利用規約の対応する特則をご確認ください。
17 委託先	TC は、ヘルプネットの提供に必要な業務の全部または一部を以下の委託先に委託することがあります。 【委託先】 名 称：株式会社日本緊急通報サービス 所 在：東京都港区赤坂三丁目 21 番 13 号 代 表 者：代表取締役社長 田中 勝也 T E L：03-6435-5289 委託の内容：ヘルプネットに必要な業務および警備業法第 2 条第 1 項第 4 号に定める業務
18 お問い合わせ窓口 (苦情窓口)	【T-Connect サポートセンター】 TEL：0800-500-6200 受付時間：9:00～18:00 年中無休
19 契約締結年月日	車載機で確認することができる利用期間にて示される日または T-Connect 利用契約が成立した日です。
20 ご利用条件	・車載機または DCM からの通報が関係機関または医療機関に接続されるまでに一定の時間を要します。また、ヘルプネットによる関係機関または医療機関への通報の接続およびそれに基づく関係機関または医療機関による救急救助等の措置は、関係機関または医療機関において優先的に取り扱われるものではありません。 ・ヘルプネットを利用して TC に交通事故・火災等の緊急事態発生の事実を伝えることは、道路交通法および消防法等の関連適用法規により義務づけられている措置・通報には該当しません。別途、必要な措置・通報を行う必要があります。 ・ヘルプネットの利用によって関係機関または医療機関に接続がなされた後、当該関係機関または医療機関から TC へ再接続の要請等がある場合、契約者または車両利用者へ通話を接続する場合があります。 ・契約者または車両利用者は、TC 指定の通信機を利用してヘルプネットを利用することができます。ただし、Wi-Fi 接続のみではヘルプネットを利用することができません。 ・ヘルプネットは、利用電話サービスおよび GPS が実際に利用可能な日本国内のエリアで、日本語で提供されます。 ・契約者および車両利用者は、自らの責任においてヘルプネットを利用し、関係機関または医療機関への接続およびその内容に関して、TC、関係機関または医療機関その他に損害・損失等を与えることのないものとします。 ・利用車両のヘルプネットの動作確認や契約状態の確認をするため、車載機または DCM の通信を利用して、定期的に自動保守点検が実施されます。自動保守点検中は、T-Connect はご利用いただけません。 ・契約者または車両利用者は、随時、車載機または DCM を利用して、利用車両のヘルプネットの動作確認や契約状態の確認を行うことができます（手動保守点検）。手動保守点検中、T-Connect はご利用いただけません。 ・本説明書に記載のない事項は、T-Connect 利用規約が適用されます。
21 電磁的方法による 契約書面の交付	・警備業法に基づいて契約締結前後にお渡しする書面について、当該書面の交付に代えて、以下に PDF 形式（Adobe Reader で閲覧可能な状態）で掲載することにより、当該書面に記載すべき情報を提供します。 https://toyota.jp/tconnectservice/tcterms/ ・当該書面の交付をご希望の方は、T-Connect サポートセンターにご連絡ください。

(付則) 2025 年 12 月 17 日改定

コネクティッドナビ利用規約

コネクティッドナビ利用規約は、T-Connect 利用規約に付随して、T-Connect のオプションサービスとしてトヨタコネクティッド株式会社（以下、「TC」といいます）およびトヨタ自動車株式会社（以下、「TMC」といい、TC および TMC を総称して「当社」といいます）が提供する「コネクティッドナビ」のサービス（以下、「コネクティッドナビ」といいます）の利用条件を定めるものです。コネクティッドナビ利用規約は、T-Connect 利用規約と一体となり、その一部を構成するものであり、コネクティッドナビ利用規約に定めのない事項は、T-Connect 利用規約の各条項が適用されるものとします。

第1条 （規約の適用）

1. コネクティッドナビ利用規約は、当社とコネクティッドナビ契約者等（次条にて定義します）との間のコネクティッドナビの利用に関する関係一切に適用されます。
2. 当社は、コネクティッドナビの利用条件等に関して、別途、規程等（以下、「コネクティッドナビ諸規程」といいます）を定めることがあります。コネクティッドナビ諸規程は、コネクティッドナビ利用規約と一体となり、その一部を構成するものとし、コネクティッドナビ契約者等は、コネクティッドナビを利用する際には、コネクティッドナビ利用規約に加えてコネクティッドナビ諸規程の定めも遵守するものとします。ただし、コネクティッドナビ利用規約とコネクティッドナビ諸規程の定めが矛盾または抵触する場合には、コネクティッドナビ諸規程の定めが優先して適用されるものとします。

第2条 （定義）

コネクティッドナビ利用規約において使用する次の各号に定める用語は、当該各号に定める意味を有するものとします。その他のコネクティッドナビ利用規約で使用する用語は、コネクティッドナビ利用規約で特段定義がされない限り、T-Connect 利用規約および T-Connect の個人情報等の取得と利用について

(<https://toyota.jp/tconnectservice/tcterms/>) において定義された意味を有するものとします。

- (1) コネクティッドナビ契約者：コネクティッドナビ利用規約に基づき、T-Connect のオプションサービスとして、当社との間でコネクティッドナビの利用に関する契約が成立した者をいいます。
- (2) コネクティッドナビ利用契約：コネクティッドナビ利用規約に基づき、T-Connect のオプションサービスとして、当社およびコネクティッドナビ契約者との間で成立するコネクティッドナビの利用に関する契約をいいます。
- (3) コネクティッドナビ車両利用者：コネクティッドナビ契約者から利用車両におけるコネクティッドナビの利用を許諾された者をいいます（コネクティッドナビ契約者自身を含みません）。
- (4) コネクティッドナビ契約者等：コネクティッドナビ契約者およびコネクティッドナビ車両利用者を総称していいます。
- (5) コネクティッドナビ利用料：コネクティッドナビの提供にかかる対価・料金をいいます。

第3条 （コネクティッドナビ利用契約の申し込み）

1. コネクティッドナビは、当社がコネクティッドナビを利用することができる車種として指定した車両でのみ利用することができます。コネクティッドナビ利用契約のお申し込みにあたっては、利用車両がコネクティッドナビを利用できる車種であるかどうかをあらかじめご確認ください。コネクティッドナビの利用ができる車種は、こちら (https://toyota.jp/pages/contents/tconnectservice/contents/pdf/available_car_list.pdf) からご確認ください。
2. コネクティッドナビ利用契約の申し込みは、T-Connect 基本契約の申し込みと同時に、または事前に T-Connect 基本契約が成立している場合に限り、行うことができるものとします。

3. 前項の定めにかかわらず、当社が別途定める車両（以下、「無料期間対象車両」といいます）においては、T-Connect 基本契約の成立とともにコネクティッドナビ利用契約が成立し、車両初度登録日より初回の 60 ヶ月点検月の末日まで無料で利用できるものとします。無料期間対象車両の詳細についてはこちら
(<https://toyota.jp/tconnectservice/service/connectednavi.html>) からご確認いただけます。

第4条 （サービスの内容）

1. コネクティッドナビの機能およびサービス内容は、ご契約のサービスプランおよび搭載する車載機の種類によって異なります。詳細はこちら (<https://toyota.jp/tconnectservice/service/connectednavi.html>) からご確認いただけます。
2. コネクティッドナビは、コネクティッドナビ契約者およびコネクティッドナビ車両利用者が利用できます。

第5条 （利用条件および遵守事項）

1. 安全のため、利用車両の運転者は、走行中の車載機および通信機の操作は極力お控えください。走行中の操作は、ハンドル操作を誤る等思わぬ事故につながるおそれがあり危険です。車を停車させてから操作をしてください（音声操作を除きます）。音声操作の場合にも、走行中は運転に集中するようにご注意ください。なお、走行中に画面を見るときは、必要最小限の時間（1 秒程度以内）にしてください。
2. コネクティッドナビのナビゲーションによるルート案内の内容にかかわらず、実際の交通規制に従って走行してください。ルート案内のみに従い、実際の交通規制に従わない走行をした場合は、交通規制に違反するおそれがあり、交通事故の原因ともなりえます。
3. コネクティッドナビは、コネクティッドナビ契約者等の眠気防止や覚醒をお約束するものではありません。長時間運転や眠気を感じた場合等は、適切に休憩をとっていただく等、安全運転をお願いします。
4. ディスプレイオーディオ（コネクティッドナビ対応）Plus に限り、新車購入から 5 年間は、コネクティッドナビの地図更新機能に加えて、マップオンデマンドによっても地図更新ができます。5 年経過後も引き続きマップオンデマンドを利用いただくには、販売店で、全国の地図情報を最新にする「全更新」をしていただくと、全更新からマップオンデマンド機能を 2 年間継続して利用いただけます。
5. ディスプレイオーディオ（コネクティッドナビ対応）を装着の場合、コネクティッドナビ利用契約を解約されるとコネクティッドナビの機能は一切利用できませんが、Apple CarPlay や Android Auto™ によるカーナビゲーション機能は引き続き利用いただけます。また、ディスプレイオーディオ（コネクティッドナビ対応）Plus を装着の場合、コネクティッドナビ利用契約を解約された場合でも、解約以前に更新された地図情報を用いてのカーナビゲーション機能や、Apple CarPlay、Android Auto™ によるカーナビゲーション機能は引き続き利用いただけます。

第6条 （コネクティッドナビ利用料の支払い）

コネクティッドナビ契約者は、コネクティッドナビ利用契約に基づき、コネクティッドナビ利用料として別紙に定める金額を、当社に対して支払うものとします。コネクティッドナビ利用料の支払方法および支払期日は、コネクティッドナビ利用規約および T-Connect 利用規約第 11 条に定めるところによるものとします。

第7条 （契約期間）

コネクティッドナビ利用契約の契約期間は、別紙に定めるとおりとします。

第8条 （個人情報等の取扱い）

コネクティッドナビの利用については、T-Connect の個人情報等の取得と利用について第 15 条の特則が適用されます。

<https://toyota.jp/tconnectservice/tcterms/>

第9条 (解約)

T-Connect 利用規約第 18 条第 1 項の規定にかかわらず、無料期間対象車両におけるコネクティッドナビ契約者は、別紙に定める無料期間（以下、「無料期間」といいます）中は、コネクティッドナビ利用契約のみの解約を求めることはできません。無料期間中にコネクティッドナビ利用契約の解約を希望するときは、T-Connect 基本契約自体を解約していただく必要があります。なお、T-Connect 基本契約を解約した場合は、コネクティッドナビ利用契約も T-Connect 基本契約が終了した時点で当然に終了します。

第10条 (特則)

コネクティッドナビ契約者等のうち次の各号に記載のサービスプランの契約者については、T-Connect 利用規約およびコネクティッドナビ利用規約の適用に関し、本条に定める特則が適用されます。

- (1) bZ4X（2022 年 5 月～2025 年 9 月モデル）を利用車両とする契約者。なお、本条第 2 号にも該当する場合は、本条第 2 号とそれに対応する別紙の内容が優先して適用されます。
 - (i) 第 3 条第 3 項の定めにかかわらず、T-Connect 基本契約の成立とともにコネクティッドナビ利用契約が成立し、車両初度登録日の属する月を初月とした 120 ヶ月目の末日まで無料で利用できるものとします。
- (2) T-Connect 利用規約第 27 条に定める法人管理契約を締結する契約者
 - (i) コネクティッドナビ利用料は、利用車両として登録するリース車両の法人リース契約期間中、当該リース契約の利用料に含まれるため、コネクティッドナビ利用料を別途支払う必要はありません。
 - (ii) 法人リース契約が、解約、解除、契約期間満了その他事由のいかなを問わず終了した場合、コネクティッドナビ利用契約も法人リース契約が終了した時点で当然に終了します。
- (3) T-Connect スタンダード（22）コネクティッドナビ付または T-Connect スタンダード（22）コネクティッドナビ（車載ナビ有）付の契約者
 - (i) 第 3 条 2 項の定めにかかわらず、T-Connect 基本契約の成立とともにコネクティッドナビ利用契約が成立します。
 - (ii) T-Connect スタンダード（22）コネクティッドナビ付または T-Connect スタンダード（22）コネクティッドナビ（車載ナビ有）付として T-Connect 基本契約が更新された場合には、コネクティッドナビ利用契約も同時に更新されます。
 - (iii) T-Connect スタンダード（22）コネクティッドナビ付または T-Connect スタンダード（22）コネクティッドナビ（車載ナビ有）付の利用料には、コネクティッドナビ利用契約の利用料が含まれるため、T-Connect 基本契約の契約期間中、コネクティッドナビ利用料を別途支払う必要はありません。
 - (iv) T-Connect 利用規約第 18 条第 1 項の規定にかかわらず、T-Connect スタンダード（22）コネクティッドナビ付または T-Connect スタンダード（22）コネクティッドナビ（車載ナビ有）付の契約期間中は、コネクティッドナビ利用契約のみの解約を求めることはできません。T-Connect スタンダード（22）コネクティッドナビ付または T-Connect スタンダード（22）コネクティッドナビ（車載ナビ有）付の契約期間中にコネクティッドナビ利用契約の解約を希望するときは、T-Connect 基本契約自体を解約していただく必要があります。なお、T-Connect 基本契約を解約した場合は、コネクティッドナビ利用契約も T-Connect 基本契約が終了した時点で当然に終了します。
- (4) コネクティッドナビ 3 年パック/コネクティッドナビ 5 年パック
 - (i) T-Connect 利用規約第 18 条第 2 項にかかわらず、コネクティッドナビ利用契約を解約した場合、解約の効力は、当社に解約の届出が到達した日の属する月の末日時点で生じるものとします。
 - (ii) T-Connect 利用規約第 11 条第 5 項にかかわらず、それぞれの契約における契約期間満了日まで所定の期間を残してコネクティッドナビ利用契約が解約あるいは解除により終了した場合、当社は、コネクティッドナビ契約者が指定した当該コネクティッドナビ契約者名義の口座（以下、「口座」といいます）に振り込む方法により、下記表の返金額（当該契約の残存年数に対応するコネクティッドナビ利用料相当額から、サービス

プランに応じたコネクティッドナビ利用料の1ヵ月分相当額を差し引いた金額）を払い戻すものとします。
その場合、当該コネクティッドナビ契約者は、当社所定の書面（以下、「口座指定書」といいます）により当該払い戻しを受ける口座を指定するものとし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該払い戻しを請求できないものとします。

- ① 口座指定書が、当社が口座指定書を当該コネクティッドナビ契約者に送付した日から1年以内に、当社に対して返送されなかった場合
- ② 口座指定書が、宛先不明等の理由により、当該コネクティッドナビ契約者によって受領されなかった場合

サービスプラン名称	解約効力発生時点における契約残期間	返金額（消費税相当額込み）
コネクティッドナビ 3年パック	契約期間満了日まで12ヵ月～23ヵ月の期間を残して当該契約を解約した場合	8,874円
	契約期間満了日まで24ヵ月～35ヵ月の期間を残して当該契約を解約した場合	18,554円
コネクティッドナビ 5年パック	契約期間満了日まで12ヵ月～23ヵ月の期間を残して当該契約を解約した場合	8,874円
	契約期間満了日まで24ヵ月～35ヵ月の期間を残して当該契約を解約した場合	18,554円
	契約期間満了日まで36ヵ月～47ヵ月の期間を残して当該契約を解約した場合	28,234円
	契約期間満了日まで48ヵ月～59ヵ月の期間を残して当該契約を解約した場合	37,914円

(iii) T-Connect 利用規約第21条第2項にかかわらず、下記の各サービスプランに関して当社が損害賠償責任を負う場合の賠償額は下記表の金額を上限とします（当社に故意または重大な過失がある場合を除きます）。

サービスプラン名称	賠償上限額
コネクティッドナビ 3年パック	29,040円
コネクティッドナビ 5年パック	48,400円
当初契約期間満了後に継続してサービスを利用する場合	1年分相当額

- (5) T-Connect スタンダード（22）、T-Connect スタンダード（22）コネクティッドナビ付、T-Connect スタンダード（22）コネクティッドナビ（車載ナビ有）付または T-Connect（25）対応車両を利用車両とするコネクティッドナビ契約者
 - (i) オペレーターサービス利用契約の契約期間中にコネクティッドナビ利用契約が事由のいかんを問わず終了した場合、コネクティッドナビ利用契約の終了時点でオペレーターサービス利用契約は終了するものとします。

（付則）2025 年 12 月 17 日改定

別紙

■コネクティッドナビ

(1) T-Connect スタンダード (22)

※法人管理契約を締結した場合は、コネクティッドナビ利用規約第 10 条第 2 号および③が適用されます。

①ディスプレイオーディオ（コネクティッドナビ対応）を装着している T-Connect スタンダード（22）の契約者が、T-Connect のオプションサービスとして、コネクティッドナビ利用契約を締結する場合

契約期間	【車両初度登録日以降初回の 60 ヶ月点検月の末日までにコネクティッドナビ利用契約を締結する場合】 契約期間は、契約成立日から車両初度登録日以降初回の 60 ヶ月点検月の末日まで（以下、「無料期間」といいます）です。無料期間内のどの時点で利用開始手続きをしても、また、無料期間内に解約がなされた後、改めて契約がなされた場合でも、無料期間の満了日は変わりません。 コネクティッドナビ契約者により所定の継続手続きが行われ、無料期間の満了日までにコネクティッドナビ利用契約の継続の効力が発生しない限り、無料期間の満了日をもって契約終了となります。 【無料期間満了日の翌日以降にコネクティッドナビ利用契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降もコネクティッドナビ利用契約を継続する場合】 ①無料期間満了日の翌日以降にコネクティッドナビを新規契約する場合 契約期間は、契約成立日から当該契約成立日の属する月の末日までです。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。 ②無料期間満了日以降もコネクティッドナビ利用契約を継続する場合 契約期間は、当該無料期間の満了日の翌日から 1 ヶ月間です。 ①②いずれの場合も、コネクティッドナビ利用契約は自動更新契約です。コネクティッドナビ契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにコネクティッドナビ利用契約の解約の効力が発生しない限り、または当社が契約期間満了日までにコネクティッドナビ利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 ヶ月間自動的に更新され、以降も同様となります。 ただし、車載機より支払方法を TOYOTA Wallet (Wallet QR) にて申し込んだ場合は、①②いずれの場合においても、当該契約は自動更新されません。この場合、当該契約期間の満了日をもって契約終了となります。	
利用料（消費税込み）	車両初度登録日以降初回の 60 ヶ月点検月の末日までにコネクティッドナビ利用契約を締結する場合	無料
	無料期間満了日の翌日以降にコネクティッドナビ利用契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降もコネクティッドナビ利用契約を継続する場合	880 円／月
選択可能な支払方法	クレジットカード／TOYOTA Wallet (TS CUBIC) ／TOYOTA Wallet (Wallet QR)	

②ディスプレイオーディオ（コネクティッドナビ対応）を装着している T-Connect スタンダード（22）の契約者のうち、T-Connect 利用規約第 26 条第 2 項に定める e-Palette のリース契約を締結した契約者が、T-Connect のオプションサービスとして、コネクティッドナビを利用する場合

契約期間	契約期間は、契約成立日から当該契約成立日の属する月の末日までです。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。 コネクティッドナビ利用契約は自動更新契約です。コネクティッドナビ契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにコネクティッドナビ利用契約の解約の効力が発生しない限り、または当社が契約期間満了日までにコネクティッドナビ利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 ヶ月間自動的に更新され、以降も同様となります。 ただし、車載機より支払方法を TOYOTA Wallet (Wallet QR) にて申し込んだ場合は、当該契約は自動更新されません。この場合、当該契約期間の満了日をもって契約終了となります。 リース契約が終了した場合、コネクティッドナビ利用契約も当該リース契約が終了した時点で当然に終了します。	
利用料（消費税込み）	880 円／月	
選択可能な支払方法	クレジットカード／TOYOTA Wallet (TS CUBIC) ／TOYOTA Wallet (Wallet QR)	

③ディスプレイオーディオ（コネクティッドナビ対応）を装着している T-Connect スタンダード（22）の契約者のうち、T-Connect 利用規約第 27 条に定める法人管理契約を締結した契約者が、T-Connect のオプションサービスとして、コネクティッドナビを利用する場合

契約期間	契約期間は、契約者とリース店との間で締結される法人リース契約の契約期間をいいます。 法人リース契約の契約期間のどの時点でコネクティッドナビ利用契約をしても、または、法人リース契約の契約期間に一旦解約がなされた後改めてコネクティッドナビ利用契約がなされた場合でも、当該法人リース契約が終了した日をもって当然に終了します。	
利用料（消費税込み）	法人リース契約の利用料に含まれます。別途のお支払いは不要です。	
選択可能な支払方法	選択不要	

(2) T-Connect スタンダード (22) コネクティッドナビ付

①T-Connect スタンダード (22) コネクティッドナビ付の契約者がコネクティッドナビ利用契約を締結する場合

契約期間	契約期間は、T-Connect スタンダード (22) コネクティッドナビ付の契約期間と一致します。T-Connect スタンダード (22) コネクティッドナビ付として T-Connect 基本契約が更新された場合には、コネクティッドナビ利用契約も同時に更新されます。 【T-Connect スタンダード (22) コネクティッドナビ付の契約期間】 契約期間は、契約成立日から当該契約成立日の属する月を初月とした 12 ヶ月目の末日までです。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。 T-Connect 基本契約は自動更新契約です。契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までに T-Connect 基本契約の解約の効力が発生しない限り、または当社が契約期間満了日までに T-Connect 基本契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 年間自動的に更新され、以降も同様となります。	
利用料（消費税込み）	T-Connect スタンダード (22) コネクティッドナビ付の利用料に含まれます。別途のお支払いは不要です。	
選択可能な支払方法	選択不要	

(3) T-Connect (25)

※法人管理契約を締結した場合は、コネクティッドナビ利用規約第 10 条第 2 号および②が適用されます。

①T-Connect (25) の契約者が、新車購入時以外で T-Connect のオプションサービスとしてコネクティッドナビ利用契約を締結する場合

契約期間	契約期間は、契約成立日から、当該契約成立日の属する月を初月とした 12 ヶ月目の末日まで（年払いの場合）、または当該契約成立日の属する月の末日まで（月払いの場合）です。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。	
------	--	--

	コネクティッドナビ利用契約は、自動更新契約です。コネクティッドナビ契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにコネクティッドナビ利用契約の解約の効力が発生しない限り、または当社が契約期間満了日までにコネクティッドナビ利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から1年間（年払いの場合）または1ヵ月間（月払いの場合）自動的に更新され、以降も同様となります。	
利用料（消費税込み）	年払い	9,680 円／年
	月払い	880 円／月
選択可能な支払方法	クレジットカード／預金口座振替／指定口座振込／TOYOTA Wallet（TS CUBIC）	

②ディスプレイオーディオを装着している T-Connect（25）の契約者のうち、T-Connect 利用規約第 27 条に定める法人管理契約を締結した契約者が、T-Connect のオプションサービスとして、コネクティッドナビを利用する場合

契約期間	契約期間は、契約者とリース店との間で締結される法人リース契約の契約期間をいいます。 法人リース契約の契約期間のどの時点でコネクティッドナビ利用契約をしても、または、法人リース契約の契約期間に一旦解約がなされた後改めてコネクティッドナビ利用契約がなされた場合でも、当該法人リース契約が終了した日をもって当然に終了します。	
利用料（消費税込み）	法人リース契約の利用料に含まれます。別途のお支払いは不要です。	
選択可能な支払方法	選択不要	

■コネクティッドナビ（車載ナビ有）

(1) T-Connect スタンダード（22）

※法人管理契約を締結した場合は、コネクティッドナビ利用規約第 10 条第 2 号および③が適用されます。

①ディスプレイオーディオ（コネクティッドナビ対応）Plus を装着している T-Connect スタンダード（22）の契約者が、T-Connect のオプションサービスとして、コネクティッドナビ利用契約を締結する場合

※bZ4X（2022 年 5 月～2025 年 9 月モデル）を利用車両とする場合を除きます。

契約期間	【車両初度登録日以降初回の 60 ヶ月点検月の末日までにコネクティッドナビ利用契約を締結する場合】 契約期間は、契約成立日から車両初度登録日以降初回の 60 ヶ月点検月の末日まで（以下、「無料期間」といいます）です。無料期間内のどの時点で利用開始手続きをしても、また、無料期間内に解約がなされた後、改めて契約がなされた場合でも、無料期間の満了日は変わりません。 コネクティッドナビ契約者により所定の継続手続きが行われ、無料期間の満了日までにコネクティッドナビ利用契約の継続の効力が発生しない限り、無料期間の満了日をもって契約終了となります。	
	【無料期間満了日の翌日以降にコネクティッドナビ利用契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降もコネクティッド利用契約を継続する場合】 ①無料期間満了日の翌日以降にコネクティッドナビを新規契約する場合 契約期間は、契約成立日から当該契約成立日の属する月の末日までです。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。 ②無料期間満了日以降もコネクティッドナビ利用契約を継続する場合 契約期間は、当該無料期間の満了日の翌日から1ヵ月間です。 ①②いずれの場合も、コネクティッドナビ利用契約は自動更新契約です。コネクティッドナビ契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにコネクティッドナビ利用契約の解約の効力が発生しない限り、または当社が契約期間満了日までにコネクティッドナビ利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から1ヵ月間自動的に更新され、以降も同様となります。 ただし、車載機より支払方法を TOYOTA Wallet（Wallet QR）にて申し込んだ場合は、①②いずれの場合においても、当該契約は自動更新されません。この場合、当該契約期間の満了日をもって契約終了となります。	
利用料（消費税込み）	車両初度登録日以降初回の 60 ヶ月点検月の末日までにコネクティッドナビ利用契約を締結する場合	無料
	無料期間満了日の翌日以降にコネクティッドナビ利用契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降もコネクティッドナビ利用契約を継続する場合	880 円／月
選択可能な支払方法	クレジットカード／TOYOTA Wallet（TS CUBIC）／TOYOTA Wallet（Wallet QR）	

②bZ4X を利用車両とする T-Connect スタンダード（22）の契約者が、T-Connect のオプションサービスとして、コネクティッドナビ利用契約を締結する場合

契約期間	【車両初度登録日より当該登録日の属する月を初月とした 120 ヶ月目の末日までにコネクティッドナビ利用契約を締結する場合】 契約期間は、契約成立日から車両初度登録日の属する月を初月とした 120 ヶ月目の末日まで（以下、「無料期間」といいます）です。無料期間内のどの時点で利用開始手続きを実施しても、また、無料期間内に解約等がなされた後、改めて契約がなされた場合でも、無料期間の満了日は変わりません。 コネクティッドナビ契約者により所定の継続手続きが行われ、無料期間の満了日までにコネクティッドナビ利用契約の継続の効力が発生しない限り、無料期間の満了日をもって契約終了となります。	
	【無料期間満了日の翌日以降にコネクティッドナビ利用契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降もコネクティッド利用契約を継続する場合】 ①無料期間満了日の翌日以降にコネクティッドナビを新規契約する場合 契約期間は、契約成立日から当該契約成立日の属する月の末日までです。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。 ②無料期間満了日以降もコネクティッドナビ利用契約を継続する場合 契約期間は、当該無料期間の満了日の翌日から1ヵ月間です。 ①②いずれの場合も、コネクティッドナビ利用契約は自動更新契約です。コネクティッドナビ契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにコネクティッドナビ利用契約の解約の効力が発生しない限り、または当社が契約期間満了日までにコネクティッドナビ利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から1ヵ月間自動的に更新され、以降も同様となります。 ただし、車載機より支払方法を TOYOTA Wallet（Wallet QR）にて申し込んだ場合は、①②いずれの場合においても、当該契約は自動更新されません。この場合、当該契約期間の満了日をもって契約終了となります。	
利用料（消費税込み）	車両初度登録日より当該登録日の属する月を初月とした 120 ヶ月目の末日までにコネクティッドナビ利用契約を締結する場合	無料
	無料期間満了日の翌日以降にコネクティッドナビ利用契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降もコネクティッドナビ利用契約を継続する場合	880 円／月
選択可能な支払方法	クレジットカード／TOYOTA Wallet（TS CUBIC）／TOYOTA Wallet（Wallet QR）	

③ディスプレイオーディオ（コネクティッドナビ対応）を装着している T-Connect スタンダード（22）の契約者のうち、T-Connect 利用規約第 27 条に定める法人管理契約を締結した契約者が、T Connect のオプションサービスとして、コネクティッドナビを利用する場合

契約期間	契約期間は、契約者とリース店との間で締結される法人リース契約の契約期間をいいます。 法人リース契約の契約期間のどの時点でコネクティッドナビ利用契約をしても、または、法人リース契約の契約期間に一旦解約がなされた後改めてコネクティッドナビ利用契約がなされた場合でも、当該法人リース契約が終了した日をもって当然に終了します。
利用料（消費税込み）	法人リース契約の利用料に含まれます。別途のお支払いは不要です。
選択可能な支払方法	選択不要

(2) T-Connect スタンダード（22）コネクティッドナビ（車載ナビ有）付

①T-Connect スタンダード（22）コネクティッドナビ（車載ナビ有）付の契約者がコネクティッドナビ利用契約を締結する場合

契約期間	契約期間は、T-Connect スタンダード（22）コネクティッドナビ（車載ナビ有）付の契約期間と一致します。T-Connect スタンダード（22）コネクティッドナビ（車載ナビ有）付として T-Connect 基本契約が更新された場合には、コネクティッドナビ利用契約も同時に更新されます。 【T-Connect スタンダード（22）コネクティッドナビ（車載ナビ有）付の契約期間】 契約期間は、契約成立日から当該契約成立日の属する月を初月とした 12 ヶ月目の末日までです。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。 T-Connect 基本契約は自動更新契約です。契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までに T-Connect 基本契約の解約の効力が発生しない限り、または当社が契約期間満了日までに T-Connect 基本契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 年間自動的に更新され、以降も同様となります。
利用料（消費税込み）	T-Connect スタンダード（22）コネクティッドナビ（車載ナビ有）付の利用料に含まれます。別途のお支払いは不要です。
選択可能な支払方法	選択不要

■コネクティッドナビ 3 年パック

(1) T-Connect（25）

①T-Connect（25）の契約者が、T-Connect のオプションサービスとして、コネクティッドナビ 3 年パック利用契約を締結する場合

※コネクティッドナビ 3 年パックは、新車購入と同時に申し込みの場合に限ってお申し込みいただけます。

契約期間	【新車購入と同時に申し込み、コネクティッドナビ 3 年パック利用契約を締結する場合】 契約期間は、契約成立日から車両初度登録日以降初回の 36 ヶ月点検月の末日までです。コネクティッドナビ契約者より所定の継続手続きが行われ、契約期間の満了日までにコネクティッドナビ利用契約の継続の効力が発生しない限り、当該契約期間の満了日をもって契約終了となります。	
	【契約期間満了後もコネクティッドナビ利用契約を継続する場合】 契約期間は、上記契約期間満了日の翌日から 1 年間（年払いの場合）または 1 ヶ月間（月払いの場合）です。なお、継続したコネクティッドナビ利用契約は、自動更新契約です。コネクティッドナビ契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにコネクティッドナビ利用契約の解約の効力が発生しない限り、または当社が契約期間満了日までにコネクティッドナビ利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 年間（年払いの場合）または 1 ヶ月間（月払いの場合）自動的に更新され、以降も同様となります。	
利用料（消費税込み）	新車購入と同時に申し込み、コネクティッドナビ 3 年パック利用契約を締結する場合	29,040 円
	契約期間満了後もコネクティッドナビ利用契約を継続する場合	9,680 円／年 880 円／月
選択可能な支払方法	クレジットカード／預金口座振替／指定口座振込	

■コネクティッドナビ 5 年パック

(1) T-Connect（25）

①T-Connect（25）の契約者が、T-Connect のオプションサービスとして、コネクティッドナビ 5 年パック利用契約を締結する場合

※コネクティッドナビ 5 年パックは、新車購入と同時に申し込みの場合に限ってお申し込みいただけます。

契約期間	【新車購入と同時に申し込み、コネクティッドナビ 5 年パック利用契約を締結する場合】 契約期間は、契約成立日から車両初度登録日以降初回の 60 ヶ月点検月の末日までです。コネクティッドナビ契約者より所定の継続手続きが行われ、契約期間の満了日までにコネクティッドナビ利用契約の継続の効力が発生しない限り、当該契約期間の満了日をもって契約終了となります。	
	【契約期間満了後もコネクティッドナビ利用契約を継続する場合】 契約期間は、上記契約期間満了日の翌日から 1 年間（年払いの場合）または 1 ヶ月間（月払いの場合）です。なお、継続したコネクティッドナビ利用契約は、自動更新契約です。コネクティッドナビ契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにコネクティッドナビ利用契約の解約の効力が発生しない限り、または当社が契約期間満了日までにコネクティッドナビ利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 年間（年払いの場合）または 1 ヶ月間（月払いの場合）自動的に更新され、以降も同様となります。	
利用料（消費税込み）	新車購入と同時に申し込み、コネクティッドナビ 5 年パック利用契約を締結する場合	48,400 円
	契約期間満了後もコネクティッドナビ利用契約を継続する場合	9,680 円／年 880 円／月
選択可能な支払方法	クレジットカード／預金口座振替／指定口座振込	

リモートスタート（アプリ）利用規約

リモートスタート（アプリ）利用規約は、T-Connect 利用規約に付随して、T-Connect のオプションサービスとしてトヨタコネクティッド株式会社（以下、「TC」といいます）およびトヨタ自動車株式会社（以下、「TMC」といい、TC および TMC を総称して「当社」といいます）が提供する「リモートスタート（アプリ）」および、所定の車両において T-Connect の基本サービスまたはオプションサービスとして当社が提供する「リモートエアコン」の利用条件を定めるものです。リモートスタート（アプリ）利用規約は、T-Connect 利用規約と一体となり、その一部を構成するものであり、リモートスタート（アプリ）利用規約に定めのない事項は、T-Connect 利用規約の各条項が適用されるものとします。

第1条 （規約の適用）

1. リモートスタート（アプリ）利用規約は、当社と本サービス利用者（次条にて定義します）との間のリモートスタート（アプリ）およびリモートエアコンの利用に関する関係一切に適用されます。
2. 当社は、本サービスの利用条件等に関して、別途、規程等（以下、「リモートスタート（アプリ）諸規程」といいます）を定めることがあります。リモートスタート（アプリ）諸規程は、リモートスタート（アプリ）利用規約と一体となり、その一部を構成するものとし、本サービス利用者は、本サービスを利用する際には、リモートスタート（アプリ）利用規約に加えてリモートスタート（アプリ）諸規程の定めも遵守するものとします。ただし、リモートスタート（アプリ）利用規約とリモートスタート（アプリ）諸規程の定めが矛盾または抵触する場合には、リモートスタート（アプリ）諸規程の定めが優先して適用されるものとします。
3. リモートスタート（アプリ）・オペレーターサービスパックプランのリモートスタート（アプリ）契約者等については、前二項に定めるほか、オペレーターサービス利用規約もあわせて適用されます。

第2条 （定義）

リモートスタート（アプリ）利用規約において使用する次の各号に定める用語は、当該各号に定める意味を有するものとします。その他のリモートスタート（アプリ）利用規約で使用する用語は、リモートスタート（アプリ）利用規約で特段定義がされない限り、T-Connect 利用規約および T-Connect の個人情報等の取得と利用について（<https://toyota.jp/tconnectservice/tcterms/>）において定義された意味を有するものとします。

- (1) リモートスタート（アプリ）：T-Connect のオプションサービスとして当社が提供する第 5 条に規定するサービスをいいます。
- (2) リモートエアコン：所定の車種において T-Connect の基本サービスまたはオプションサービスとして当社が提供する第 5 条に規定するサービスをいいます。
- (3) 本サービス：リモートスタート（アプリ）およびリモートエアコンを総称していいます。
- (4) リモートスタート（アプリ）契約者：リモートスタート（アプリ）利用規約に基づき、T-Connect のオプションサービスとして、当社との間でリモートスタート（アプリ）の利用に関する契約が成立した者をいいます。
- (5) リモートスタート（アプリ）利用契約：リモートスタート（アプリ）利用規約に基づき、T-Connect のオプションサービスとして、当社およびリモートスタート（アプリ）契約者との間で成立するリモートエアコンの利用に関する契約をいいます。
- (6) リモートスタート（アプリ）権限受領者：T-Connect 利用規約第 8 条第 2 項の定めに基づきリモートスタート（アプリ）契約者からリモートスタート（アプリ）の利用権限を付与された者をいいます（リモートスタート（アプリ）契約者自身を含みません）。
- (7) リモートスタート（アプリ）契約者等：リモートスタート（アプリ）契約者およびリモートスタート（アプリ）権限受領者を総称していいます。
- (8) リモートエアコン契約者：リモートスタート（アプリ）利用規約に基づき、T-Connect のオプションサービスと

して、当社との間でリモートエアコンの利用に関する契約が成立した者をいいます。

- (9) 本サービス契約者：リモートスタート（アプリ）契約者およびリモートエアコン契約者を総称していいます。
- (10) リモートエアコン利用契約：リモートスタート（アプリ）利用規約に基づき、T-Connect のオプションサービスとして、当社およびリモートエアコン契約者との間で成立するリモートエアコンの利用に関する契約をいいます。
- (11) 本サービス利用契約：リモートスタート（アプリ）利用契約およびリモートエアコン利用契約を総称していいます。
- (12) リモートエアコン利用者：リモートスタート（アプリ）利用規約に基づき、T-Connect の基本サービスとして、リモートエアコンを利用する、T-Connect 基本契約の契約者をいいます。
- (13) リモートエアコン権限受領者：T-Connect 利用規約第 8 条第 2 項の定めに基づきリモートエアコン契約者またはリモートエアコン利用者からリモートエアコンの利用権限を付与された者をいいます（リモートエアコン契約者およびリモートエアコン利用者自身を含みません）。
- (14) リモートエアコン契約者等：リモートエアコン契約者、リモートエアコン利用者およびリモートエアコン権限受領者を総称していいます。
- (15) 本サービス利用者：リモートスタート（アプリ）契約者等およびリモートエアコン契約者等を総称していいます。
- (16) 本サービス利用料：オプションサービスであるリモートスタート（アプリ）またはリモートエアコンの提供にかかる対価・料金をいいます。

第3条 （本サービス利用契約の申し込み）

- 1. 本サービスは、当社がリモートスタート（アプリ）またはリモートエアコンを利用することができる車種として指定した車両でのみ利用することができます。本サービス利用契約の申し込みにあたっては、利用車両がリモートスタート（アプリ）またはリモートエアコンを利用できる車種であるかどうかをあらかじめご確認ください。リモートスタート（アプリ）またはリモートエアコンを利用できる車種は、こちら（https://toyota.jp/pages/contents/tconnectservice/contents/pdf/available_car_list.pdf）からご確認ください。
- 2. 本サービス利用契約の申し込みは、T-Connect 基本契約の申し込みと同時に、または事前に T-Connect 基本契約が成立している場合に限り、行うことができます。

第4条 （サービスの内容）

- 1. 本サービスは、My TOYOTA+を用いて遠隔操作により利用車両のエンジンまたはエアコンを起動・停止させるサービスです。リモートスタート（アプリ）の詳細はこちら（https://toyota.jp/tconnectservice/service/remote_start.html）から、リモートエアコンの詳細はこちら（https://toyota.jp/tconnectservice/service/remote_aircon.html）からご確認ください。
- 2. リモートスタート（アプリ）は、リモートスタート（アプリ）契約者およびリモートスタート（アプリ）権限受領者が利用できます。
- 3. リモートエアコンは、リモートエアコン契約者、リモートエアコン利用者およびリモートエアコン権限受領者が利用できます。

第5条 （利用条件および遵守事項）

- 1. 本サービスを利用するためには、My TOYOTA+のダウンロードが必要です。お持ちのスマートフォンに My TOYOTA+をダウンロードしてください。なお、My TOYOTA+に対応するスマートフォンは、Google Play または App Store の対応機種情報をご確認ください。

2. 本サービスに含まれる各種サービスには、それぞれ所定の作動条件があります。詳しくはMy TOYOTA+のヘルプをご確認ください。
3. 本サービスは、車両向けアクセサリーのリモートスタートと併用することはできません。
4. リモートスタート（アプリ）契約者、リモートエアコン契約者およびリモートエアコン利用者は、T-Connect 利用規約第 8 条第 2 項に定めるところにより、自己の責任と費用負担において、リモートスタート（アプリ）権限受領者およびリモートエアコン権限受領者に対して、リモートスタート（アプリ）およびリモートエアコンのサービスを利用することができる権限を付与することができます。
5. 本サービス利用者は、リモートスタート（アプリ）およびリモートエアコンの利用にあたって、取扱説明書や My T OYOTA+上に記載される利用方法その他の留意事項を遵守するものとします。

第6条 （本サービス利用料の支払い）

本サービス契約者は、リモートスタート（アプリ）利用契約またはリモートエアコン利用契約に基づき、本サービス利用料として別紙に定める金額を、当社に対して支払うものとします。本サービス利用料の支払方法および支払期日は、リモートスタート（アプリ）利用規約および T-Connect 利用規約第 11 条に定めるところによるものとします。

第7条 （契約期間）

本サービス利用契約の契約期間は、別紙に定めるとおりとします。

第8条 （特則）

リモートスタート（アプリ）契約者等のうち次の各号に記載のサービスプランの契約者については、T-Connect 利用規約およびリモートスタート（アプリ）利用規約の適用に関し、本条に定める特則が適用されます。

- (1) リモートスタート（アプリ）・オペレーターサービス 3 年パック/リモートスタート（アプリ）・オペレーターサービス 5 年パックの契約者
 - (i) T-Connect 利用規約第 18 条第 2 項にかかわらず、リモートスタート（アプリ）利用契約を解約した場合、解約の効力は、当社に解約の届出が到達した日の属する月の末日時点で生じるものとします。
 - (ii)T-Connect 利用規約第 11 条第 5 項にかかわらず、それぞれの契約における契約期間満了日まで所定の期間を残してリモートスタート（アプリ）利用契約が解約あるいは解除により終了した場合、当社は、リモートスタート（アプリ）契約者が指定した当該リモートスタート（アプリ）契約者名義の口座（以下、「口座」といいます）に振り込む方法により、下記表の返金額を払い戻すものとします。その場合、当該リモートスタート（アプリ）契約者は、当社所定の書面（以下、「口座指定書」といいます）により当該払い戻しを受ける口座を指定するものとし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該払い戻しを請求できないものとします。
 - ① 口座指定書が、当社が口座指定書を当該リモートスタート（アプリ）契約者に送付した日から 1 年以内に、当社に対して返送されなかった場合
 - ② 口座指定書が、宛先不明等の理由により、当該リモートスタート（アプリ）契約者によって受領されなかった場合

サービスプラン名称	解約効力発生時点における契約残期間	返金額（消費税相当額込み）
リモートスタート（アプリ）・オペレーターサービス 3 年パック	契約期間満了日まで 12 ヶ月～23 ヶ月の期間を残して当該契約を解約した場合	2, 200 円
	契約期間満了日まで 24 ヶ月～35 ヶ月の期間を残して当該契約を解約した場合	8, 800 円
リモートスタート（アプリ）・オペレーターサービス 5 年パック	契約期間満了日まで 12 ヶ月～23 ヶ月の期間を残して当該契約を解約した場合	2, 200 円

	契約期間満了日まで 24 ヶ月～35 ヶ月の期間を残して当該契約を解約した場合	8,800 円
	契約期間満了日まで 36 ヶ月～47 ヶ月の期間を残して当該契約を解約した場合	14,300 円
	契約期間満了日まで 48 ヶ月～59 ヶ月の期間を残して当該契約を解約した場合	20,900 円

(iii) T-Connect 利用規約第 21 条第 2 項にかかわらず、下記の各サービスプランに関して当社が損害賠償責任を負う場合の賠償額は下記表の金額を上限とします（当社に故意または重大な過失がある場合を除きます）。

サービスプラン名称	賠償上限額
リモートスタート（アプリ）／オペレーターサービス 3 年パック	18,150 円
リモートスタート（アプリ）／オペレーターサービス 5 年パック	30,250 円
当初契約期間満了後に継続してサービスを利用する場合	1 年分相当額

(iv) オペレーターサービス利用契約（オペレーターサービス利用規約第 2 条第 2 号に定義します）が、解約、解除、期間満了その他の事由により終了したときは、リモートスタート（アプリ）利用契約も同様の事由により終了するものとします。

(v) リモートスタート（アプリ）利用料の払い戻しについては本条に定めるとおりであり、オペレーターサービス利用規約第 9 条が併せて適用されて、払い戻し額が倍増するものではありません。

(2) T-Connect 利用規約第 27 条に定める法人管理契約を締結する契約者

- (i) リモートスタート（アプリ）利用料は、利用車両として登録するリース車両の法人リース契約期間中、当該リース契約の利用料に含まれるため、リモートスタート（アプリ）利用料を別途支払う必要はありません。
- (ii) 法人リース契約が、解約、解除、契約期間満了その他事由のいかなを問わず終了した場合、リモートスタート（アプリ）利用契約も法人リース契約が終了した時点で当然に終了します。

（付則） 2025 年 12 月 17 日改定

別紙

■リモートスタート（アプリ）

(1) T-Connect エントリー、T-Connect スタンダード、T-Connect for CROWN（※）

※T-Connect for CROWN はクラウン（2020 年 4 月～2022 年 7 月モデル）でのみご利用可能な基本サービスです。
※法人管理契約を締結した場合は、リモートスタート（アプリ）利用規約第 8 条第 2 号および③が適用されます。

①リモートスタート（アプリ）スターターキットを購入し、装着した車両における T-Connect エントリー、T-Connect スタンダードまたは T-Connect for CROWN の契約者が、T-Connect のオプションサービスとして、リモートスタート（アプリ）利用契約を締結する場合

契約期間	【リモートスタート（アプリ）利用契約の初回契約成立日から、当該契約日の属する月を初月とした 13 ヶ月目の末日まで】 契約期間は、初回契約成立日から当該契約日の属する月を初月とした 13 ヶ月目の末日まで（以下、「無料期間」といいます）です。 リモートスタート（アプリ）利用契約は、自動更新契約です。リモートスタート（アプリ）契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにリモートスタート（アプリ）利用契約の解約の効力が発生しない限り、または当社が契約期間満了日までにリモートスタート（アプリ）利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から自動的に②の月払い有料契約へ更新されます。無料期間満了後において年払いを選択する場合は、無料期間の契約が自動的に更新された後、所定期日までに当社に年払いへ変更する旨のお申し出をいただく必要があります。 なお、無料期間内に解約等により契約が終了した場合、リモートスタート（アプリ）契約者は無料期間中であっても、その後リモートスタート（アプリ）を再契約するときは②の有料契約となります。	
利用料（消費税込み）	初回契約成立日から当該契約日の属する月を初月とした 13 ヶ月目の末日まで	無料
選択可能な支払方法	クレジットカード（無料期間中は利用料の支払いが発生しません）	

②上記①を除いた、リモートスタート（アプリ）の利用ができる車両における T-Connect エントリー、T-Connect スタンダードまたは T-Connect for CROWN の契約者が、T-Connect のオプションサービスとして、リモートスタート（アプリ）利用契約を締結する場合

契約期間	契約期間は、 (1) リモートスタート（アプリ）を新規契約する場合 契約成立日から当該契約成立日の属する月を初月とした 12 ヶ月目の末日まで（年払いの場合）、または当該契約成立日の属する月の末日まで（月払いの場合）です。契約成立日が月の途中でであっても、利用料の日割り計算は行いません。 (2) 上記①の契約が自動更新される場合 無料期間満了日の翌日から 1 ヶ月間（月払い）です。 (1) (2) いずれの場合においても、リモートスタート（アプリ）利用契約は、自動更新契約です。リモートスタート（アプリ）契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにリモートスタート（アプリ）利用契約の解約の効力が発生しない限り、または当社が契約期間満了日までにリモートスタート（アプリ）利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 年間（年払いの場合）または 1 ヶ月間（月払いの場合）自動的に更新され、以降も同様となります。	
利用料（消費税込み）	年払い	2,420 円／年
	月払い	220 円／月
選択可能な支払方法	クレジットカード／預金口座振替／指定口座振込／TOYOTA Wallet（TS CUBIC）	

③T-Connect エントリーまたは T-Connect スタンダードの契約者のうち、T-Connect 利用規約第 27 条に定める法人管理契約を締結した契約者が、T-Connect のオプションサービスとして、リモートエアコン（アプリ）を利用する場合

契約期間	契約期間は、契約者とリース店との間で締結される法人リース契約の契約期間をいいます。 法人リース契約の契約期間のどの時点でリモートエアコン（アプリ）利用契約をしても、または、法人リース契約の契約期間に一旦解約がなされた後改めてリモートエアコン（アプリ）契約がなされた場合でも、当該法人リース契約が終了した日をもって当然に終了します。	
利用料（消費税込み）	法人リース契約の利用料に含まれます。別途のお支払いは不要です。	
選択可能な支払方法	選択不要	

(2) T-Connect エントリー（22）、T-Connect スタンダード（22）、T-Connect スタンダード（22）コネクティッドナビ付、T-Connect スタンダード（22）コネクティッドナビ（車載ナビ有）付
※法人管理契約を締結した場合は、リモートスタート（アプリ）利用規約第 8 条第 2 号および②が適用されます。

①T-Connect エントリー（22）、T-Connect スタンダード（22）、T-Connect スタンダード（22）コネクティッドナビ付または T-Connect スタンダード（22）コネクティッドナビ（車載ナビ有）付の契約者が、T-Connect のオプションサービスとして、リモートスタート（アプリ）利用契約を締結する場合

契約期間	契約期間は、契約成立日から当該契約成立日の属する月の末日までです。契約成立日が月の途中でであっても、利用料の日割り計算は行いません。 リモートスタート（アプリ）利用契約は、自動更新契約です。リモートスタート（アプリ）契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにリモートスタート（アプリ）利用契約の解約の効力が発生しない限り、または当社が契約期間満了日までにリモートスタート（アプリ）利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 ヶ月間、自動的に更新され、以降も同様となります。ただし、車載機より支払方法を TOYOTA Wallet（Wallet QR）にて申し込んだ場合は、当該契約は自動更新されません。この場合、当該契約期間の満了日をもって契約終了となります。	
利用料（消費税込み）	月払い	220 円／月
選択可能な支払方法	クレジットカード／TOYOTA Wallet（TS CUBIC）／TOYOTA Wallet（Wallet QR）	

②T-Connect エントリー（22）または T-Connect スタンダード（22）の契約者のうち、T-Connect 利用規約第 27 条に定める法人管理契約を締結した契約者が、T-Connect のオプションサービスとして、リモートエアコン（アプリ）を利用する場合

契約期間	契約期間は、契約者とリース店との間で締結される法人リース契約の契約期間をいいます。 法人リース契約の契約期間のどの時点でリモートエアコン（アプリ）利用契約をしても、または、法人リース契約の契約期間に一旦解約がなされた後改めてリモートエアコン（アプリ）契約がなされた場合でも、当該法人リース契約が終了した日をもって当然に終了します。	
利用料（消費税込み）	法人リース契約の利用料に含まれます。別途のお支払いは不要です。	
選択可能な支払方法	選択不要	

■リモートエアコン

(1) T-Connect（25）

※法人管理契約を締結した場合は、リモートスタート（アプリ）利用規約第 8 条第 2 号および②が適用されます。

①T-Connect（25）の契約者が、T-Connect のオプションサービスとして、リモートエアコン利用契約を締結する場合

契約期間	契約期間は、契約成立日から当該契約成立日の属する月の末日までです。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計 算は行いません。 リモートエアコン利用契約は、自動更新契約です。リモートエアコン契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日 までにリモートエアコン利用契約の解約の効力が発生しない限り、または当社が契約期間満了日までにリモートエアコン利用契 約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から1ヵ月間、自動的に更新され、以降も同様となります。	
利用料（消費税込み）	月払い	220 円／月
選択可能な支払方法	クレジットカード／TOYOTA Wallet（TS CUBIC）	

②T-Connect（25）の契約者のうち、T-Connect 利用規約第 27 条に定める法人管理契約を締結した契約者が、T-Connect のオプションサービスとして、リモ
ートエアコンを利用する場合

契約期間	契約期間は、契約者とリース店との間で締結される法人リース契約の契約期間をいいます。 法人リース契約の契約期間のどの時点でリモートエアコン利用契約をしても、または、法人リース契約の契約期間に一旦解約が なされた後改めてリモートエアコン契約がなされた場合でも、当該法人リース契約が終了した日をもって当然に終了します。	
利用料（消費税込み）	法人リース契約の利用料に含まれます。別途のお支払いは不要です。	
選択可能な支払方法	選択不要	

■リモートスタート（アプリ）・オペレーターサービス 3 年パック

(1) T-Connect スタンダード（22）

①T-Connect スタンダード（22）の契約者が、T-Connect のオプションサービスとして、リモートスタート（アプリ）およびオペレーターサービス 3 年パック
利用契約を締結する場合

※リモートスタート（アプリ）・オペレーターサービス 3 年パックは新車購入と同時に申し込みの場合であり、利用車両がリモートスタート（アプリ）のサ
ービス提供対象である場合に限って申し込みいただけます。

契約期間	【新車購入と同時に申し込み、リモートスタート（アプリ）・オペレーターサービス 3 年パック利用契約を締結する場合】 契約期間は、契約成立日から車両初度登録日以降初回の 36 ヶ月点検月の末日まで（以下、「契約期間」といいます）です。リ モートスタート（アプリ）・オペレーターサービス 3 年パック契約者より所定の継続手続きが行われ、契約期間の満了日まで にリモートスタート（アプリ）利用契約またはオペレーターサービス利用契約の継続の効力が発生しない限り、当該契約期間 の満了日をもって契約終了となります。 【契約期間満了後もリモートスタート（アプリ）利用契約またはオペレーターサービス利用契約を継続する場合】 契約期間は、上記契約期間満了日の翌日から1ヵ月間です。なお、継続したリモートスタート（アプリ）利用契約またはオペ レーターサービス利用契約は、自動更新契約です。契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにリモート スタート（アプリ）利用契約もしくはオペレーターサービス利用契約の解約の効力が発生しない限り、または当社が契約期間 満了日までにリモートスタート（アプリ）利用契約もしくはオペレーターサービス利用契約を更新しない旨の意思表示をしな い限り、契約期間満了日の翌日から1ヵ月間自動的に更新され、以降も同様となります。	
利用料（消費税込み）	新車購入と同時に申し込み、リモートスタート（アプリ）・オペレーターサービス 3 年パック利用契約を締 結する場合	18,150 円
	契約期間満了後もリモートスタート（アプリ）利用契約を継続する場合	220 円／月
	契約期間満了後もオペレーターサービス利用契約を継続する場合	330 円／月
選択可能な支払方法	クレジットカード／預金口座振替／指定口座振込	

■リモートスタート（アプリ）・オペレーターサービス 5 年パック

(1) T-Connect スタンダード（22）

①T-Connect スタンダード（22）の契約者が、T-Connect のオプションサービスとしてリモートスタート（アプリ）およびオペレーターサービス 5 年パック利
用契約を締結する場合

※リモートスタート（アプリ）・オペレーターサービス 5 年パックは新車購入と同時に申し込みの場合であり、利用車両がリモートスタート（アプリ）のサ
ービス提供対象である場合に限って申し込みいただけます。

契約期間	【新車購入と同時に申し込み、リモートスタート（アプリ）・オペレーターサービス 5 年パック利用契約を締結する場合】 契約期間は、契約成立日から車両初度登録日以降初回の 60 ヶ月点検月の末日まで（以下、「契約期間」といいます）です。リ モートスタート（アプリ）・オペレーターサービス 5 年パック契約者より所定の継続手続きが行われ、契約期間の満了日まで にリモートスタート（アプリ）利用契約またはオペレーターサービス利用契約の継続の効力が発生しない限り、当該契約期間 の満了日をもって契約終了となります。 【契約期間満了後もリモートスタート（アプリ）利用契約またはオペレーターサービス利用契約を継続する場合】 契約期間は、上記契約期間満了日の翌日から1ヵ月間です。なお、継続したリモートスタート（アプリ）利用契約またはオペ レーターサービス利用契約は、自動更新契約です。契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにリモート スタート（アプリ）利用契約もしくはオペレーターサービス利用契約の解約の効力が発生しない限り、または当社が契約期間 満了日までにリモートスタート（アプリ）利用契約もしくはオペレーターサービス利用契約を更新しない旨の意思表示をしな い限り、契約期間満了日の翌日から1ヵ月間自動的に更新され、以降も同様となります。	
利用料（消費税込み）	新車購入と同時に申し込み、リモートスタート（アプリ）・オペレーターサービス 5 年パック利用契約を締 結する場合	30,250 円
	契約期間満了後もリモートスタート（アプリ）利用契約を継続する場合	220 円／月
	契約期間満了後もオペレーターサービス利用契約を継続する場合	330 円／月
選択可能な支払方法	クレジットカード／預金口座振替／指定口座振込	

デジタルキー利用規約

デジタルキー利用規約は、T-Connect 利用規約に付随して、T-Connect のオプションサービスとしてトヨタコネクティッド株式会社（以下、「TC」といいます）およびトヨタ自動車株式会社（以下、「TMC」といい、TC および TMC を総称して「当社」といいます）が提供するデジタルキー（オプションサービス）および、所定の車両において T-Connect の基本サービスとして当社が提供するデジタルキー（基本サービス）の利用条件を定めるものです。デジタルキー利用規約は、T-Connect 利用規約と一体となり、その一部を構成するものであり、デジタルキー利用規約に定めのない事項は、T-Connect 利用規約の各条項が適用されるものとします。

第1条 （規約の適用）

1. デジタルキー利用規約は、当社とデジタルキー利用者等（次条にて定義します）との間のデジタルキー（次条にて定義します）の利用に関する関係一切に適用されます。
2. 当社は、デジタルキーの利用条件等に関して、別途、規程等（以下、「デジタルキー諸規程」といいます）を定めることがあります。デジタルキー諸規程は、デジタルキー利用規約と一体となり、その一部を構成するものとし、デジタルキー利用者等は、デジタルキーを利用する際には、デジタルキー利用規約に加えてデジタルキー諸規程の定めも遵守するものとします。ただし、デジタルキー利用規約とデジタルキー諸規程の定めが矛盾または抵触する場合には、デジタルキー諸規程の定めが優先して適用されるものとします。

第2条 （定義）

デジタルキー利用規約において使用する次の各号に定める用語は、当該各号に定める意味を有するものとします。その他のデジタルキー利用規約で使用する用語は、デジタルキー利用規約において特段定義されない限り、T-Connect 利用規約および T-Connect の個人情報等の取得と利用について (<https://toyota.jp/tconnectservice/tcterms/>) に定義された意味を有するものとします。

- (1) デジタルキー（オプションサービス）：T-Connect のオプションサービスとして当社が提供する第 6 条に規定するサービスをいいます。
- (2) デジタルキー（基本サービス）：所定の車両において T-Connect の基本サービスとして当社が提供する第 6 条に規定するサービスをいいます。
- (3) デジタルキー：デジタルキー（オプションサービス）およびデジタルキー（基本サービス）を総称していいます。
- (4) デジタルキー（オプションサービス）契約者：デジタルキー利用規約に基づき、T-Connect のオプションサービスとして、当社との間でデジタルキー利用に関する契約が成立した者をいいます。
- (5) デジタルキー利用契約：デジタルキー利用規約に基づき、T-Connect のオプションサービスとして、当社およびデジタルキー（オプションサービス）契約者との間で成立するデジタルキー（オプションサービス）の利用に関する契約をいいます。
- (6) デジタルキー（オプションサービス）権限受領者：デジタルキー（オプションサービス）契約者からデジタルキー（オプションサービス）の利用権限を付与された者をいいます（デジタルキー（オプションサービス）契約者自身を含みません）。
- (7) デジタルキー（オプションサービス）契約者等：デジタルキー（オプションサービス）契約者およびデジタルキー（オプションサービス）権限受領者を総称していいます。
- (8) デジタルキー（基本サービス）利用者：デジタルキー利用規約に基づき、T-Connect の基本サービスとして、デジタルキー（基本サービス）を利用する、T-Connect 基本契約の契約者をいいます。
- (9) デジタルキー（基本サービス）権限受領者：デジタルキー（基本サービス）利用者からデジタルキー（基本サービス）の利用権限を付与された者をいいます（デジタルキー（基本サービス）利用者自身を含みません）。

- (10) デジタルキー（基本サービス）利用者等：デジタルキー（基本サービス）利用者およびデジタルキー（基本サービス）権限受領者を総称していいいます。
- (11) デジタルキー利用者等：デジタルキー（オプションサービス）契約者等およびデジタルキー（基本サービス）利用者等を総称していいいます。
- (12) デジタルキー（オプションサービス）利用料：デジタルキー（オプションサービス）の提供にかかる対価・料金をいいいます。
- (13) デジタルキーアプリ：TMC が提供する、デジタルキーの利用に必要なスマートフォン用アプリケーションをいいいます。
- (14) ウォレットアプリ：デジタルキー（基本サービス）の利用に必要なスマートフォンまたはスマートウォッチ用デジタルウォレット（Apple ウォレット、Google ウォレット）をいいいます。
- (15) デジタルキー利用車両：デジタルキー（オプションサービス）契約者等またはデジタルキー（基本サービス）利用者等が所有または利用等する権限を有する車両のうち、デジタルキー利用契約または T-Connect 基本契約に基づき、デジタルキー（オプションサービス）またはデジタルキー（基本サービス）を利用できる車両をいいいます。

第3条 （デジタルキー利用契約の申し込み）

1. デジタルキー（オプションサービス）は、当社がデジタルキー（オプションサービス）を利用することができる車種として指定した車両に対してデジタルキー（標準装備またはメーカーオプション）を装着した場合に限り利用することができます。デジタルキー利用契約の申し込みにあたっては、利用車両がデジタルキー（オプションサービス）を利用できる車種であるかどうかをあらかじめご確認ください。デジタルキー（オプションサービス）を利用できる車種は、こちら（https://toyota.jp/pages/contents/tconnectservice/contents/pdf/available_car_list.pdf）からご確認ください。
2. デジタルキー利用契約の申し込みは、T-Connect の基本契約の申し込みと同時に、または事前に T-Connect 基本契約が成立している場合に限り、行うことができます。
3. 前項の定めにかかわらず、当社が別途定める車両（以下、「無料期間対象車両」といいいます）においては、T-Connect 基本契約の成立とともにデジタルキー利用契約が成立し、車両初度登録日より初回の 36 ヶ月点検月の末日まで無料（以下、「無料期間」といいいます）でご利用いただけます。無料期間対象車両の詳細についてはこちら（https://toyota.jp/tconnectservice/service/digital_key.html）からご確認ください。

第4条 （デジタルキー（基本サービス）の利用）

デジタルキー（基本サービス）は、当社がデジタルキー（基本サービス）を利用することができる車種として指定した車両に対してデジタルキー（標準装備）を装着した場合に限り利用することができます。デジタルキー（基本サービス）を利用できる車種はこちら（https://toyota.jp/pages/contents/tconnectservice/contents/pdf/available_car_list.pdf）からご確認ください。

第5条 （利用権限の付与）

1. デジタルキー（オプションサービス）契約者は、自己の責任と費用負担において、デジタルキーアプリを用いて、「TOYOTA アカウント」を保有する第三者（デジタルキー（オプションサービス）権限受領者）に対してデジタルキー（オプションサービス）の一部を利用することができる権限を付与することができます（以下、「デジタルキー（オプションサービス）のシェア」といいいます）。デジタルキー（オプションサービス）のシェアを行った場合、デジタルキーアプリ内において、デジタルキー（オプションサービス）契約者はオーナー、デジタルキー（オプションサービス）権限受領者はシェアユーザーとそれぞれ表記されます。
2. デジタルキー（基本サービス）利用者は、自己の責任と費用負担において、ウォレットアプリを用いて、ウォレットアプリを保有する第三者（デジタルキー（基本サービス）権限受領者）に対してデジタルキー（基本サービス）の一

部を利用することができる権限を付与することができます（以下、「デジタルキー（基本サービス）のシェア」といいます）。

3. デジタルキー（オプションサービス）契約者は、デジタルキーアプリ内において所定の操作を行うことにより、デジタルキー（オプションサービス）権限受領者へのデジタルキー（オプションサービス）のシェアの範囲を制限し、またはデジタルキー（オプションサービス）のシェアを事後に取り消すことができます。
4. デジタルキー（オプションサービス）のシェア、制限および取り消しを行うには、デジタルキー（オプションサービス）契約者が、T-Connect 利用規約第4条に定める「TOYOTA アカウント」との連携を行っている必要があります。
5. デジタルキー（基本サービス）利用者は、ウォレットアプリ内において所定の操作を行うことにより、デジタルキー（基本サービス）権限受領者へのデジタルキー（基本サービス）のシェアを事後に取り消すことができます。
6. デジタルキー（オプションサービス）契約者は、デジタルキー（オプションサービス）権限受領者をして、デジタルキー（基本サービス）利用者は、デジタルキー（基本サービス）権限受領者をして、それぞれ、T-Connect 利用規約、デジタルキー利用規約およびデジタルキー諸規程の定めを理解させ、これを遵守させるものとします。また、デジタルキー（オプションサービス）権限受領者またはデジタルキー（基本サービス）権限受領者が行った行為については、デジタルキー（オプションサービス）契約者またはデジタルキー（基本サービス）利用者自らが、それぞれ行った行為とみなされ、デジタルキー（オプションサービス）契約者およびデジタルキー（基本サービス）利用者は、当該行為について一切の責任を負うものとします。

第6条 （サービスの内容）

1. デジタルキーのサービス内容は、ご契約のサービスプランおよび搭載する車載機の種類によって異なります。詳細はこちら（https://toyota.jp/tconnectservice/service/digital_key.html）からご確認いただけます。
2. デジタルキーは、デジタルキー利用者等が利用できます。ただし、デジタルキー（オプションサービス）権限受領者およびデジタルキー（基本サービス）権限受領者が利用できるサービスの範囲・内容は、デジタルキー利用車両、車載機および通信機の有無や種類ならびにデジタルキー（オプションサービス）契約者またはデジタルキー（基本サービス）利用者の契約形態、利用権限の付与状態により異なります。

第7条 （利用条件および遵守事項）

1. デジタルキー（オプションサービス）を利用するためには、デジタルキー（オプションサービス）契約者等においてデジタルキーアプリを情報通信端末（TMC 指定の機種・OS のスマートフォンに限り）にダウンロードする必要があります。
2. デジタルキー（基本サービス）を利用するためには、デジタルキー（基本サービス）利用者等が利用する情報通信端末（TMC が指定する機種および OS のスマートフォンおよびスマートウォッチに限り）にウォレットアプリがインストールされている必要があります。
3. デジタルキー利用者等は、自己の責任と費用負担において、デジタルキーを利用するために必要な車載機、通信機、その他の周辺機器および通信環境を整え、また、デジタルキーの利用（デジタルキーアプリまたはウォレットアプリのダウンロードを含みます）に係る通信費を負担するものとします。
4. デジタルキー利用者等は、デジタルキーの取扱説明書およびデジタルキーアプリまたはウォレットアプリに記載の注意事項等に従ってデジタルキーを利用するものとします。
5. デジタルキー（オプションサービス）契約者およびデジタルキー（基本サービス）利用者は、自己、デジタルキー（オプションサービス）権限受領者またはデジタルキー（基本サービス）権限受領者が T-Connect 利用規約、デジタルキー利用規約その他デジタルキーの利用に関し当社が定める諸規程に反しデジタルキーを利用している場合、またはそのおそれが生じた場合には、直ちに、当社所定の方法で、その旨を T-Connect 利用規約記載のお問い合わせ先に報告するものとします。万が一、当該報告を行わなかったことにより当社に損害が生じた場合には、当該デジタルキー

(オプションサービス) 契約者または当該デジタルキー (基本サービス) 利用者は、当該損害を賠償する責任を負います。

6. 当社は、デジタルキー利用者等が本条の定めに従った場合またはそのおそれが生じた場合には、デジタルキー利用者等に通知することなく、デジタルキーの全部または一部の提供を停止することができます。

第8条 (デジタルキー (オプションサービス) 利用料の支払い)

デジタルキー (オプションサービス) 契約者は、デジタルキー利用契約に基づき、デジタルキー (オプションサービス) 利用料として別紙に定める金額を、当社に対して支払うものとします。デジタルキー (オプションサービス) 利用料の支払方法および支払期日は、デジタルキー利用規約および T-Connect 利用規約第 11 条に定めるところによるものとします。

第9条 (契約期間)

デジタルキー利用契約の契約期間は、別紙に定めるとおりとします。

第10条 (個人情報等の取扱い)

デジタルキーの利用については、T-Connect の個人情報等の取得と利用について第 14 条の特則が適用されます。

<https://toyota.jp/tconnectservice/tcterms/>

第11条 (免責)

1. デジタルキーが利用できない事態に備えた準備や対応については、デジタルキー利用者等の判断と責任において行っていただく必要があります。当社は、デジタルキー利用者等がデジタルキーを利用する場合でも、デジタルキー利用車両を運転する際には電子キーまたは NFC キーカード (デジタルキー (基本サービス) の場合のみ) を携帯することを推奨します。
2. デジタルキーが作動せず、デジタルキー利用車両が使用できないことによりデジタルキー利用者等または第三者に損害が生じたとしても、当社はこれについて一切の責任を負いません。ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。

第12条 (特則)

デジタルキー (オプションサービス) 契約者のうち次の各号に記載のサービスプランの契約者については、T-Connect 利用規約およびデジタルキー利用規約の適用に関し、本条に定める特則が適用されます。

(1) デジタルキー (無料期間) 利用契約

- (i) T-Connect 利用規約第 18 条第 1 項の規定にかかわらず、無料期間対象車両におけるデジタルキー (オプションサービス) 契約者は、別紙に定める無料期間中は、デジタルキー利用契約のみの解約を求めることはできません。無料期間中にデジタルキー利用契約の解約を希望するときは、T-Connect 基本契約自体を解約していただく必要があります。なお、T-Connect 基本契約を解約した場合は、デジタルキー利用契約も T-Connect 基本契約が終了した時点で当然に終了します。

(2) bZ4X (2022 年 5 月～2025 年 9 月モデル) を利用車両とする契約者。なお、本条第 3 号にも該当する場合は、本条第 3 号とそれに対応する別紙の内容が優先して適用されます。

- (i) 第 3 条第 3 項の定めにかかわらず、T-Connect 基本契約の成立とともにデジタルキー利用契約が成立し、車両初度登録日の属する月を初月とした 120 ヶ月目の末日まで無料で利用できるものとします。

(3) T-Connect 利用規約第 27 条に定める法人管理契約を締結するデジタルキー (オプションサービス) 契約者

- (i) デジタルキー (オプションサービス) 利用料は、利用車両として登録するリース車両の法人リース契約期間中、当該リース契約の利用料に含まれるため、デジタルキー (オプションサービス) 利用料を別途支払う必

要はありません。

(ii) 法人リース契約が、解約、解除、契約期間満了その他事由のいかんを問わず終了した場合、デジタルキー利用契約も法人リース契約が終了した時点で当然に終了します。

(付則) 2025 年 12 月 17 日改定

別紙

■デジタルキー（オプションサービス）

(1) T-Connect エントリー (22)、T-Connect スタンダード (22)、T-Connect スタンダード (22) コネクティッドナビ付、T-Connect スタンダード (22) コネクティッドナビ（車載ナビ有）付

※法人管理契約を締結した場合は、デジタルキー利用規約第 12 条第 3 号および③が適用されます。

①デジタルキー（標準装備またはメーカーオプション）を装着した無料期間対象車両における T-Connect エントリー (22)、T-Connect スタンダード (22)、T-Connect スタンダード (22) コネクティッドナビ付または T-Connect スタンダード (22) コネクティッドナビ（車載ナビ有）付の契約者が、T-Connect のオプションサービスとして、デジタルキー利用契約を締結する場合

※bZ4X（2022 年 5 月～2025 年 9 月モデル）を利用車両とする場合を除きます。

契約期間	【車両初度登録日以降初回の 36 ヶ月点検月の末日までにデジタルキー利用契約を締結する場合】 契約期間は、契約成立日から車両初度登録日以降初回の 36 ヶ月点検月の末日まで（以下、「無料期間」といいます）です。 無料期間内のどの時点で利用開始手続きをしても、また、無料期間内に解約がなされた後、改めて契約がなされた場合でも、無料期間の満了日は変わりません。 デジタルキー（オプションサービス）契約者により所定の継続手続きが行われ、契約期間満了日までにデジタルキー利用契約の継続の効力が発生しない限り、デジタルキー利用契約は無料期間の満了日をもって契約終了となります。 【無料期間満了日の翌日以降にデジタルキー利用契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降もデジタルキー利用契約を継続する場合】 ①無料期間満了日の翌日以降にデジタルキー（オプションサービス）を新規契約する場合 契約期間は、契約成立日から当該契約成立日の属する月の末日までです。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。 ②無料期間満了日以降もデジタルキー利用契約を継続する場合 契約期間は、無料期間の満了日の翌日から 1 ヶ月間です。 ①②いずれの場合も、デジタルキー利用契約は自動更新契約です。デジタルキー（オプションサービス）契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにデジタルキー利用契約の解約の効力が発生しない限り、または当社が契約期間満了日までにデジタルキー利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 ヶ月間自動的に更新され、以降も同様となります。	
利用料（消費税込み）	車両初度登録日以降初回の 36 ヶ月点検月の末日までにデジタルキー利用契約を締結する場合	無料
	無料期間満了日の翌日以降にデジタルキー利用契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降もデジタルキー利用契約を継続する場合	550 円／月
選択可能な支払方法	クレジットカード／TOYOTA Wallet (TS CUBIC)	

②bZ4X（2022 年 5 月～2025 年 9 月モデル）を利用車両とする T-Connect スタンダード (22) または T-Connect スタンダード (22) コネクティッドナビ（車載ナビ有）付の契約者が、T-Connect のオプションサービスとして、デジタルキー利用契約を締結する場合

契約期間	【車両初度登録日より当該登録日の属する月を初月とした 120 ヶ月目の末日までにデジタルキー利用契約を締結する場合】 契約期間は、契約成立日から車両初度登録日の属する月を初月とした 120 ヶ月目の末日まで（以下、「無料期間」といいます）です。無料期間内のどの時点で利用開始手続きを実施しても、また、無料期間内に解約等がなされた後、改めて契約がなされた場合でも、無料期間の満了日は変わりません。 デジタルキー（オプションサービス）契約者により所定の継続手続きが行われ、契約期間満了日までにデジタルキー利用契約の継続の効力が発生しない限り、デジタルキー利用契約は無料期間の満了日をもって契約終了となります。 【無料期間満了日の翌日以降にデジタルキー利用契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降もデジタルキー利用契約を継続する場合】 ①無料期間満了日の翌日以降にデジタルキー利用契約を新規契約する場合 契約期間は、契約成立日から当該契約成立日の属する月の末日までです。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。 ②無料期間満了日以降もデジタルキー利用契約を継続する場合 契約期間は、無料期間の満了日の翌日から 1 ヶ月間です。 ①②いずれの場合も、デジタルキー利用契約は自動更新契約です。デジタルキー（オプションサービス）契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにデジタルキー利用契約の解約の効力が発生しない限り、または当社が契約期間満了日までにデジタルキー利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 ヶ月間自動的に更新され、以降も同様となります。	
利用料（消費税込み）	車両初度登録日より当該登録日の属する月を初月とした 120 ヶ月目の末日までにデジタルキー利用契約を締結する場合	無料
	無料期間満了日の翌日以降にデジタルキー利用契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降もデジタルキー利用契約を継続する場合	550 円／月
選択可能な支払方法	クレジットカード／TOYOTA Wallet (TS CUBIC)	

③デジタルキー（標準装備またはメーカーオプション）を装着した車両における T-Connect エントリー (22) または T-Connect スタンダード (22) の契約者のうち、T-Connect 利用規約第 27 条に定める法人管理契約を締結した契約者が、T-Connect のオプションサービスとして、デジタルキー（オプションサービス）を利用する場合

契約期間	契約期間は、契約者とリース店との間で締結される法人リース契約の契約期間をいいます。 法人リース契約の契約期間のどの時点でデジタルキー利用契約をしても、または、法人リース契約の契約期間に一旦解約がなされた後改めてデジタルキー利用契約がなされた場合でも、当該法人リース契約が終了した日をもって当然に終了します。	
利用料（消費税込み）	法人リース契約の利用料に含まれます。別途のお支払いは不要です。	
選択可能な支払方法	選択不要	

オペレーターサービス利用規約

オペレーターサービス利用規約は、T-Connect 利用規約に付随して、T-Connect のオプションサービスとしてトヨタコネクティッド株式会社（以下、「TC」といいます）が提供する「オペレーターサービス」、および、所定の車両において T-Connect の基本サービスとして TC が提供する「オペレーターサービス」の利用条件を定めるものです。オペレーターサービス利用規約は、T-Connect 利用規約と一体となり、その一部を構成するものであり、オペレーターサービス利用規約に定めのない事項は、T-Connect 利用規約の各条項が適用されるものとします。

第1条 （規約の適用）

1. オペレーターサービス利用規約は、TC とオペレーターサービス契約者等（次条にて定義します）との間のオペレーターサービスの利用に関する関係一切に適用されます。
2. TC は、オペレーターサービスの利用条件等に関して、別途、規程等（以下、「オペレーターサービス諸規程」といいます）を定めることがあります。オペレーターサービス諸規程は、オペレーターサービス利用規約と一体となり、その一部を構成するものとし、オペレーターサービス契約者等は、オペレーターサービスを利用する際には、オペレーターサービス利用規約に加えてオペレーターサービス諸規程の定めも遵守するものとします。ただし、オペレーターサービス利用規約とオペレーターサービス諸規程の定めが矛盾または抵触する場合には、オペレーターサービス諸規程の定めが優先して適用されるものとします。
3. リモートスタート（アプリ）・オペレーターサービスパックプランのオペレーターサービス契約者等については、前二項に定めるほか、リモートスタート（アプリ）利用規約もあわせて適用されます。

第2条 （定義）

オペレーターサービス利用規約において使用する次の各号に定める用語は、当該各号に定める意味を有するものとします。その他のオペレーターサービス利用規約で使用する用語は、オペレーターサービス利用規約で特段定義がされない限り、T-Connect 利用規約および T-Connect の個人情報等の取得と利用について

(<https://toyota.jp/tconnectservice/tcterms/>) において定義された意味を有するものとします。

- (1) オペレーターサービス契約者：オペレーターサービス利用規約に基づき、T-Connect のオプションサービスとして、TC との間でオペレーターサービスの利用に関する契約が成立した者をいいます。
- (2) オペレーターサービス利用契約：オペレーターサービス利用規約に基づき、T-Connect のオプションサービスとして、TC およびオペレーターサービス契約者との間で成立するオペレーターサービスの利用に関する契約をいいます。
- (3) オペレーターサービス利用者：オペレーターサービス利用規約に基づき、T-Connect の基本サービスとして、オペレーターサービスを利用する、T-Connect 基本契約の契約者をいいます。
- (4) オペレーターサービス車両利用者：オペレーターサービス契約者またはオペレーターサービス利用者から利用車両におけるオペレーターサービスの利用を許諾された者をいいます（オペレーターサービス契約者およびオペレーターサービス利用者自身を含みません）。
- (5) オペレーターサービス契約者等：オペレーターサービス契約者、オペレーターサービス利用者およびオペレーターサービス車両利用者を総称していいます。
- (6) オペレーターサービス利用料：オプションサービスであるオペレーターサービスの提供にかかる対価・料金をいいます。
- (7) 取次先事業者：オペレーターサービスを通じて TC がオペレーターサービス契約者等のために取次ぐ先の事業者をいいます。

第3条 (オペレーターサービス利用契約の申し込み)

1. オペレーターサービスは、TC がオペレーターサービスを利用することができる車両として指定した車種でのみ利用することができます。オペレーターサービス利用契約の申し込みにあたっては、利用車両がオペレーターサービスを利用できる車種であるかどうかをあらかじめご確認ください。オペレーターサービスを利用できる車種は、こちら (https://toyota.jp/pages/contents/tconnectservice/contents/pdf/available_car_list.pdf) からご確認ください。
2. オペレーターサービス利用契約の申し込みは、T-Connect 基本契約の申し込みと同時に、または事前に T-Connect 基本契約が成立している場合（ただし、T-Connect スタンダード（22）および T-Connect（25）対応車両におけるオペレーターサービス利用契約の申し込みは、当該 T-Connect 基本契約に加えコネクティッドナビ利用契約が成立している場合）に限り、行うことができます。

第4条 (サービスの内容)

1. オペレーターサービスは、オペレーターによる各種ご案内やドライブのサポートや路上トラブル発生時に JAF への取次ぎ等を行うサービスです。詳細はこちら (https://toyota.jp/tconnectservice/service/operatorservice.html?padid=from_tconnectservice_service_operator_service) からご確認ください。
オペレーターサービスは、オペレーターサービス契約者等が利用できます。

第5条 (利用条件および遵守事項)

1. TC は、オペレーターサービス契約者およびオペレーターサービス利用者のみが利用できるサービスに関して、プライバシー保護およびセキュリティ管理のため、オペレーターサービスの利用にあたって、T-Connect の申込時に付与された ID およびパスワード、またはオペレーターサービス契約者本人およびオペレーターサービス利用者本人を特定できる情報をもって、オペレーターサービスを利用しようとする者がオペレーターサービス契約者本人およびオペレーターサービス利用者であることを確認できない場合は、オペレーターサービスを提供できません。ただし、オペレーターサービスを提供しないことでオペレーターサービス契約者およびオペレーターサービス利用者の利益を著しく損なうおそれがあると TC が判断し、かつオペレーターサービスを提供することが法令等に違反しない場合はこの限りではありません。
2. オペレーターサービス契約者等のうち T-Connect 基本サービスのプランが T-Connect（携帯接続）のオペレーターサービス契約者等については、DCM 通信を利用することができません。オペレーターサービスを利用する場合には、情報通信端末と車載機を Bluetooth または Wi-Fi でテザリングし利用してください。
3. 情報通信端末にてオペレーターサービスを利用する場合、オペレーターサービスの利用にかかる通信費はオペレーターサービス契約者等の負担となります。
4. オペレーターサービスは、電話での対応に限るものとし、TC は、FAX、メールその他の手段による対応は行いません。
5. オペレーターサービス契約者等による、オペレーターの指名には対応していません。
6. 問い合わせの集中や問い合わせの内容等により、サービスの提供が遅れる場合があります。
7. TC は、オペレーターサービス契約者等によるオペレーターサービスの利用が、次の各号のいずれかに該当する場合、オペレーターサービスの提供をお断りする場合があります。また、この場合においてオペレーターサービス契約者等がオペレーターサービスの全部または一部を利用できないことによりオペレーターサービス契約者等または第三者に損害・損失等が発生した場合であっても、一切の責任を負いません。
 - (1) 法令または公序良俗に違反してオペレーターサービスを利用し、あるいは利用しようとする場合
 - (2) 依頼内容の趣旨から、案内に過度な時間を要することが見込まれる場合

- (3) 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号。その後の改正を含み、以下、「風俗営業法」といいます）第2条第1項第1号に定める風俗営業に該当する施設その他これに類する施設の案内を希望する場合
- (4) 風俗営業法第2条第5項に定める性風俗関連特殊営業に該当する施設その他これに類する施設の案内を希望する場合
- (5) 依頼内容について、その違法性が疑われる場合
- (6) 依頼内容が、過度に緊急性を要するものである場合
- (7) 前各号に掲げるもののほかTCがオペレーターサービスの利用として不適切と判断した場合

第6条 （オペレーターサービス利用料の支払い）

オペレーターサービス契約者は、オペレーターサービス利用契約に基づき、オペレーターサービス利用料として別紙に定める金額を、TC に対して、支払うものとします。オペレーターサービス利用料の支払方法および支払期日は、オペレーターサービス利用規約および T-Connect 利用規約第 11 条に定めるところによるものとします。

第7条 （契約期間）

オペレーターサービス利用契約の契約期間は、別紙に定めるとおりとします。

第8条 （免責）

TC は、取次先事業者や飲食店等の事業者が提供するサービスや情報について、オペレーターサービス契約者等に対して一切の責任を負いません。ただし、TC に故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。

第9条 （特則）

オペレーターサービス契約者のうち次の各号に記載のサービスプランの契約者については、本条に定める特則が適用されます。

(1) オペレーターサービス ※TV・オペレーター付 T-Connect ナビキット

(i) T-Connect 利用規約第 18 条第 1 項にかかわらず、本ナビキットを装着後、初めて T-Connect スタンドの利用開始操作が完了したときから 5 年間は、オペレーターサービスの解約は T-Connect スタンドの解約と同時にを行う必要があります。

(ii) T-Connect 利用規約第 21 条第 2 項にかかわらず、当該サービスプランに関して TC が損害賠償責任を負う場合の賠償額は 18,150 円を上限とします（TC に故意または重大な過失がある場合を除きます）。

(2) オペレーターサービス 3 年パック/オペレーターサービス 5 年パック/リモートスタート（アプリ）・オペレーターサービス 3 年パック/リモートスタート（アプリ）・オペレーターサービス 5 年パック

(i) T-Connect 利用規約第 18 条第 2 項にかかわらず、オペレーターサービス利用契約を解約した場合、解約の効力は、TC に解約の届出が到達した日の属する月の末日時点で生じるものとします。

(ii) T-Connect 利用規約第 11 条第 5 項にかかわらず、それぞれの契約における契約期間満了日まで所定の期間を残してオペレーターサービス利用契約が解約あるいは解除により終了した場合、TC は、オペレーターサービス契約者が指定した当該オペレーターサービス契約者名義の口座（以下、「口座」といいます）に振り込む方法により、下記表の返金額を払い戻すものとします。その場合、当該オペレーターサービス契約者は、TC 所定の書面（以下、「口座指定書」といいます）により当該払い戻しを受ける口座を指定するものとし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該払い戻しを請求できないものとします。

- ① 口座指定書が、TC が口座指定書を当該オペレーターサービス契約者に送付した日から 1 年以内に、TC

に対して返送されなかった場合

- ② 口座指定書が、宛先不明等の理由により、当該オペレーターサービス契約者によって受領されなかった場合

サービスプラン名称	解約効力発生時点における契約残期間	返金額（消費税相当額込み）
オペレーターサービス 3年パック	契約期間満了日まで 12 ヶ月～23 ヶ月の期間を残して当該契約を解約した場合	550 円
	契約期間満了日まで 24 ヶ月～35 ヶ月の期間を残して当該契約を解約した場合	3,300 円
オペレーターサービス 5年パック	契約期間満了日まで 12 ヶ月～23 ヶ月の期間を残して当該契約を解約した場合	550 円
	契約期間満了日まで 24 ヶ月～35 ヶ月の期間を残して当該契約を解約した場合	3,300 円
	契約期間満了日まで 36 ヶ月～47 ヶ月の期間を残して当該契約を解約した場合	7,700 円
	契約期間満了日まで 48 ヶ月～59 ヶ月の期間を残して当該契約を解約した場合	11,000 円
リモートスタート（アプリ）・オペレーターサービス 3年パック	契約期間満了日まで 12 ヶ月～23 ヶ月の期間を残して当該契約を解約した場合	2,200 円
	契約期間満了日まで 24 ヶ月～35 ヶ月の期間を残して当該契約を解約した場合	8,800 円
リモートスタート（アプリ）・オペレーターサービス 5年パック	契約期間満了日まで 12 ヶ月～23 ヶ月の期間を残して当該契約を解約した場合	2,200 円
	契約期間満了日まで 24 ヶ月～35 ヶ月の期間を残して当該契約を解約した場合	8,800 円
	契約期間満了日まで 36 ヶ月～47 ヶ月の期間を残して当該契約を解約した場合	14,300 円
	契約期間満了日まで 48 ヶ月～59 ヶ月の期間を残して当該契約を解約した場合	20,900 円

- (iii) T-Connect 利用規約第 21 条第 2 項にかかわらず、下記の各サービスプランに関して TC が損害賠償責任を負う場合の賠償額は下記表の金額を上限とします（TC に故意または重大な過失がある場合を除きます）。

サービスプラン名称	賠償上限額
オペレーターサービス 3 年パック	10,890 円
オペレーターサービス 5 年パック	18,150 円
リモートスタート（アプリ）／オペレーターサービス 3 年パック	18,150 円
リモートスタート（アプリ）／オペレーターサービス 5 年パック	30,250 円
当初契約期間満了後に継続してサービスを利用する場合	1 年分相当額

- (3) リモートスタート（アプリ）・オペレーターサービス 3 年パック/リモートスタート（アプリ）・オペレーターサービス 5 年パック

- (i) リモートスタート（アプリ）利用契約が、解約、解除、期間満了その他の事由により終了したときは、オペ

レーターサービス利用契約も同様の事由により終了するものとします。

(ii) オペレーターサービス利用料の払い戻しについては本条第 2 号に定めるとおりであり、リモートスタート(アプリ) 利用規約第 9 条が併せて適用されて、払い戻し額が倍増するものではありません。

(4) T-Connect 利用規約第 27 条に定める法人管理契約を締結する契約者

(i) オペレーターサービス利用料は、利用車両として登録するリース車両のリース契約期間中、当該リース契約の利用料に含まれるため、オペレーターサービス利用料を別途支払う必要はありません。

(ii) 法人リース契約が、解約、解除、契約期間満了その他事由のいかんを問わず終了した場合、オペレーターサービス利用契約も法人リース契約が終了した時点で当然に終了します。

(5) T-Connect スタンダード (22)、T-Connect スタンダード (22) コネクティッドナビ付、T-Connect スタンダード (22) コネクティッドナビ (車載ナビ有) 付または T-Connect (25) 対応車両を利用車両とするオペレーターサービス契約者

(i) オペレーターサービス利用規約第 7 条の定めにかかわらず、オペレーターサービス利用契約の契約期間中にコネクティッドナビ利用契約が事由のいかんを問わず終了した場合、コネクティッドナビ利用契約の終了時点でオペレーターサービス利用契約は終了するものとします。

(付則) 2025 年 12 月 17 日改定

別紙

■オペレーターサービス

(1) T-Connect スタンダード

※法人管理契約を締結した場合は、オペレーターサービス利用規約第9条第4号および③が適用されます。

①T-Connect スタンダードの契約者が、T-Connect のオプションサービスとして、オペレーターサービス利用契約を締結する場合

契約期間	契約期間は、契約成立日から、当該契約成立日の属する月を初月とした 12 ヶ月目の末日まで（年払いの場合）、または当該契約成立日の属する月の末日まで（月払いの場合）です。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。オペレーターサービス利用契約は、自動更新契約です。オペレーターサービス契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにオペレーターサービス利用契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までにオペレーターサービス利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 年間（年払いの場合）または 1 ヶ月間（月払いの場合）自動的に更新され、以降も同様となります。		
利用料（消費税込み）	年払い	3,630 円／年	
	月払い	330 円／月	
選択可能な支払方法	クレジットカード／預金口座振替／指定口座振込／TOYOTA Wallet（TS CUBIC）		

②T-Connect スタンダードの契約者がTV・オペレーター付T-Connect ナビキットを購入し、T-Connect のオプションサービスとして、オペレーターサービス利用契約を締結する場合

契約期間	【ナビキット装着後に初めてT-Connect スタンダードの利用開始操作が完了した日の属する月を初月とした60ヵ月目の末日までにオペレーターサービス利用契約を締結する場合】 契約期間は、契約成立日から、本ナビキットを装着後、初めてT-Connect スタンダードの利用開始操作が完了した日の属する月を初月とした60ヵ月目の末日まで（以下、「無料期間」といいます）です。 契約者により所定の継続手続きが行われ、無料期間の満了日までにオペレーターサービス利用契約の継続の効力が発生しない限り、無料期間の満了日をもって契約終了となります。 【無料期間満了後もオペレーターサービス利用契約を継続する場合】 契約期間は、上記契約期間満了日の翌日から1年間（年払いの場合）または1ヵ月間（月払いの場合）とします。 オペレーターサービス利用契約は、自動更新契約です。オペレーターサービス契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにオペレーターサービス利用契約の解約の効力が発生しない限り、またはTCが契約期間満了日までにオペレーターサービス利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から1年間（年払いの場合）または1ヵ月間（月払いの場合）自動的に更新され、以降も同様となります。		
利用料（消費税込み）	60ヵ月目の末日までにオペレーターサービス利用契約を締結する場合	無料	
	無料期間満了後もオペレーターサービス利用契約を継続する場合	年払い	3,630円／年
		月払い	330円／月
選択可能な支払方法	クレジットカード／預金口座振替／指定口座振込／TOYOTA Wallet（TS CUBIC）		

③T-Connect スタンダードの契約者のうち、T-Connect 利用規約第27条に定める法人管理契約を締結した契約者が、T-Connect のオプションサービスとして、オペレーターサービスを利用する場合

契約期間	契約期間は、契約者とリース店との間で締結される法人リース契約の契約期間をいいます。 法人リース契約の契約期間のどの時点でオペレーターサービス利用契約をしても、または、法人リース契約の契約期間に一旦解約がなされた後改めてオペレーターサービス契約がなされた場合でも、当該法人リース契約が終了した日をもって当然に終了します。
利用料（消費税込み）	法人リース契約の利用料に含まれます。別途のお支払いは不要です。
選択可能な支払方法	選択不要

(2) T-Connect スタンダード (22)、T-Connect スタンダード (22) コネクティッドナビ付、T-Connect スタンダード (22) コネクティッドナビ（車載ナビ有）付

※法人管理契約を締結した場合は、オペレーターサービス利用規約第9条第4号および②が適用されます。

①T-Connect スタンダード (22)、T-Connect スタンダード (22) コネクティッドナビ付またはT-Connect スタンダード (22) コネクティッドナビ（車載ナビ有）付の契約者が、T-Connect のオプションサービスとして、オペレーターサービス利用契約を締結する場合

契約期間	契約期間は、オペレーターサービス利用契約の契約成立日から当該契約成立日の属する月の末日までです。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。 オペレーターサービス利用契約は、自動更新契約です。オペレーターサービス契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにオペレーターサービス利用契約の解約の効力が発生しない限り、またはTCが契約期間満了日までにオペレーターサービス利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から1ヵ月間自動的に更新され、以降も同様となります。 ただし、車載機（ナビ）より支払方法をTOYOTA Wallet（Wallet QR）にて申し込んだ場合は、当該契約は自動更新されません。 この場合、当該契約期間の満了日をもって契約終了となります。
利用料（消費税込み）	330円／月
選択可能な支払方法	クレジットカード／TOYOTA Wallet（TS CUBIC）／TOYOTA Wallet（Wallet QR）

②T-Connect スタンダード (22) の契約者のうち、T-Connect 利用規約第27条に定める法人管理契約を締結した契約者が、T-Connect のオプションサービスとして、オペレーターサービスを利用する場合

契約期間	契約期間は、契約者とリース店との間で締結される法人リース契約の契約期間をいいます。 法人リース契約の契約期間のどの時点でオペレーターサービス利用契約をしても、または、法人リース契約の契約期間に一旦解約がなされた後改めてオペレーターサービス契約がなされた場合でも、当該法人リース契約が終了した日をもって当然に終了します。
利用料（消費税込み）	法人リース契約の利用料に含まれます。別途のお支払いは不要です。
選択可能な支払方法	選択不要

(3) T-Connect (25)

※法人管理契約を締結した場合は、オペレーターサービス利用規約第9条第4号および②が適用されます。

①T-Connect (25) の契約者が、T-Connect のオプションサービスとして、オペレーターサービス利用契約を締結する場合

契約期間	契約期間は、契約成立日から、当該契約成立日の属する月の末日までです。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。 オペレーターサービス利用契約は、自動更新契約です。オペレーターサービス契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにオペレーターサービス利用契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までにオペレーターサービス利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から1ヵ月間自動的に更新され、以降も同様となります。
利用料（消費税込み）	330 円／月
選択可能な支払方法	クレジットカード／TOYOTA Wallet(TS CUBIC)

②T-Connect (25) の契約者のうち、T-Connect 利用規約第27条に定める法人管理契約を締結した契約者が、T-Connect のオプションサービスとして、オペレーターサービスを利用する場合

契約期間	契約期間は、契約者とリース店との間で締結される法人リース契約の契約期間をいいます。 法人リース契約の契約期間のどの時点でオペレーターサービス利用契約をしても、または、法人リース契約の契約期間に一旦解約がなされた後改めてオペレーターサービス契約がなされた場合でも、当該法人リース契約が終了した日をもって当然に終了します。
利用料（消費税込み）	法人リース契約の利用料に含まれます。別途のお支払いは不要です。
選択可能な支払方法	選択不要

■オペレーターサービス3年パック

(1) T-Connect スタンダード (22)

①T-Connect スタンダード (22) の契約者が、T-Connect のオプションサービスとして、オペレーターサービス3年パック利用契約を締結する場合

※オペレーターサービス3年パックは新車購入と同時に申し込みの場合であり、利用車両がリモートスタート（アプリ）のサービス提供対象外である場合に限ってお申し込みいただけます。

契約期間	【新車購入と同時に申し込み、オペレーターサービス3年パック利用契約を締結する場合】 契約期間は、契約成立日から車両初度登録日以降初回の36ヵ月点検月の末日まで（以下、「契約期間」といいます）です。オペレーターサービス契約者より所定の継続手続きが行われ、契約期間の満了日までにオペレーターサービス利用契約の継続の効力が発生しない限り、当該契約期間の満了日をもって契約終了となります。 【契約期間満了後もオペレーターサービス利用契約を継続する場合】 契約期間は、上記契約期間満了日の翌日から1ヵ月間です。なお、継続したオペレーターサービス利用契約は、自動更新契約です。オペレーターサービス契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにオペレーターサービス利用契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までにオペレーターサービス利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から1ヵ月間自動的に更新され、以降も同様となります。	
利用料（消費税込み）	新車購入と同時に申し込み、オペレーターサービス3年パック利用契約を締結する場合	10,890 円
	契約期間満了後もオペレーターサービス利用契約を継続する場合	330 円／月
選択可能な支払方法	クレジットカード／預金口座振替／指定口座振込	

■オペレーターサービス5年パック

(1) T-Connect スタンダード (22)

①T-Connect スタンダード (22) の契約者が、T-Connect のオプションサービスとして、オペレーターサービス5年パック利用契約を締結する場合

※オペレーターサービス5年パックは新車購入と同時に申し込みの場合であり、利用車両がリモートスタート（アプリ）のサービス提供対象外である場合に限ってお申し込みいただけます。

契約期間	【新車購入と同時に申し込み、オペレーターサービス5年パック利用契約を締結する場合】 契約期間は、契約成立日から車両初度登録日以降初回の60ヵ月点検月の末日まで（以下、「契約期間」といいます）です。契約者より所定の継続手続きが行われ、契約期間の満了日までにオペレーターサービス利用契約の継続の効力が発生しない限り、当該契約期間の満了日をもって契約終了となります。 【契約期間満了後もオペレーターサービス利用契約を継続する場合】 契約期間は、上記契約期間満了日の翌日から1ヵ月間です。なお、継続したオペレーターサービス利用契約は、自動更新契約です。オペレーターサービス契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにオペレーターサービス利用契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までにオペレーターサービス利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から1ヵ月間自動的に更新され、以降も同様となります。	
利用料（消費税込み）	新車購入と同時に申し込み、オペレーターサービス5年パック利用契約を締結する場合	18,150 円
	契約期間満了後もオペレーターサービス利用契約を継続する場合	330 円／月
選択可能な支払方法	クレジットカード／預金口座振替／指定口座振込	

■リモートスタート（アプリ）・オペレーターサービス3年パック

(1) T-Connect スタンダード (22)

①T-Connect スタンダード (22) の契約者が、T-Connect のオプションサービスとして、リモートスタート（アプリ）およびオペレーターサービス3年パック利用契約を締結する場合

※リモートスタート（アプリ）・オペレーターサービス3年パックは新車購入と同時に申し込みの場合であり、利用車両がリモートスタート（アプリ）のサービス提供対象である場合に限ってお申し込みいただけます。

契約期間	【新車購入と同時に申し込み、リモートスタート（アプリ）・オペレーターサービス3年パック利用契約を締結する場合】 契約期間は、契約成立日から車両初度登録日以降初回の36ヵ月点検月の末日まで（以下、「契約期間」といいます）です。リモートスタート（アプリ）・オペレーターサービス3年パック契約者より所定の継続手続きが行われ、契約期間の満了日までにリモートスタート（アプリ）利用契約またはオペレーターサービス利用契約の継続の効力が発生しない限り、当該契約期間の満了日をもって契約終了となります。 【契約期間満了後もリモートスタート（アプリ）利用契約またはオペレーターサービス利用契約を継続する場合】	
------	---	--

	契約期間は、上記契約期間満了日の翌日から1ヵ月間です。なお、継続したリモートスタート（アプリ）利用契約またはオペレーターサービス利用契約は、自動更新契約です。契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにリモートスタート（アプリ）利用契約もしくはオペレーターサービス利用契約の解約の効力が発生しない限り、または当社が契約期間満了日までにリモートスタート（アプリ）利用契約もしくはオペレーターサービス利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から1ヵ月間自動的に更新され、以降も同様となります。	
利用料（消費税込み）	新車購入と同時に申し込み、リモートスタート（アプリ）・オペレーターサービス3年バック利用契約を締結する場合	18,150 円
	契約期間満了後もリモートスタート（アプリ）利用契約を継続する場合	220 円／月
	契約期間満了後もオペレーターサービス利用契約を継続する場合	330 円／月
選択可能な支払方法	クレジットカード／預金口座振替／指定口座振込	

■リモートスタート（アプリ）・オペレーターサービス5年バック

(1) T-Connect スタンダード (22)

①T-Connect スタンダード (22) の契約者が、T-Connect のオプションサービスとしてリモートスタート（アプリ）およびオペレーターサービス5年バック利用契約を締結する場合

※リモートスタート（アプリ）・オペレーターサービス5年バックは新車購入と同時に申し込みの場合であり、利用車両がリモートスタート（アプリ）のサービス提供対象である場合に限ってお申し込みいただけます。

契約期間	【新車購入と同時に申し込み、リモートスタート（アプリ）・オペレーターサービス5年バック利用契約を締結する場合】 契約期間は、契約成立日から車両初度登録日以降初回の60ヵ月点検月の末日まで（以下、「契約期間」といいます）です。リモートスタート（アプリ）・オペレーターサービス5年バック契約者より所定の継続手続きが行われ、契約期間の満了日までにリモートスタート（アプリ）利用契約またはオペレーターサービス利用契約の継続の効力が発生しない限り、当該契約期間の満了日をもって契約終了となります。	
	【契約期間満了後もリモートスタート（アプリ）利用契約またはオペレーターサービス利用契約を継続する場合】 契約期間は、上記契約期間満了日の翌日から1ヵ月間です。なお、継続したリモートスタート（アプリ）利用契約またはオペレーターサービス利用契約は、自動更新契約です。契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにリモートスタート（アプリ）利用契約もしくはオペレーターサービス利用契約の解約の効力が発生しない限り、または当社が契約期間満了日までにリモートスタート（アプリ）利用契約もしくはオペレーターサービス利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から1ヵ月間自動的に更新され、以降も同様となります。	
利用料（消費税込み）	新車購入と同時に申し込み、リモートスタート（アプリ）・オペレーターサービス5年バック利用契約を締結する場合	30,250 円
	契約期間満了後もリモートスタート（アプリ）利用契約を継続する場合	220 円／月
	契約期間満了後もオペレーターサービス利用契約を継続する場合	330 円／月
選択可能な支払方法	クレジットカード／預金口座振替／指定口座振込	

オペレーターサービス Plus 利用規約

オペレーターサービス Plus 利用規約は、T-Connect 利用規約に付随して、T-Connect のオプションサービスとしてトヨタコネクティッド株式会社（以下、「TC」といいます）が提供する「オペレーターサービス Plus」および、所定の車両において T-Connect の基本サービスとして TC が提供する「オペレーターサービス」、の利用条件を定めるものです。オペレーターサービス Plus 利用規約は、T-Connect 利用規約と一体となり、その一部を構成するものであり、オペレーターサービス Plus 利用規約に定めのない事項は、T-Connect 利用規約の各条項が適用されるものとします。

第1条 （規約の適用）

1. オペレーターサービス Plus 利用規約は、TC と本サービス利用者（次条にて定義します）の本サービス（次条にて定義します）の利用に関する関係一切に適用されます。
2. TC は、本サービスの利用条件等に関して、別途、規程等（以下、「オペレーターサービス Plus 諸規程」といいます）を定めることがあります。オペレーターサービス Plus 諸規程は、オペレーターサービス Plus 利用規約と一体となり、その一部を構成するものとし、本サービス利用者は、本サービスを利用する際には、オペレーターサービス Plus 利用規約に加えてオペレーターサービス Plus 諸規程の定めも遵守するものとします。ただし、オペレーターサービス Plus 利用規約とオペレーターサービス Plus 諸規程の定めが矛盾または抵触する場合には、オペレーターサービス Plus 諸規程の定めが優先して適用されるものとします。

第2条 （定義）

オペレーターサービス Plus 利用規約において使用する次の各号に定める用語は、当該各号に定める意味を有するものとします。その他のオペレーターサービス Plus 利用規約で使用する用語は、オペレーターサービス Plus 利用規約で特段定義がされない限り、T-Connect 利用規約および T-Connect の個人情報等の取得と利用について

(<https://toyota.jp/tconnectservice/tcterms/>) において定義された意味を有するものとします。

- (1) オペレーターサービス Plus : T-Connect のオプションサービスとして TC が提供する第 5 条に規定するサービスをいいます。
- (2) オペレーターサービス : 所定の車両において T-Connect の基本サービスとして TC が提供する第 5 条に規定するサービスをいいます。
- (3) 本サービス : オペレーターサービス Plus およびオペレーターサービスを総称していいます。
- (4) オペレーターサービス Plus 契約者 : オペレーターサービス Plus 利用規約に基づき、T-Connect のオプションサービスとして、TC との間でオペレーターサービス Plus の利用に関する契約が成立した者をいいます。
- (5) オペレーターサービス Plus 利用契約 : オペレーターサービス Plus 利用規約に基づき、T-Connect のオプションサービスとして、TC およびオペレーターサービス Plus 契約者との間で成立するオペレーターサービス Plus の利用に関する契約をいいます。
- (6) オペレーターサービス Plus 車両利用者 : オペレーターサービス Plus 契約者から利用車両におけるオペレーターサービス Plus の利用を許諾された者をいいます（オペレーターサービス Plus 契約者自身を含みません）。
- (7) オペレーターサービス Plus 契約者等 : オペレーターサービス Plus 契約者およびオペレーターサービス Plus 車両利用者を総称していいます。
- (8) オペレーターサービス利用者 : オペレーターサービス Plus 利用規約に基づき、T-Connect の基本サービスとして、オペレーターサービスを利用する、T-Connect 基本契約の契約者をいいます。
- (9) オペレーターサービス車両利用者 : オペレーターサービス利用者から利用車両におけるオペレーターサービスの利用を許諾された者をいいます（オペレーターサービス利用者自身を含みません）。
- (10) オペレーターサービス利用者等 : オペレーターサービス利用者およびオペレーターサービス車両利用者を総称

していいいます。

(11) 本サービス利用者：オペレーターサービス Plus 契約者等およびオペレーターサービス利用者等を総称していいいます。

(12) オペレーターサービス Plus 利用料：オペレーターサービス Plus の提供にかかる対価・料金をいいいます。

(13) 取次先事業者：本サービスを通じて TC が本サービス利用者のために取次ぐ先の事業者いいいます。

第3条 （オペレーターサービス Plus 利用契約の申し込み）

1. オペレーターサービス Plus は、TC がオペレーターサービス Plus を利用することができる車種として指定した車両でのみ利用することができます。オペレーターサービス Plus 利用契約の申し込みにあたっては、利用車両がオペレーターサービス Plus を利用できる車種であるかどうかをあらかじめご確認ください。オペレーターサービス Plus を利用できる車種はこちら（https://toyota.jp/pages/contents/tconnectservice/contents/pdf/available_car_list.pdf）からご確認ください。
2. オペレーターサービス Plus 利用契約の申し込みは、T-Connect 基本契約の申し込みと同時に、または事前に T-Connect 基本契約が成立している場合に限り、行うことができます。

第4条 （オペレーターサービスの利用）

オペレーターサービスは、TC がオペレーターサービスを利用することができる車種として指定した車両でのみ利用することができます。オペレーターサービスを利用できる車種はこちら

（https://toyota.jp/pages/contents/tconnectservice/contents/pdf/available_car_list.pdf）からご確認ください。

第5条 （サービスの内容）

1. 本サービスは、ドライブ中の情報検索のサポートやホテルの予約等を行うサービスです。詳細はこちら（https://toyota.jp/tconnectservice/service/operatorservice_plus.html）からご確認ください。
2. オペレーターサービス Plus は、オペレーターサービス Plus 契約者およびオペレーターサービス Plus 車両利用者が利用できます。ただし、予約代行は、オペレーターサービス Plus 契約者のみ利用できます。
3. オペレーターサービスは、オペレーターサービス利用者およびオペレーターサービス車両利用者が利用できます。ただし、予約代行は、オペレーターサービス契約者のみ利用できます。

第6条 （利用条件および遵守事項）

1. TC は、オペレーターサービス Plus 契約者およびオペレーターサービス利用者のみが利用できるサービスに関して、プライバシー保護およびセキュリティ管理のため、本サービスの利用にあたって、T-Connect の申込時に付与された ID およびパスワード、またはオペレーターサービス Plus 契約者本人およびオペレーターサービス利用者本人を特定できる情報をもって、本サービスを利用しようとする者がオペレーターサービス Plus 契約者およびオペレーターサービス利用者であることを確認できない場合には、本サービスを提供できません。ただし、本サービスを提供しないことでオペレーターサービス Plus 契約者およびオペレーターサービス利用者の利益を著しく損なうおそれがあると TC が判断し、かつ本サービスを提供することが法令等に違反しない場合はこの限りではありません。
2. 情報通信端末にて本サービスを利用する場合、本サービスの利用にかかる通信費は本サービス利用者の負担となります。
3. 本サービスは、電話での対応に限るものとし、TC は、FAX、メールその他の手段による対応は行いません。
4. 本サービス利用者による、オペレーターの指名には対応しておりません。
5. 問い合わせの集中や問い合わせの内容等により、サービスの提供が遅れる場合があります。

6. TC は、本サービス利用者による本サービスの利用が、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの提供をお断りする場合があります、また、この場合において本サービス利用者が本サービスの全部または一部を利用できないことにより本サービス利用者または第三者に損害・損失等が発生した場合であっても、一切の責任を負いません。
- (1) 法令または公序良俗に違反して本サービスを利用し、あるいは利用しようとする場合
 - (2) 依頼内容の趣旨から、案内に過度な時間を要することが見込まれる場合
 - (3) 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号。その後の改正を含み、以下、「風俗営業法」といいます）第2条第1項第1号に定める風俗営業に該当する施設その他これに類する施設の案内を希望する場合
 - (4) 風俗営業法第2条第5項に定める性風俗関連特殊営業に該当する施設その他これに類する施設の案内を希望する場合
 - (5) 依頼内容について、その違法性が疑われる場合
 - (6) 依頼内容が、過度に緊急性を要するものである場合
 - (7) 前各号に掲げるもののほかTC が本サービスの利用として不適切と判断した場合

第7条 （予約代行）

- 1. オペレーターサービス Plus 契約者およびオペレーターサービス利用者は、オペレーター経由で、第5条の予約代行サービス（飲食店、ホテル、航空券等（以下、「飲食店等」といいます）の予約代行サービス）を利用することができます。
- 2. TC は、オペレーターサービス Plus 契約者およびオペレーターサービス利用者から予約手配の申出を受けたときは、当該申出を実現するために必要な範囲で、オペレーターサービス Plus 契約者およびオペレーターサービス利用者に代わり、対象となる飲食店等の事業者に対して、予約代行手続きを行うことができるものとし、オペレーターサービス Plus 契約者およびオペレーターサービス利用者はあらかじめこれを承諾します。
- 3. オペレーターサービス Plus 契約者およびオペレーターサービス利用者は、前項に基づき予約代行手続きを利用する場合は、オペレーターサービス Plus 利用規約を遵守し、旅行業約款および TC が交付する書面の内容を確認するものとします。
- 4. TC は、オペレーターサービス Plus 契約者およびオペレーターサービス利用者の希望により飲食店等の事業者への予約を代理・媒介または取次ぎするものであり、当該飲食店等の事業者のサービスを提供するものではありません。
- 5. 予約代行先との契約は、オペレーターサービス Plus 契約者およびオペレーターサービス利用者と飲食店等の事業者との間で直接成立するものであり、TC は当該契約の当事者とはならず、飲食店等の事業者が提供するサービスについて一切の責任を負いません。
- 6. オペレーターサービス Plus 契約者およびオペレーターサービス利用者は、飲食店等の事業者が提供するサービスを利用するときは、当該飲食店等の事業者が定める規定に従い利用するものとします。
- 7. TC は、予約成立後、飲食店等の事業者への連絡代行は行いません。オペレーターサービス Plus 契約者およびオペレーターサービス利用者が飲食店等の事業者との契約の全部または一部の変更または解除を希望する場合は、オペレーターサービス Plus 契約者およびオペレーターサービス利用者自らが当該飲食店等の事業者に連絡するものとします。ただし、航空券予約はこの限りでなく、オペレーターサービス Plus 契約者およびオペレーターサービス利用者が航空券予約の全部または一部の変更または解除を希望する場合は、オペレーターサービス Plus 契約者およびオペレーターサービス利用者はオペレーターサービスデスクに連絡するものとします。

第8条 （旅行業法の表示）

- 1. 本サービスの提供にあたり、旅行業法第12条の4第2項に定める取引条件の説明書面および同法第12条の5第1項に定める契約内容を記載した書面の交付が必要となる場合、TC は、当該書面の交付に代えて、My TOYOTA (WEB)

において PDF 形式（Adobe Reader で閲覧可能な状態）および HTML 形式で掲載する方法により、当該書面に記載すべき情報を提供できることとし、オペレーターサービス Plus 契約者およびオペレーターサービス利用者は、これを承諾します。

2. 前項の規定にかかわらず、オペレーターサービス Plus 契約者およびオペレーターサービス利用者は、T-Connect 利用規約記載のお問い合わせ先に連絡をすることで、当該書面の交付を求めることができるものとします。

第9条 （オペレーターサービス Plus 利用料の支払い）

オペレーターサービス Plus 契約者は、オペレーターサービス Plus 利用契約に基づき、オペレーターサービス Plus 利用料として別紙に定める金額を、TC に対して、支払うものとします。オペレーターサービス Plus 利用料の支払方法および支払期日は、オペレーターサービス Plus 利用規約および T-Connect 利用規約第 11 条に定めるところによるものとします。

第10条 （契約期間）

オペレーターサービス Plus 利用契約の契約期間は、別紙に定めるとおりとします。

第11条 （免責）

1. TC は、取次先事業者や飲食店等の事業者が提供するサービスや情報について、本サービス利用者に対して一切の責任を負いません。ただし、TC に故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。
2. TC は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービス利用者がオペレーターサービスの全部または一部を利用できないことにより本サービス利用者または第三者に損害・損失等が発生した場合であっても、一切の責任を負いません。
 - (1) 取次先事業者のサービスの故障、損壊、不具合、終了等による場合
 - (2) 取次先事業者の故意または過失による場合

第12条 （特則）

オペレーターサービス Plus 契約者のうち本条に記載のサービスプランの契約者については、T-Connect 利用規約およびオペレーターサービス Plus 利用規約の適用に関し、本条に定める特則が適用されます。

- (1) 第 3 条第 1 項に指定した車種を利用車両とし、T-Connect 利用規約第 27 条に定める法人管理契約を締結する契約者
 - (i) オペレーターサービス Plus 利用料は、利用車両として登録するリース車両の法人リース契約期間中、当該リース契約の利用料に含まれるため、オペレーターサービス Plus 利用料を別途支払う必要はありません。
 - (ii) 法人リース契約が、解約、解除、契約期間満了その他事由のいかんを問わず終了した場合、オペレーターサービス Plus 利用契約も法人リース契約が終了した時点で当然に終了します。

（付則） 2025 年 12 月 17 日改定

別紙

■オペレーターサービス Plus

(1) T-Connect スタンダード

①T-Connect スタンダードの契約者が、T-Connect のオプションサービスとして、オペレーターサービス Plus 利用契約を締結する場合

契約期間	契約期間は、契約成立日から、当該成立日の属する月を初月とした 12 ヶ月目の末日まで（年払いの場合）、または当該契約成立日の属する月の末日まで（月払いの場合）です。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。 オペレーターサービス Plus 利用契約は、自動更新契約です。オペレーターサービス Plus 契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにオペレーターサービス Plus 利用契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までにオペレーターサービス Plus 利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 年間（年払いの場合）または 1 ヶ月間（月払いの場合）自動的に更新され、以降も同様となります。	
利用料（消費税込み）	年払い	6,050 円／年
	月払い	550 円／月
選択可能な支払方法	クレジットカード／預金口座振替／指定口座振込／TOYOTA Wallet (TS CUBIC)	

②T-Connect スタンダードの契約者のうち、T-Connect 利用規約第 27 条に定める法人管理契約を締結した契約者が、T-Connect のオプションサービスとして、オペレーターサービス Plus を利用する場合

契約期間	契約期間は、契約者とリース店との間で締結される法人リース契約の契約期間をいいます。 法人リース契約の契約期間のどの時点でオペレーターサービス Plus 利用契約をしても、または、法人リース契約の契約期間に一旦解約がなされた後改めてオペレーターサービス Plus 契約がなされた場合でも、当該法人リース契約が終了した日をもって当然に終了します。	
利用料（消費税込み）	法人リース契約の利用料に含まれます。別途のお支払いは不要です。	
選択可能な支払方法	選択不要	

旅行業約款

第一章 総則

(適用範囲)

第一条 当社が旅行者との間で締結する手配旅行契約は、この約款の定めるところによります。この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。

- 2 当社が法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

(用語の定義)

第二条 この約款で「手配旅行契約」とは、当社が旅行者の委託により、旅行者のために代理、媒介又は取次をすること等により旅行者が運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるように、手配することを引き受ける契約をいいます。

- 2 この約款で「国内旅行」とは、本邦内のみの旅行をいい、「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。
- 3 この約款で「旅行代金」とは、当社が旅行サービスを手配するために、運賃、宿泊料その他の運送・宿泊機関等に対して支払う費用及び当社所定の旅行業務取扱料金(変更手数料金及び取消手数料金を除きます。)をいいます。
- 4 この約款で「通信契約」とは、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員との間で電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による申込みを受けて締結する手配旅行契約であって、当社が旅行者に対して有する手配旅行契約に基づく旅行代金等に係る債権又は債務を、当該債権又は債務が履行されるべき日以降に別に定める提携会社のカード会員規約に従って決済することについて、旅行者があらかじめ承諾し、かつ旅行代金等を第十六条第二項又は第五項に定める方法により支払うことを内容とする手配旅行契約をいいます。
- 5 この約款で「カード利用日」とは、旅行者又は当社が手配旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日をいいます。

(手配債務の終了)

第三条 当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、手配旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了します。したがって、満員、休業、条件不相当等の事由により、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった場合であっても、当社がその義務を果たしたときは、旅行者は、当社に対し、当社所定の旅行業務取扱料金(以下「取扱料金」といいます。)を支払わなければなりません。通信契約を締結した場合においては、カード利用日は、当社が運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった旨、旅行者に通知した日とします。

(手配代行者)

第四条 当社は、手配旅行契約の履行に当たって、手配の全部又は一部を本邦内又は本邦外の他の旅行者、

手配を業として行う者その他の補助者に代行させることがあります。

第二章 契約の成立

(契約の申込み)

第五条 当社と手配旅行契約を締結しようとする旅行者は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。

- 2 当社と通信契約を締結しようとする旅行者は、前項の規定にかかわらず、会員番号及び依頼しようとする旅行サービスの内容を当社に通知しなければなりません。
- 3 第一項の申込金は、旅行代金、取消料その他の旅行者が当社に支払うべき金銭の一部として取り扱います。

(契約締結の拒否)

第六条 当社は、次に掲げる場合において、手配旅行契約の締結に応じないことがあります。

- 一 通信契約を締結しようとする場合であって、旅行者の有するクレジットカードが無効である等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。
- 二 旅行者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
- 三 旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- 四 旅行者が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- 五 その他当社の業務上の都合があるとき。

(契約の成立時期)

第七条 手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第五条第一項の申込金を受理した時に成立するものとします。

- 2 通信契約は、前項の規定にかかわらず、当社が第五条第二項の申込みを承諾する旨の通知が旅行者に到達したときに成立するものとします。

(契約成立の特則)

第八条 当社は、第五条第一項の規定にかかわらず、書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく、契約の締結の承諾のみにより手配旅行契約を成立させることがあります。

- 2 前項の場合において、手配旅行契約の成立時期は、前項の書面において明らかにします。

(乗車券及び宿泊券等の特則)

第九条 当社は、第五条第一項及び前条第一項の規定にかかわらず、運送サービス又は宿泊サービスの手配のみを目的とする手配旅行契約であって旅行代金と引換えに当該旅行サービスの提供を受ける権利を表

示した書面を交付するものについては、口頭による申込みを受け付けることがあります。

- 2 前項の場合において、手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。

(契約書面)

第十条 当社は、手配旅行契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」といいます。)を交付します。
ただし、当社が手配するすべての旅行サービスについて乗車券類、宿泊券その他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するときは、当該契約書面を交付しないことがあります。

- 2 前項本文の契約書面を交付した場合において、当社が手配旅行契約により手配する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該契約書面に記載するところによります。

(情報通信の技術を利用する方法)

第十一条 当社は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、手配旅行契約を締結しようとするときに旅行者に交付する旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面又は契約書面の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」といいます。)を提供したときは、旅行者の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認します。

- 2 前項の場合において、旅行者の使用に係る通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイル(専ら当該旅行者の用に供するものに限りま

第三章 契約の変更及び解除

(契約内容の変更)

第十二条 旅行者は、当社に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の手配旅行契約の内容を変更するよう求めることができます。この場合において、当社は、可能な限り旅行者の求めに応じます。

- 2 前項の旅行者の求めにより手配旅行契約の内容を変更する場合、旅行者は、既に完了した手配を取り消す際に運送・宿泊機関等に支払うべき取消料、違約料その他の手配の変更に必要な費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の変更手続料金を支払わなければなりません。また、当該手配旅行契約の内容の変更によって生ずる旅行代金の増加又は減少は旅行者に帰属するものとします。

(旅行者による任意解除)

第十三条 旅行者は、いつでも手配旅行契約の全部又は一部を解除することができます。

- 2 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、旅行者は、既に旅行者が提供を受けた旅行サービスの対価として、又はいまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、違約料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払う費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消手続料金及び当社が得るはずであった取扱料金を支払わなければなりません。

(旅行者の責に帰すべき事由による解除)

第十四条 当社は、次に掲げる場合において、手配旅行契約を解除することがあります。

- 一 旅行者が所定の期日までに旅行代金を支払わないとき。
 - 二 通信契約を締結した場合であつて、旅行者の有するクレジットカードが無効になる等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できなくなったとき。
 - 三 旅行者が第六条第二号から第四号までのいずれかに該当することが判明したとき。
- 2 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、旅行者は、いまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、違約料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消手続料金及び当社が得るはずであった取扱料金を支払わなければなりません。

(当社の責に帰すべき事由による解除)

第十五条 旅行者は、当社の責に帰すべき事由により旅行サービスの手配が不可能になったときは、手配旅行契約を解除することができます。

- 2 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、当社は、旅行者が既にその提供を受けた旅行サービスの対価として、運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を除いて、既に收受した旅行代金を旅行者に払い戻します。
- 3 前項の規定は、旅行者の当社に対する損害賠償の請求を妨げるものではありません。

第四章 旅行代金

(旅行代金)

第十六条 旅行者は、旅行開始前の当社が定める期間までに、当社に対し、旅行代金を支払わなければなりません。

- 2 通信契約を締結したときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして旅行代金の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が確定した旅行サービスの内容を旅行者に通知した日とします。
- 3 当社は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動を生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。
- 4 前項の場合において、旅行代金の増加又は減少は、旅行者に帰属するものとします。
- 5 当社は、旅行者と通信契約を締結した場合であつて、第三章又は第四章の規定により旅行者が負担すべき費用等が生じたときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして当該費用等の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、当社が旅行者に通知した日とします。ただし、第十四条第一項第二号の規定により当社が手配旅行契約を解除した場合は、旅行者は、当社の定める期日までに、当社の定める支払方法により、旅行者が当社に支払うべき費用等を支払わなければなりません。

(旅行代金の精算)

第十七条 当社は、当社が旅行サービスを手配するために、運送・宿泊機関等に対して支払った費用で旅行者の負担に帰すべきもの及び取扱料金(以下「精算旅行代金」といいます。)と旅行代金として既に収受した金額とが合致しない場合において、旅行終了後、次項及び第三項に定めるところにより速やかに旅行代金の精算をします。

- 2 精算旅行代金が旅行代金として既に収受した金額を超えるときは、旅行者は、当社に対し、その差額を支払わなければなりません。
- 3 精算旅行代金が旅行代金として既に収受した金額に満たないときは、当社は、旅行者にその差額を払い戻します。

第五章 団体・グループ手配

(団体・グループ手配)

第十八条 当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者(以下「契約責任者」といいます。)を定めて申し込んだ手配旅行契約の締結については、本章の規定を適用します。

(契約責任者)

第十九条 当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者(以下「構成者」といいます。)の手配旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引及び第二十二条第一項の業務は、当該契約責任者との間で行います。

- 2 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出し、又は人数を当社に通知しなければなりません。
- 3 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- 4 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

(契約成立の特則)

第二十条 当社は、契約責任者と手配旅行契約を締結する場合において、第五条第一項の規定にかかわらず、申込金の支払いを受けることなく手配旅行契約の締結を承諾することがあります。

- 2 前項の規定に基づき申込金の支払いを受けることなく手配旅行契約を締結する場合には、当社は、契約責任者にその旨を記載した書面を交付するものとし、手配旅行契約は、当社が当該書面を交付した時に成立するものとします。

(構成者の変更)

第二十一条 当社は、契約責任者から構成者の変更の申出があったときは、可能な限りこれに応じます。

- 2 前項の変更によって生じる旅行代金の増加又は減少及び当該変更に要する費用は、構成者に帰属するものとします。

(添乗サービス)

第二十二條 当社は、契約責任者からの求めにより、団体・グループに添乗員を同行させ、添乗サービスを提供することがあります。

- 2 添乗員が行う添乗サービスの内容は、原則として、あらかじめ定められた旅行日程上、団体・グループ行動を行うために必要な業務とします。
- 3 添乗員が添乗サービスを提供する時間帯は、原則として、八時から二十時までとします。
- 4 当社が添乗サービスを提供するときは、契約責任者は、当社に対し、所定の添乗サービス料を支払わなければなりません。

第六章 責任

(当社の責任)

第二十三條 当社は、手配旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が第四条の規定に基づいて手配を代行させた者(以下「手配代行者」といいます。)が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して二年以内に当社に対して通知があったときに限ります。

- 2 旅行者が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、前項の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
- 3 当社は、手荷物について生じた第一項の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して、国内旅行にあっては十四日以内に、海外旅行にあっては二十一日以内に当社に対して通知があったときに限り、旅行者一名につき十五万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)として賠償します。

(旅行者の責任)

第二十四條 旅行者の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該旅行者は、損害を賠償しなければなりません。

- 2 旅行者は、手配旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、旅行者の権利義務その他の手配旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- 3 旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

第七章 営業保証金(旅行業協会の保証社員でない場合)

(営業保証金)

第二十五條 当社と手配旅行契約を締結した旅行者又は構成者は、その取引によって生じた債権に関し、当社が旅行業法第七条第一項の規定に基づいて供託している営業保証金から弁済を受けることができます。

2 当社が営業保証金を供託している供託所の名称及び所在地は、次のとおりです。

一 名称 名古屋法務局

二 所在地 愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1

車内 Wi-Fi 利用規約

車内 Wi-Fi 利用規約は、T-Connect 利用規約に付随して、T-Connect のオプションサービスとしてトヨタコネクティッド株式会社（以下、「TC」といいます）が提供する「車内 Wi-Fi」のサービスの利用条件を定めるものです。車内 Wi-Fi 利用規約は、T-Connect 利用規約と一体となり、その一部を構成するものであり、車内 Wi-Fi 利用規約に定めのない事項は、T-Connect 利用規約の各条項が適用されるものとします。

第1条 （規約の適用）

1. 車内 Wi-Fi 利用規約は、TC と車内 Wi-Fi 契約者等（次条にて定義します）との間の車内 Wi-Fi の利用に関する関係一切に適用されます。
2. TC は、車内 Wi-Fi の利用条件等に関して、別途、規程等（以下、「車内 Wi-Fi 諸規程」といいます）を定めることがあります。車内 Wi-Fi 諸規程は、車内 Wi-Fi 利用規約と一体となり、その一部を構成するものとし、車内 Wi-Fi 契約者等は、車内 Wi-Fi を利用する際には、車内 Wi-Fi 利用規約に加えて車内 Wi-Fi 諸規程の定めも遵守するものとします。ただし、車内 Wi-Fi 利用規約と車内 Wi-Fi 諸規程の定めが矛盾または抵触する場合には、車内 Wi-Fi 諸規程の定めが優先して適用されるものとします。

第2条 （定義）

車内 Wi-Fi 利用規約において使用する次の各号に定める用語は、当該各号に定める意味を有するものとします。その他の車内 Wi-Fi 利用規約で使用する用語は、車内 Wi-Fi 利用規約で特段定義がされない限り、T-Connect 利用規約および T-Connect の個人情報等の取得と利用について (<https://toyota.jp/tconnectservice/tcterms/>) において定義された意味を有するものとします。

- (1) 車内 Wi-Fi 契約者：車内 Wi-Fi 利用規約に基づき、T-Connect のオプションサービスとして、TC との間で車内 Wi-Fi の利用に関する契約が成立した者をいいます。
- (2) 車内 Wi-Fi 利用契約：車内 Wi-Fi 利用規約に基づき、T-Connect のオプションサービスとして、TC および車内 Wi-Fi 契約者との間で成立する車内 Wi-Fi の利用に関する契約をいいます。
- (3) 車内 Wi-Fi 車両利用者：車内 Wi-Fi 契約者から利用車両における車内 Wi-Fi の利用を許諾された者をいいます（車内 Wi-Fi 契約者自身を含みません）。
- (4) 車内 Wi-Fi 契約者等：車内 Wi-Fi 契約者および車内 Wi-Fi 車両利用者を総称していいます。
- (5) 車内 Wi-Fi 利用料：車内 Wi-Fi の提供にかかる対価・料金をいいます。

第3条 （車内 Wi-Fi 利用契約の申し込み）

1. 車内 Wi-Fi は、TC が車内 Wi-Fi を利用することができる車種として指定した車両でのみ利用することができます。車内 Wi-Fi 利用契約の申し込みにあたっては、利用車両が車内 Wi-Fi を利用できる車種であるかどうかをあらかじめご確認ください。車内 Wi-Fi が利用できる車種は、こちら (https://toyota.jp/pages/contents/tconnectservice/contents/pdf/available_car_list.pdf) からご確認ください。
2. 車内 Wi-Fi 利用契約の申し込みは、T-Connect 基本契約の申し込みと同時に、または事前に T-Connect 基本契約が成立している場合に限り、行うことができるものとします。

第4条 （サービスの内容）

1. 車内 Wi-Fi は、車載機および DCM の通信システムを利用して、利用車両の車内におけるインターネット接続環境を提供するサービスです。詳細はこちら (https://toyota.jp/tconnectservice/service/wifi_incar.html) からご確認ください。

2. 車内 Wi-Fi は、車内 Wi-Fi 契約者および車内 Wi-Fi 車両利用者が利用できます。

第5条 （利用条件および遵守事項）

1. 車内 Wi-Fi 契約者等は、車内 Wi-Fi の利用に必要な ID およびパスワード等（以下、「車内 Wi-Fi 用 ID 等」といいます）を自らの責任で適切に管理するものとします。車内 Wi-Fi 用 ID 等の下で行われた一切の行為は、車内 Wi-Fi 契約者等による行為とみなされ、TC は、車内 Wi-Fi 用 ID 等の不正利用に関し一切の責任を負わないものとします。
2. 電波状況、通信回線の混雑等により、車内 Wi-Fi が利用できず、または、通信速度が低下する場合があります。TC は、車内 Wi-Fi 契約者および車内 Wi-Fi 車両利用者に対し、これらにつき一切の責任を負いません。
3. 本条に規定するほか、車内 Wi-Fi の提供条件の詳細については、TC が別途定める DCM 通信サービスに関する重要事項説明書および車内 Wi-Fi の通信サービスに関するご説明書をご確認ください。

<https://toyota.jp/tconnectservice/tcterms/>

第6条 （車内 Wi-Fi 利用料の支払い）

車内 Wi-Fi 契約者は、車内 Wi-Fi 利用契約に基づき、車内 Wi-Fi 利用料として別紙に定める金額を、TC に対して支払うものとします。車内 Wi-Fi 利用料の支払方法および支払期日は、車内 Wi-Fi 利用規約および T-Connect 利用規約第 11 条に定めるところによるものとします。

第7条 （契約期間）

車内 Wi-Fi 利用契約の契約期間は、別紙に定めるとおりとします。

（付則）2025 年 12 月 17 日改定

別紙

■車内 Wi-Fi

(1) T-Connect スタンダード (22)、T-Connect スタンダード (22) コネクティッドナビ付、T-Connect スタンダード (22) コネクティッドナビ (車載ナビ有) 付

①車内 Wi-Fi の利用ができる車種における T-Connect スタンダード (22)、T-Connect スタンダード (22) コネクティッドナビ付または T-Connect スタンダード (22) コネクティッドナビ (車載ナビ有) 付の契約者が、T-Connect のオプションサービスとして、車内 Wi-Fi 利用契約を締結する場合

契約期間	契約期間は、契約成立日から当該契約成立日の属する月の末日までです。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。 車内 Wi-Fi 利用契約は、自動更新契約です。車内 Wi-Fi 契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までに車内 Wi-Fi 利用契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までに車内 Wi-Fi 利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 ヶ月間自動的に更新され、以降も同様となります。 ただし、車載機 (ナビ) より支払方法を TOYOTA Wallet (Wallet QR) にて申し込んだ場合は、当該契約は自動更新されません。 この場合、当該契約期間の満了日をもって契約終了となります。
利用料 (消費税込み)	1,650 円/月
選択可能な支払方法	クレジットカード/TOYOTA Wallet (TS CUBIC) /TOYOTA Wallet (Wallet QR)

(2) T-Connect (25)

①車内 Wi-Fi の利用ができる車種における T-Connect (25) の契約者が、T-Connect のオプションサービスとして、車内 Wi-Fi 利用契約を締結する場合

契約期間	契約期間は、契約成立日から当該契約成立日の属する月の末日までです。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。 車内 Wi-Fi 利用契約は、自動更新契約です。車内 Wi-Fi 契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までに車内 Wi-Fi 利用契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までに車内 Wi-Fi 利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 ヶ月間自動的に更新され、以降も同様となります。
利用料 (消費税込み)	1,650 円/月
選択可能な支払方法	クレジットカード/TOYOTA Wallet (TS CUBIC)

車内 Wi-Fi の通信サービスに関するご説明書

本説明書は、以下のサービスプランをご契約された契約者のみご確認ください。

「T-Connect スタンダード（22）」「T-Connect スタンダード（22）コネクティッドナビ付」
「T-Connect スタンダード（22）コネクティッドナビ（車載ナビ有）付」「T-Connect（25）」の
オプションサービスである車内 Wi-Fi

本説明書は、T-Connect のオプションサービスとして車内 Wi-Fi をご契約の場合に提供される Wi-Fi によるインターネット接続サービスの契約内容に関する重要なお知らせです。十分にご確認ください。

なお、本説明書で使用する用語は、本説明書で特段定義がされない限り、T-Connect 利用規約で定義された意味を有するものとします。

電気通信事業者の名称		トヨタコネクティッド株式会社（以下、「TC」といいます）
電気通信事業者の連絡先		【T-Connect サポートセンター】 TEL：0800-500-6200 受付時間：9:00～18:00 年中無休
契約者情報		車載機の「T-Connect」または「T-Connect 設定」内に契約者氏名、住所、電話番号が掲載されています。
有料オプションサービス	サービス名称	車内 Wi-Fi
	種類	仮想移動電気通信サービス（MVNO サービス）（無線インターネット専用サービス）
	品質	- 車内 Wi-Fi は KDDI 株式会社（以下、「KDDI」といいます）の通信回線による専用通信モジュール（DCM）を利用しており、DCM の通信方式は、KDDI の LTE 対応の au 携帯電話の通信方式と同一です。 - 回線の状況や契約者のご利用場所等により、通信速度が大幅に低下する場合や、通信自体がご利用いただけなくなる場合があります（DCM による通信はベストエフォート方式を採用しています）。 - T-Connect はデータ取得に通信を利用するため、通信環境の整わない状況では車内 Wi-Fi を利用できません。
	提供を受けることができる場所	- サービスエリアについては、KDDI のホームページでご確認ください。 - トンネル内・地下・屋内・ビルの陰・山間部等の電波の届かないところや、サービスエリア外ではご使用になれません。また、高地・高層ビル等の高層階等の電波状態の悪いところおよび気象条件によっては、ご利用になれないことがあります。
提供される電気通信役務	緊急通報に係る制限	緊急通報を利用することはできません（警察、海上保安機関、消防機関へ直接的に通報することはできません）。
	青少年有害情報フィルタリング	車内 Wi-Fi を利用することで、青少年がインターネット上の青少年有害情報を閲覧する可能性があるほか、場合によっては、青少年が違法または有害な行為に関与する可能性があります。車内 Wi-Fi 利用契約の契約者または使用者に 18 歳未満の青少年が含まれる場合には、青少年有害情報フィルタリングサービスのご利用を条件として、車内 Wi-Fi を提供します。 青少年有害情報フィルタリングサービスのご利用が必要な場合には、別途、自らの責任と負担にて、当該サービスをご契約ください。 【青少年有害情報フィルタリングサービス】 i-フィルター for マルチデバイス（デジタルアーツ株式会社提供）

の内容		https://www.daj.jp/cs/products/multidevice/ (なお、上記は青少年有害情報フィルタリングサービスの一例であり、上記サービスのご利用に限定するものではありません) 車内 Wi-Fi 利用契約の契約者または使用者が青少年であるにもかかわらず、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を希望しない場合には、青少年が青少年有害情報を閲覧することがないよう、保護者において適切に監督いただく必要があります。この場合、TC の求めに応じ、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない正当な理由等が記載された書面を提出しなければなりません。
	その他の利用制限	・直近 3 日間（当日は含みません）で合計 6GB 以上の通信をした場合、終日速度制限がかかることがあります。ただし、DCM 通信における速度制限の対象となるデータ通信量は、KDDI により変更される場合があります。 ・ヘルプネットでの緊急通報中および保守点検中は、ヘルプネットの通信が優先されるため、車内 Wi-Fi を含む、その他の T-Connect サービスをご利用できない可能性があります。 ・将来において、KDDI にて、停波や通信に使用する電波の割当て等が変更になった場合、T-Connect および車内 Wi-Fi が使用できなくなる場合があります（その場合は事前にご連絡いたします）。 ・GPS 信号を長い間（数ヵ月間）受信していないとき、または 12V バッテリーとの接続が断たれたときは、データ通信ができなくなることがあります。この場合は、GPS 信号が受信できる場所に車を移動した後、データ通信が可能となっていることを確認してください。
	DCM による通信サービスの提供開始時期	車内 Wi-Fi 利用契約の成立日から提供します（車載機にて利用開始のための手続き・設定を完了した日です）。
	通信料金、その他の料金、期間限定の割引の適用期間等の条件等	・車内 Wi-Fi をご利用の場合、T-Connect 基本利用料等に加え、車内 Wi-Fi 利用料（1,650 円／月、消費税込み）のお支払いが必要です。 ・車内 Wi-Fi 利用料額およびお支払方法の詳細については T-Connect 利用規約および車内 Wi-Fi 利用規約に記載していますのでご確認ください。 【T-Connect 利用規約および車内 Wi-Fi 利用規約】 https://toyota.jp/tconnectservice/tcterms/ ・キャンペーンにより、車内 Wi-Fi 利用料が割引となっている場合があります。キャンペーンの割引適用の有無や詳細については、My TOYOTA（WEB）にて車内 Wi-Fi の契約内容をご確認ください。
	料金の支払方法・時期	契約者が選択した支払方法が適用されますので、支払方法は My TOYOTA（WEB）の「ご利用明細」でご確認ください。 なお、車内 Wi-Fi 利用料の締め日は当月末日、決済日は翌月 1 日です。 ・クレジットカードによる支払い：支払時期は、契約者と各カード会社との約定に基づきますので、カード会社へお問い合わせください。 ・TOYOTA Wallet（TS CUBIC）による支払い：支払時期は、契約者と各カード会社との約定に基づきますので、カード会社へお問い合わせください。 ・TOYOTA Wallet（Wallet QR）による支払い：TOYOTA Wallet（Wallet QR）のご請求は、トヨタファイナンスサービス株式会社が定める条件に基づきます。
	契約解除・契約変更の連	・車内 Wi-Fi は、車内 Wi-Fi 利用契約を解約する旨の届出が TC に到達した日の属する契

絡先および方法	約期間の満了日をもって解約することができます。解約を希望するときは、My TOYOTA (WEB) もしくは車載機にて手続きを行うか、またはT-Connect サポートセンターにご連絡ください。My TOYOTA (WEB) または車載機での解約手続きには、「TOYOTA アカウント」とT-Connect IDを連携させたうえ、「TOYOTA アカウント」に登録しているメールアドレスおよびパスワードによるログインが必要です (T-Connect (25) の契約者は車載機からの解約手続きをご利用いただけません)。 万が一、解約手続きを実施しないまま、お車を処分する等した場合は、My TOYOTA (WEB) にて解約手続きを行うか、電気通信事業者の連絡先 (T-Connect サポートセンター) にご連絡ください。
契約解除・契約変更の条件等	- T-Connect 利用契約が解約その他理由のいかんを問わず終了した場合、車内 Wi-Fi 利用契約も T-Connect 利用契約が終了した時点で自動的に終了します。 - 車内 Wi-Fi 利用契約期間中の解約であっても、支払済みの車内 Wi-Fi 利用料金は返金されません。 - 車内 Wi-Fi 利用契約は、自動更新契約です。車内 Wi-Fi 利用契約の契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までに車内 Wi-Fi 利用契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までに車内 Wi-Fi 利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 ヶ月間自動的に更新され、以降も同様となります。 ただし、車載機より支払方法を TOYOTA Wallet (Wallet QR) にて申し込んだ場合は、当該契約は自動更新されません。この場合、当該契約期間の満了日をもって契約終了となります。 - 車内 Wi-Fi 利用契約の契約者の希望により、車内 Wi-Fi サービスについての契約内容の変更をすることはできません。
初期契約解除制度の案内	車内 Wi-Fi は、初期契約解除制度の対象です。 - 本書面を契約者が受領した日から起算して 8 日を経過するまでの間、書面により車内 Wi-Fi の利用に係る契約の解除を行うことができます。この効力は書面を発した時に生じます。 - この場合、契約者は損害賠償もしくは違約金その他の金銭等を請求されることはありません。また、契約に関連して TC が金銭等を受領している際には当該金銭等を契約者に返還いたします (ただし、電気通信事業法その他の法令に基づき TC が契約者に請求することができる金銭を除きます)。 - TC または販売店が初期契約解除制度について不実のことを告げたことにより契約者が告げられた内容が事実であるとの誤認をし、これによって 8 日を経過するまでに契約を解除しなかった場合、改めて車内 Wi-Fi に係る契約の解除を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して 8 日を経過するまでの間であれば車内 Wi-Fi に係る契約を解除することができます。 【お問い合わせ先・書面の送付先】 〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦一丁目 11 番 11 号 名古屋インターシティ 14 階 トヨタコネクティッド株式会社 (T-Connect サポートセンター) TEL : 0800-500-6200

	<書面による解除の記載例> 〒 460-0003 愛知県名古屋市中区錦一丁目 11 番 11 号 名古屋インターシティ 14 階 トヨタコネクティッド株式会社 T-Connect サポートセンター 行 契約書面受領日（契約成立日） ○年○月○日 ①ご住所 ②ご契約者名 ③お電話番号 ④T-Connect ID #***** ⑤契約サービス 車内 Wi-Fi 上記契約を解除します。
--	--

(付則) 2025 年 12 月 17 日改定

運転支援アップデート利用規約

運転支援アップデート利用規約は、T-Connect 利用規約に付随して、T-Connect のオプションサービスとしてトヨタコネクティッド株式会社（以下、「TC」といいます）とトヨタ自動車株式会社（以下、「TMC」といい、TC および TMC を総称して「当社」といいます）が提供する運転支援機能のソフトウェアアップデートサービス（以下、「運転支援アップデート」といいます）のサービスの利用条件を定めるものです。運転支援アップデート利用規約は、T-Connect 利用規約と一体となり、その一部を構成するものであり、運転支援アップデート利用規約に定めのない事項は、T-Connect 利用規約の各条項が適用されるものとします。

第1条 （規約の適用）

1. 運転支援アップデート利用規約は、当社と運転支援アップデート契約者（次条にて定義します）との間の運転支援アップデートの利用に関する関係一切に適用されます。
2. 当社は、運転支援アップデートの利用条件等に関して、別途、規程等（以下、「運転支援アップデート諸規程」といいます）を定めることがあります。運転支援アップデート諸規程は、運転支援アップデート利用規約と一体となり、その一部を構成するものとし、運転支援アップデート契約者は、運転支援アップデートを利用する際には、運転支援アップデート利用規約に加えて運転支援アップデート諸規程の定めも遵守するものとします。ただし、運転支援アップデート利用規約と運転支援アップデート諸規程の定めが矛盾または抵触する場合には、運転支援アップデート諸規程の定めが優先して適用されるものとします。

第2条 （定義）

運転支援アップデート利用規約において使用する次の各号に定める用語は、当該各号に定める意味を有するものとします。その他の運転支援アップデート利用規約で使用する用語は、運転支援アップデート利用規約で特段定義されない限り、T-Connect 利用規約および T-Connect の個人情報等の取得と利用について

(<https://toyota.jp/tconnectservice/tcterms/>) において定義された意味を有するものとします。

- (1) 運転支援アップデート契約者：運転支援アップデート利用規約に基づき、T-Connect のオプションサービスとして、当社との間で運転支援アップデート利用契約が成立した者をいいます。
- (2) 運転支援アップデート利用契約：運転支援アップデート利用規約に基づき、T-Connect のオプションサービスとして、当社および運転支援アップデート契約者との間で成立する運転支援アップデートの利用に関する契約をいいます。
- (3) 運転支援アップデート利用車両：運転支援アップデート契約者が所有または利用等する権限を有する車両のうち、運転支援アップデート利用契約に基づき、運転支援アップデートを利用できる車両をいいます。
- (4) 運転支援アップデート利用料：運転支援アップデートの提供にかかる対価・料金をいいます。

第3条 （運転支援アップデート利用契約の申し込み）

1. 運転支援アップデートは、当社が運転支援アップデートを利用することができる車種として指定した車両でのみ利用することができます。運転支援アップデート利用契約の申し込みにあたっては、利用車両が運転支援アップデートを利用できる車種であるかどうかをあらかじめご確認ください。運転支援アップデートが利用できる車種はこちら (<https://toyota.jp/safety/update/>) からご確認ください。
2. 運転支援アップデート利用契約の申し込みは、事前に T-Connect 基本契約が成立している場合に限り、行うことができるものとします。

第4条 （サービスの内容）

1. 運転支援アップデートは、運転支援機能のソフトウェアアップデートサービスです。運転支援アップデートの各商品の種類および詳細はこちら (<https://toyota.jp/safety/update/>) からご確認ください。

2. 運転支援アップデートは、運転支援アップデート契約者が利用できます。

第5条 (利用条件および遵守事項)

1. 運転支援アップデートの申し込み後、運転支援アップデート利用契約を解約することはできません。
2. 運転支援アップデートの利用によりアップデートされた運転支援アップデート利用車両の運転支援機能は、T-Connect 利用契約が解約、解除、契約期間満了等により終了した場合も、継続して利用できます。ただし、運転支援アップデートの利用後に、前方カメラの部品交換がされた場合、同じ機能を引続き利用するためには、その時点で T-Connect 利用契約が有効である必要があります。
3. 運転支援アップデートに基づくソフトウェアアップデートの実行後は、前のバージョンに戻すことはできません。
4. 運転支援アップデートを運転支援アップデート利用車両以外の車両や他の機器で利用することはできません。

第6条 (運転支援アップデート利用料の支払い)

1. 運転支援アップデート契約者は、運転支援アップデート利用契約に基づき、TC に対し、別途指定される運転支援アップデート利用料を支払うものとします。また、運転支援アップデート契約者は、運転支援アップデートの利用に関し賦課される消費税その他の税を負担するものとします。なお、消費税率が税法の改定により変動した時は、変動後の税率に各料金が自動改定されるものとします。
2. 運転支援アップデート契約者は、次の表に定める方法のうち、運転支援アップデート契約者が指定し TC が承認したいずれかの方法により、運転支援アップデート利用料を支払うものとします。なお、運転支援アップデート契約者とクレジットカード会社、収納代行会社または金融機関等との間で紛争が発生した場合、当該紛争は各々該当する当事者間で解決されるものとし、当社は、一切の責任を負いません。

利用契約締結方法と 選択可能な支払い方法	当社が指定する販売店の店頭	・クレジットカード ・預金口座振替（口座引落し） ・指定口座振込
	車載機（ナビ）	・クレジットカード ・TOYOTA Wallet（Wallet QR）
	My TOYOTA（WEB）	・クレジットカード ・TOYOTA Wallet（TS CUBIC）

3. 運転支援アップデート契約者は、前二項に基づき所定期日までに運転支援アップデート利用料の支払をしない場合には、当社により、運転支援アップデート利用車両のアップデートされた部分の運転支援機能の提供が停止され、当該機能が利用できなくなることをあらかじめ承諾します。

第7条 (免責事項)

当社は、運転支援アップデートについて、動作、品質、提供情報の正確性その他一切を保証するものではなく、運転支援アップデートの利用に関して運転支援アップデート契約者または運転支援アップデート利用車両の利用者に損害・損失等が発生した場合であっても、一切の責任を負いません。以上の定めにもかかわらず、当社の責めに帰すべき事由によって運転支援アップデート契約者または運転支援アップデート利用車両の利用者に生じた損害の賠償責任を負う場合、その賠償額は、当該損害または損失を発生させる事由となった運転支援アップデートの各商品の利用料を上限とするものとします（当社に故意または重大な過失がある場合を除きます）。なお、運転支援アップデートの利用は運転支援アップデート利用車両本体の保証に影響を及ぼすものではなく、新車購入時の保証内容や保証期間が引き続き適用されます。

別紙

■運転支援アップデート トヨタセーフティセンス最新化1

(1) T-Connect エントリー (22)、T-Connect スタンダード (22)、T-Connect スタンダード (22) コネクティッドナビ付、T-Connect スタンダード (22) コネクティッドナビ (車載ナビ有) 付

①Toyota Safety Senseを搭載した運転支援アップデート (トヨタセーフティセンス最新化1) 対応車両のT-Connect エントリー (22)、T-Connect スタンダード (22)、T-Connect スタンダード (22) コネクティッドナビ付またはT-Connect スタンダード (22) コネクティッドナビ (車載ナビ有) 付の契約者が、T-Connect のオプションサービスとして、運転支援アップデート利用契約 (トヨタセーフティセンス最新化1) を締結する場合

利用料 (消費税込み)	11,000 円 ※トヨタセーフティセンス最新化1の購入代金であり、1つの車両に対して同じ機能のアップデートは1回限りです。 対象機能は、T-Connect 利用契約が解約、解除、契約期間満了等により終了した後も、継続してご利用いただけます。ただし、前方カメラの部品交換をした場合は、運転支援アップデートに関する情報が保持された部品も交換されるため、再度ご利用いただくにはT-Connect 利用契約が必要です。
選択可能な支払方法	クレジットカード／預金口座振替／指定口座振込／TOYOTA Wallet (TS CUBIC) ／TOYOTA Wallet (Wallet QR)

※当社は、運転支援アップデートについて、動作、品質、提供情報の正確性その他一切を保証するものではなく、運転支援アップデートの利用に関して契約者または利用車両の利用者に損害・損失等が発生した場合であっても、一切の責任を負いません。以上の定めにもかかわらず万が一、当社の責めに帰すべき事由によって契約者または利用車両の利用者に損害が生じ賠償責任を負う場合、その賠償額は、当該損害または損失を発生させる事由となった運転支援アップデートの各商品の利用料を上限とするものとします (当社に故意または重大な過失がある場合を除きます)。なお、運転支援アップデートの利用は利用車両本体の保証に影響を及ぼすものではなく、新車購入時の保証内容や保証期間が引き続き適用されます。

■運転支援アップデート トヨタセーフティセンス最新化2

(1) T-Connect エントリー (22)、T-Connect スタンダード (22)、T-Connect スタンダード (22) コネクティッドナビ付、T-Connect スタンダード (22) コネクティッドナビ (車載ナビ有) 付

①Toyota Safety Senseを搭載した運転支援アップデート (トヨタセーフティセンス最新化2) 対応車両のT-Connect エントリー (22)、T-Connect スタンダード (22)、T-Connect スタンダード (22) コネクティッドナビ付またはT-Connect スタンダード (22) コネクティッドナビ (車載ナビ有) 付の契約者が、T-Connect のオプションサービスとして、運転支援アップデート利用契約 (トヨタセーフティセンス最新化2) を締結する場合

利用料 (消費税込み)	11,000 円 ※トヨタセーフティセンス最新化2の購入代金であり、1つの車両に対して同じ機能のアップデートは1回限りです。 対象機能は、T-Connect 利用契約が解約、解除、契約期間満了等により終了した後も、継続してご利用いただけます。ただし、前方カメラの部品交換をした場合は、運転支援アップデートに関する情報が保持された部品も交換されるため、再度ご利用いただくにはT-Connect 利用契約が必要です。
選択可能な支払方法	クレジットカード／預金口座振替／指定口座振込／TOYOTA Wallet (TS CUBIC) ／TOYOTA Wallet (Wallet QR)

※当社は、運転支援アップデートについて、動作、品質、提供情報の正確性その他一切を保証するものではなく、運転支援アップデートの利用に関して契約者または利用車両の利用者に損害・損失等が発生した場合であっても、一切の責任を負いません。以上の定めにもかかわらず万が一、当社の責めに帰すべき事由によって契約者または利用車両の利用者に損害が生じ賠償責任を負う場合、その賠償額は、当該損害または損失を発生させる事由となった運転支援アップデートの各商品の利用料を上限とするものとします (当社に故意または重大な過失がある場合を除きます)。なお、運転支援アップデートの利用は利用車両本体の保証に影響を及ぼすものではなく、新車購入時の保証内容や保証期間が引き続き適用されます。

※KINTO Unlimitedの運転支援アップデート「トヨタセーフティセンス最新化2」の対象車種 (<https://kinto-jp.com/unlimited/>) につきましては、運転支援アップデート「トヨタセーフティセンス最新化2」をTMCが単独で提供するものとし、運転支援アップデート利用規約各条項の「当社」は「TMC」に読み替えるものとします。また、この場合の利用料は、契約者と株式会社 KINTO との間で締結した自動車のリース契約の料金に含まれ、別途発生するものではありません。